

平成27年第1回定例会

# 上士幌町議会会議録

平成27年 3月3日 開会

平成27年 3月20日 閉会

上士幌町議会

## 平成27年第1回上士幌町議会定例会会議録目次

### 第1号（平成27年3月3日）

出欠席議員	1
職務のため出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
意見書案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
意見書案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
町政執行方針・教育行政執行方針	9
議案第1号から議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
議案第7号及び議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託	41
議案第9号及び議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
議案第13号から議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第18号及び議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第24号から議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託	81
散会の宣告	84
署名議員	87

### 第2号（平成27年3月17日）

出欠席議員	89
職務のため出席した者の職氏名	89
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	89
議事日程	90
開議の宣告	91
議会運営委員会の報告	91
一般質問	91
山本裕吾議員	91
伊東久子議員	104
山本弘一議員	114
山本和子議員	123
散会の宣告	137
署名議員	139

### 第3号（平成27年3月20日）

出欠席議員	141
職務のため出席した者の職氏名	141
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	141
議事日程	142
開議の宣告	144
議会運営委員会の報告	144
議案第7号及び議案第8号の上程、報告、質疑、討論、採決	145
議案第24号から議案第29号の上程、報告、質疑、討論、採決	147
同意第1号の上程、説明、採決	153
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
議案第31号及び議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	156
監報告第1号及び監報告第2号の上程、報告	168
閉会中の継続調査の申出について	169
閉会の宣告	169
署名議員	171

3 月 3 日

平成 27 年 第 1 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招集年月日	平成 27 年 3 月 3 日									
招集の場所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開会・閉会 日時及び宣告	開 会	平成27年 3月 3日 午前10時00分					議 長	杉 山 幸 昭		
	散 会	平成27年 3月 3日 午後 3時58分					議 長	杉 山 幸 昭		
応（不応）招議員並び に 出席及び欠席議員  出 席 11名 欠 席 0名 欠 員 一名  ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 △公 公務欠席 遅 遅 刻 早 早 退	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
	1	伊 東 久 子	○	7	角 田 久 和	○				
	2	堂 畑 義 雄	○	8	山 本 和 子	○				
	3	山 本 弘 一	○	9	山 本 裕 吾	○				
	4	中 村 保 嗣	○	10	中 島 卓 蔵	○				
	5	渡 部 信 一	○	11	杉 山 幸 昭	○				
	6	佐々木 守	○							
会議録署名議員	2番 堂 畑 義 雄 議 員				10番 中 島 卓 蔵 議 員					
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	議会事務局長	斉 藤 明 宏			議会事務局主査	櫻 井 淳 史				
地方自治法第121条 の規定により説明のため 出席した者の職氏名	町 長	竹 中 貢			建設課長	尾 形 昌 彦				
	副 町 長	千 葉 与 四 郎			子育て推進室長	並 木 学				
	会 計 管 理 者	綿 貫 光 義			教育委員会教育長	馬 場 久 男				
	総 務 課 長	高 嶋 幸 雄			教育委員会教育委員長	西 田 英 豊				
	企 画 財 政 課 長	早 坂 清 光			教育委員会教育次長	石 王 良 郎				
	町 民 課 長	(会計管理者兼務)			農業委員会会長	早 坂 晴 雄				
	保 健 福 祉 課 長	野 中 美 尾			農業委員会事務局長	馬 場 俊 之				
	保 育 課 長	高 橋 智			代表監査委員	新 田 勝 幸				
	農 林 課 長	松 岡 秀 行								

	商工観光課長	柚原幸二		
--	--------	------	--	--

## 平成27年第1回上士幌町議会定例

### 議事日程(第1号)

平成27年3月3日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 意見書案第50号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書の提出について
- 日程第 5 意見書案第51号 農協関係法制度の見直しに関する意見書の提出について
- 日程第 6 町政執行方針・教育行政執行方針
- 日程第 7 議案第 1号 平成26年度上士幌町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 8 議案第 2号 平成26年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第 9 議案第 3号 平成26年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第 4号 平成26年度上士幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第 5号 平成26年度上士幌町水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第 6号 平成26年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第 7号 上士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第 8号 上士幌町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第 9号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 上士幌町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

- 日程第17 議案 第11号 上士幌町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案 第12号 上士幌町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案 第13号 上士幌町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案 第14号 上士幌町ナイト高原牧場観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案 第15号 上士幌町三国峠休憩施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案 第16号 糠平湖畔休憩施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案 第17号 糠平温泉スキー場総合管理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案 第18号 上士幌町子ども医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案 第19号 上士幌町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案 第20号 上士幌町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案 第21号 上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案 第22号 上士幌町中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第29 議案 第23号 十勝圏複合事務組合理約の変更について
- 日程第30 議案 第24号 平成27年度上士幌町一般会計予算
- 日程第31 議案 第25号 平成27年度上士幌町国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案 第26号 平成27年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案 第27号 平成27年度上士幌町介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案 第28号 平成27年度上士幌町水道事業特別会計予算
- 日程第35 議案 第29号 平成27年度上士幌町公共下水道事業特別会計予算



---

◎開会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） ただいまより、平成7年第1回上士幌町議会定例会を開会いたします。

本日の議案説明のため、地方自治法第1条の規定により関係説明員の出席を求めています。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員長より、本日の議事運営について発言を求めます。

議会運営委員長、渡部信一議員。

○議会運営委員長（渡部信一議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、2月7日、委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されましたことについてご報告申し上げます。

1点目は、日程第7、議案第1号から日程第5、議案第6号までの平成6年度各会計補正予算の審議は、一括提案を受け、審査は一般会計については款ごと、5特別会計は会計ごと一括して質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

2点目は、日程第3、議案第7号から日程第4、議案第8号につきましては、2案を一括上程及び質疑を行うこととし、総務文教厚生常任委員会に付託することといたします。

3点目は、日程第5、議案第9号から日程第6、議案第10号の2件は、関連がありますので、一括提案及び質疑とし、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

4点目は、日程第9、議案第13号から日程第23、議案第17号の5件は、関連がありますので、一括提案及び質疑とし、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

す。

5点目は、日程第24、議案第18号から日程第25、議案第19号の2件は、関連がありますので、一括提案及び質疑とし、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

6点目は、日程第30、議案第24号から日程第35、議案第29号までの平成27年度各会計当初予算は、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うことといたしますので、当初予算案に対する質疑は、大綱的な質疑にとどめるようご協力をお願いいたします。

また、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長は、あらかじめ議会運営委員会において協議しておりますので、議長の指名により、委員長及び副委員長を選任いたしますので、ご承知願います。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山幸昭議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第9条の規定により、議長において、2番、堂畑義雄議員、10番、中島卓蔵議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定について

○議長（杉山幸昭議長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月20日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に予定表を配付しておりますので、ご承知願います。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（杉山幸昭議長） 日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に、平成26年12月1日から平成27年2月28日までの間の議会の諸会議

等について報告書を配付しております。内容等の朗読は省略いたします。

次に、議会運用例第147条の1の規定による議会議員の受賞報告と、議会運用例第147条の2の規定による表彰の伝達を行います。

去る2月6日開催の全国町村議会議長会定期総会におきまして、議会議員の自治功労者表彰が行われました。本町議会から町村議員として15年以上その職に当たる者として、伊東久子副議長、堂畑義雄議員、中島卓蔵議員の3名が表彰されましたことをご報告申し上げます。

これより、その表彰の伝達を行います。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時06分)

---

○議長（杉山幸昭議長） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時10分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 以上が諸般の報告であります。

諸般の報告に対する質疑は、議会運用例第147条の1第1項の規定により、これを省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

---

◎意見書案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第4、意見書案第0号TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である3番、山本弘一議員から提案理由の説明を求めます。

3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） ただいま上程されました意見書案第0号TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書の提出について、提案理由についてのご説明を申し上げます。

この意見書につきましては、上士幌町農協から要請があり、さきの議会運営委員会におきまして議会運営委員全員のご賛同を得まして、私が提案者となった次第であります。

TPP交渉国際貿易交渉に係る意見書（案）。

TPP交渉については、大筋合意に向けて、閣僚会合や首席交渉官会合、日米二国間協議などが断続的に行われております。また、交渉内容については、アメリカ合衆国の

特別輸入枠設定や牛肉・豚肉の関税引き下げなどが報じられており、引き続き予断を許さない状況が続いております。

TPPは農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。

このため、これまで多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、TPP協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてまいりました。

つきましては、下記の事項につき要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

1 政府は平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、TPPから脱退すること。

2 EPA・FTA等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

議員各位の満場のご賛同を賜り、この意見書案をご可決いただき、関係者に送付いただきますようお願い申し上げます。

以上をもって、意見書案第50号の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって意見書案第50号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより意見書案第50号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第50号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第5、意見書案第1号農協関係法制度の見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である3番、山本弘一議員から提案理由の説明を求めます。

3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） ただいま上程されました意見書案第1号農協関係法制度の見直しに関する意見書の提出について、その提案理由についてのご説明を申し上げます。

この意見書につきましては、上士幌町農協から要請があり、さきの議会運営委員会におきまして議会運営委員全員のご賛同を得まして、私が提案者となった次第であります。

以下、読み上げて提案説明といたします。

農協関係法制度の見直しに関する意見書（案）。

農協関係法制度の見直しについては、与党・政府内で検討が進められ、その骨格案が決定されたところであります。このことは農業協同組合系統組織の持つ機能が損なわれると同時に、北海道並びに本町の農業、地域の持続的発展に支障をきたすおそれがあります。

これを受け、JAグループ北海道では、農家組合員の所得向上と農村地域の活性化による持続可能な北海道農業と豊かな地域社会の実現を目指し、自己改革の実践に着手したところでありますが、最終的な法案の制定までは、継続的な意見反映が必要となります。

今後、農協法改正案の取扱いにあたり、地域農業・農村の持続的発展をはかるため下記の通り要請致しますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

1 食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること。

2 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。

3 JA・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

議員各位の満場の賛同を賜り、この意見書案をご可決いただき、関係者に送付いただきますようお願いいたします。

以上をもって、意見書案第 51 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって意見書案第 51 号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより意見書案第 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第 51 号は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩いたします。

（午前 10 時 19 分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 19 分）

---

#### ◎町政執行方針・教育行政執行方針

○議長（杉山幸昭議長） 日程第 6、町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を行います。

町長及び教育委員長から、平成 7 年度の町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を行いたい旨の申し出がありますので、順次これを行います。

初めに、町長から町行政執行方針の説明を願います。

町長、竹中貢君。

○竹中 貢町長 平成 27 年第 1 回上士幌町議会定例会に当たり、町政執行の基本的な方針と主要な施策につきまして所信を申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

昨年 5 月、民間の有識者で組織する日本創成会議・人口減少検討分科会 2040 年、地方における若年女性の半減により全国 800 自治体の半数が消滅のおそれがあると発表し、東京の一極集中の是正や結婚・子育て環境の整備について訴えています。

人口減少問題は国の盛衰に直結するという危機感のもと、政府一丸となって取り組む体制を整備することを表明し、まち・ひと・しごと創生本部を設立し、人口減少の克服や地方が日本を変えるとの考えのもとで、地方創生を最重要課題の一つとして動き出しました。

政府は、50年後も人口1億人という目標を定め、それを実現するための長期ビジョンと2020年までの総合戦略を昨年12月27日に閣議決定しました。政府が示す2020年までの総合戦略は、地方での若者雇用10万人創出、東京圏に10万人の人口流入をとめるために地方への人の流れをつくるなど、具体的に数値目標を定めています。

本町としては、既に子育て・教育による少子化対策、地域包括ケアシステムの確立、コンパクトなまちづくりなど、国に先んじて施策を講じてきていますが、国が示した総合戦略は地方にその受け皿があつてこそ実現するものであり、国の長期ビジョンや総合戦略を勘案しつつ、本町の地域特性に合った人口ビジョンや総合戦略の策定を急ぐとともに、策定過程にあつても急ぐべき施策については直ちに実行に移してまいります。

幸いなことに、本町はふるさと納税が縁で全国から5万人、そのうち首都圏からは2万人を超える方々に応援をいただいております。一極集中の是正が問題となっている東京、その東京で行ったふるさと納税大感謝祭では予想を上回る応募があり、イベント会場でも食に対する高い評価、観光やお試し暮らしへの興味や関心の高さ、何よりもイベントスタッフである町関係者と納税者との触れ合いで信頼のきずなを一層深めることができた意味は大きく、参加者からは「感謝祭で地方創生の原点を見たような気がする」との手紙をいただきました。都市と地方との心が一つになり、お互い共感・共鳴し、交流を深めることが地方の元気、日本の元気に帰結すると言っているように思います。

本町としては、引き続き地域産業の振興、子供からお年寄りまで生き生きと輝く「元気まち上士幌」の実現を目指し、全力投球してまいりますので、町民の皆様並びに議会議員各位には、さらなるご支援とご協力をお願い申し上げます。

次に、今年度の主要な政策課題と施策につきまして述べさせていただきます。

地場産業で地域の活力を生み出すまち。

農業。

農業を取り巻く情勢は、円安進行や消費税増税に伴い、生産資材や機械等の高騰がとまらず、またTPP交渉では、内容が明らかにされないまま実務者会議が進められていることは危惧するところでもあります。

このような中ですが、昨年度の本町の農業総生産額は一昨年の過去最高額を上回る見込みであり、また一昨年、昨年には将来に夢膨らむ複数農家による酪農と畑作の法人の

設立など、本町の農業は着実に成長を遂げております。言うまでもなく、農業は本町の地域経済を支える普遍的な基幹産業であることから、今後ともさまざまな施策を積極的に講じてまいります。

生産基盤の整備につきましては、大型の国営かんがい排水事業上士幌北地区工事が計画に沿って着実に進捗しております。また、道営の農地、草地、農道等の整備につきましても計画的に進めてまいります。加えて、今年度から上士幌2地区草地畜産基盤整備事業と上士幌川西地区道営農地整備事業に新たに取り組んでまいります。

農畜産物の品質向上対策では、小麦品質安定向上対策、てん菜褐斑病対策事業を支援し、農作業事故防止の強化対策ではバックモニター導入に助成してまいります。

有害鳥獣による農作物の被害を防止するため、駆除対策への支援を強めてまいります。

地産地消につきましては、各課が連携を図り、食育も含め地産地消推進計画をもとに進め、農畜産物のブランド化など、付加価値を高める取り組みを進めてまいります。

家畜ふん尿の対策につきましては、家畜ふん尿の課題解決・耕畜連携のための基礎調査に沿って、JAとともに検討してまいります。

家畜伝染病は、徹底した予防対策を推進するとともに、発生時には迅速な対応を図り被害の拡大を防止してまいります。

酪農畜産振興を図るため、ホルスタイン繁殖雌牛拡大事業、十勝ナイタイ和牛肥育拡大推進事業、酪農ヘルパー組合等に助成してまいります。また、各種課題につきましては、畜産クラスター協議会を通しながら検討してまいります。

農業委員会は、農地法等法令業務の厳正・的確な推進とあわせて、担い手への農地の利用集積、農地を守る活動などを推進してまいります。

次代を担う後継者の育成・確保対策と新規就農では、農業再生協議会を中心に対策を講じてまいります。

ナイタイ高原牧場。

ナイタイ高原牧場の管理運営につきましては、指定管理者制度によりJA上士幌町に移行され、3年目の節目を迎えます。酪農畜産のかなめとしての役割や観光資源としても評価されており、将来の成長戦略を描けるよう、町としても日常的な運営のみならず将来の事業展開等についても積極的に協力してまいります。

林業。

現在、木材需給は、価格の下落、経営コストの上昇等により採算性が悪化し、依然厳しい現状にあります。

一方、地域材の利活用につきましては、上士幌町地域材利用促進方針に基づき、町の



公共施設等における木材利用を積極的に推進することとし、予定されている生涯学習センターの建設に向けても、地域材の活用を前提に検討してまいります。

また、木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利活用につきましては、関係事業者とともに具体的な導入に向けた方策を検討してまいります。

森林認証制度の導入及び林道橋梁点検診断事業に取り組んでまいります。

本町には、77 %の面積を占める森林資源と、川上から川中、川下の事業所がそろっており、林産業の振興は、地域経済や雇用の拡充、木材を利用したまちづくりを推進する上からも重要な政策課題と認識しており、林業振興に必要な施策を講じてまいります。

商工業。

商工業につきましては、少子高齢化の進行、近隣の大型店やネットショップへの購買層の流出により、依然として商業環境が厳しい状況にあります。

このような中、地元商店街での購買意欲の喚起とまちのにぎわいを図るために、新たなバルーンスタンプ子育て支援カードの取り組みや10 %還元セール、歳末大売り出しなど、町民の生活応援と購買力の向上に向けた各種取り組みを支援してまいります。

地場産品を活用した農林商工連携による6次産業化の新商品・新サービスの開発、販売促進、起業化等の意欲的な取り組みに対しましては、今後も積極的に支援してまいります。

昨年度、国土交通省が地方創生の柱に位置づける道の駅に関する企画提案書を提出したところ、地域活性化の拠点となる企画の具体化に向け、地域での意欲的な取り組みが期待できるものとして、道の駅の重点候補として選定されたところであります。今年度は、町内外関係機関などと連携し、その具体化に向け、検討委員会などを設立し、検討してまいります。

企業誘致につきましては、昨年度、地場産品を活用したあめの製造を手がける企業の誘致に成功したところでありますが、引き続き未利用の公共用地や廃校の利活用を初め企業側への誘致活動を積極的に進めてまいります。

雇用・求人に関しては、農林業、医療・介護、建築・土木、サービス業等、各分野での人手不足が言われています。求人については、ハローワークを中心に募集していますが、雇用のミスマッチが生じていることから、町独自の無料職業紹介事業の開設に向けて検討してまいります。

観光。

観光につきましては、道東自動車道の全線開通、帯広空港のダブルトラッキング後は道内外、外国人観光客誘致のチャンスと捉え、ぬかびら源泉郷やナイト高原牧場、ス

キー場を中心とした冬季観光の魅力、十勝の広大な自然空間を利用した熱気球フェス、旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋関連遺産を初めとするオンリーワンの魅力が潜在していることから、これらの素材を生かすべく、観光客の誘致活動を展開してまいります。

一昨年オープンした「ひがし大雪自然館」については、年間7万人以上が来場しており、ひがし大雪地域の拠点施設として自然体験や環境保全など、幅広く情報収集・発信し、積極的な宣伝活動と事業運営を行ってまいります。

ぬかびら源泉郷では、国との連携により、長年の懸案であった老朽ホテルの解体と跡地整備が進む予定となっております。町では、景観整備構想に基づき、糠平中央園地やネイチャートレイル、案内看板の再整備や廃屋等の解体支援などによって、魅力あふれる観光地づくりを進めてまいります。

健康で安心して暮らせるまち。

保健・医療。

今年度から女性がん検診普及啓発キャンペーン事業を実施してまいります。特に乳がん検診受診率100%を旗印に掲げ、先行して取り組むことで、女性はもとより男性にも、がんに対する知識の普及や検診受診率の向上に努めてまいります。また、この事業により、健康づくりへの意識の向上を図り、生活習慣の改善による町民の健康寿命の延伸を目指したまちづくりを進めてまいります。

また、心の健康づくりや自殺予防について、正しく理解するための普及啓発や相談事業を引き続き行ってまいります。

母子保健では、妊娠期から切れ目のない子育て支援を提供するために、各種健診や相談支援などを充実するとともに、食育や生教育についても取り組んでまいります。

地域医療につきましては、上士幌クリニックの新設により、休日夜間救急医療を含め町民が安心して町内の医療機関を受診できるよう、医療機関や医師の維持確保に対する支援等を行ってまいります。また、地域の医療ニーズに応じ、在宅医療や看護など、第一次医療圏としての役割を一層期待するとともに、そのための支援をしてまいります。

地域包括ケアシステムの実現。

元気な高齢者が介護を予防し、生きがいを持って暮らせるよう、また要介護状態や認知症になっても住みなれた地域で日常生活が継続できるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを推進してまいります。

今年度は、地域包括支援センターに地域支え合い推進員及び認知症地域支援推進員を配置し、独居高齢者や認知症及びその家族を地域で支える体制づくりを進めてまいりま

す。

また、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度を初めとする権利擁護事業に取り組んでまいります。

さらに、地域密着型介護老人福祉施設や小規模多機能型居宅介護や介護老人保健施設の開設により、リハビリ機能の提供など、介護サービスの充実を図るとともに、各関係機関の連携による地域ケア会議の充実を図ってまいります。

福祉。

今年度は上士幌町地域福祉計画の見直しの年であり、地域住民が地域の中で孤立することなく、安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現を目指し、ともに支え合う地域づくりを推進するため、地域福祉計画の策定を進めてまいります。

障がい福祉につきましては、日中活動の拠点として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進に加え、障がいのある人が自立した生活を営むための福祉的な就労の場である就労継続支援B型事業所の開設に向けた体制の整備を進めてまいります。

子育て支援。

子育て・少子化対策は、乳幼児期から青年期まで長期間、しかも教育・保育、発達支援、医療、子育て住宅や雇用など多岐にわたる施策が求められており、まちづくり・地域活性化の観点からも最重要課題の一つとして捉えており、昨年度策定した上士幌町子ども・子育て支援事業計画に基づき、計画的かつ積極的に政策を展開してまいります。

今年度は教育委員会に子ども課を設置し、子育て窓口の一元化を図るとともに、認定こども園の開園により、就学前の教育・保育並びに地域の子育て支援の一層の充実を図ってまいります。

また、英語や異文化に触れ、積極的にコミュニケーションする能力を育むため、認定こども園に国際交流推進員を配置してまいります。

ぬかびら自然ガイドセンターなどから専門指導員を招聘するなど、自然体験学習の充実にも努めてまいります。

さらに、学童保育所を町の直営とし、保護者のニーズに沿った運営を行ってまいります。

また、子育てを医療制度面から支援するため、医療費の無料化の対象を高校生世代まで拡大してまいります。

安全で快適に生活できるまち。

防災。

防災では、平成25年度に策定した地域防災計画に基づき、人命を守ることを最重要視し、地域社会が一体となった防災体制を構築するとともに、災害時要援護者対策や自主防災組織の取り組みの充実を図り、防災体制の確立に努めてまいります。

#### 消防・救急。

消防は、火災やその他の災害から町民の生命・身体及び財産を守り、住民生活の安全・安心を確保する役割を担っております。

消防団員は、災害時に備え、日夜訓練を重ねられ、町民の生命・財産を守るために率先して活動しており、女性消防団員についても火災予防等の啓発に積極的に取り組んでおり、団活動が一層充実するよう装備の充実強化を図ってまいります。

また、消防庁舎につきましては、役場庁舎の耐震化診断工事に合わせて検討してまいります。

消防の広域化につきましては、平成28年4月の運用開始に向け、とちぎ広域消防事務組合設立に係る調印式が過日行われ、北海道知事の設立許可を経た後、初議会を招集し、組合運営に必要な条例や予算を決定して、実現に向けた手続を進めていくこととなっており、その進行状況につきましては適宜情報の提供と共有化を図ってまいります。

また、消防救急無線デジタル化整備と高機能指令センターの整備につきましては、十勝管内全市町村との共同事業として継続して進めてまいります。

#### 消費者保護。

振り込め詐欺や還付金詐欺等の特殊詐欺、悪質商法、多重債務等については、これ以上町民が被害に遭わないよう、啓発活動や相談窓口の機能充実を図るとともに、安全・安心な生活を送るため、消費者協会と連携して消費者保護行政の推進に努めてまいります。

#### 住宅・上下水道・道路の整備。

公営住宅につきましては、昨年度策定した住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画により、計画的に建てかえや改修事業を進めるとともに、既存住宅の計画的修繕による維持管理や周辺環境の改善に努めてまいります。

一般住宅では、勤労者等の移住・定住を促すために、民間賃貸住宅の建設や持ち家住宅の新築・リフォームに対する支援や子育て世代に対する住宅取得支援を継続して実施してまいります。特に、民間賃貸住宅の建設支援については、さらなる居住需要に対応する施策として助成事業主・施工者の要件を町外にも適用範囲を拡大させてまいります。

水道につきましては、施設整備の適切な管理と本管の計画的な更新で、安全・安心な

給水体制の確立を図ってまいります。

下水道につきましては、長寿命化計画に基づき、管理センターの機械設備の計画的な更新・改修を進めるとともに、下水道の普及・啓発に努めてまいります。

町道につきましては、市街地の生活に密着した道路の再整備を進めるとともに、寿命や劣化により傷んだ町道についても、状況を把握しながら、維持補修に努めてまいります。

また、橋梁の長寿命化に向けた修繕計画に沿って修繕を実施してまいります。

自然の豊かさと美しさが実感できるまち。

環境保全・環境美化・公園。

オフセット・クレジット制度では、本町の森林資源（町有林約ヘクタール）の認証登録をし、これまで14件（二酸化炭素82トン）を販売しており、今後もクレジットの販売促進に向けた取り組みを進めるとともに、再生可能エネルギーの住宅用太陽光発電に対する支援を引き続き行ってまいります。

良好で快適な生活環境の確保、環境への負荷を軽減する循環型社会を形成するため、ごみの分別や減量化に取り組んでまいります。

また、地域の防犯・防災対策など、町民の安心・安全と住環境の維持向上を図るため町内に存在する老朽施設の解体撤去者に助成を行ってまいります。

公園につきましては、遊具や芝生の適正管理を行い、安全で安心、楽しく遊べる公園を整備してまいります。

人づくりを大切にするまち。

生涯学習につきましては、本町における各種関連事業の体系化により、町民の学ぶ機会の情報を効率的に発信し、町民が意欲的に学べる環境づくりを進めてまいります。

生涯学習センターは、実施設計等の必要な改築作業を進めてまいります。

また、平成26年度に策定した上士幌町子ども教育ビジョンの実現に向け、地域全体で子供たちを育むための基盤づくりを進めてまいります。

学校教育につきましては、学力・体力の向上を初めとして、子供たちのたくましく生きる力を育むための教育環境の充実に努めてまいります。

上士幌高等学校は、全体的に生徒数が減少する中にもかかわらず、昨今は入学希望者がふえており、日ごろの教育実践活動の成果として高く評価するものであります。子弟の教育はもとより、地域振興の観点からも必要不可欠な教育機関であり、引き続き支援してまいります。

自覚を持ち心が通いあうまち。

交流・移住・定住。

国は、一極集中の是正のために、地方への新しい人の流れをつくることを掲げ、そのためにお試し暮らしや2地域居住の支援を行うこととしています。

本町では、早くから農村と都市との交流によるまちづくりを進め、移住・定住に関するワンストップ窓口を担っている「かみしほろ情報館」と連携し、お試し暮らしやテレワークの受け入れを実施してきております。これまでの実績では、お試し暮らしの人数や移住・定住人口など、北海道のトップレベルにあります。お試し住宅の不足を初め子育て世帯や高齢者世帯、雇用を意識した体験住宅などの住宅確保、さらには半年、1年といった長期滞在など、多様な住宅の確保が課題と認識しております。

国においても、自治体を実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について財政措置を創設することとしており、急ぎ検討してまいります。

まちづくり活動・開かれた行政・広域連携。

町内のさまざまなボランティア、アダプト、町内会、NPOなどは、協働するまちづくりのパートナーとして大きな役割を果たしており、日ごろの活動を評価するとともに必要な支援を行ってまいります。また、開かれた行政、近隣町との広域連携、行政職員の資質向上の研修や法令の遵守など、いずれも行政を進める上で重要であるとの認識のもと、しっかりと対応してまいります。

以上、平成27年度の町政執行の基本的な方針と主要な施策につきまして述べさせていただきました。これを具現化するための予算総額は、一般会計で61億2,610万1,000円となり、前年度予算額と比較すると3億127万5,000円、5.0%の減額となりました。また、5特別会計を加えた6会計の予算総額は6億6,651万6,000円となり、前年度予算額と比較して2,740万2,000円、0.3%の減額となりました。

歳入のうち、最大の財源である地方交付税につきましては、前年度予算額と比較して9,479万6,000円、3.4%の減額となる26億9,904万8,000円を見込んでおります。

歳出におきましては、時代の潮流と住民のニーズを踏まえるとともに、主要課題に対する政策に重点的に財源を配分するなど、積極的な予算編成といたしました。

今後の財政運営に当たりましては、健全性を確保しながら、効率的かつ効果的な財政運営に一層努めてまいります。

町議会議員並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、町政執行方針といたします。ありがとうございました。

○議長（杉山幸昭議長） ここで15分間休憩といたします。

再開は、5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午前10時50分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時01分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 次に、教育委員長の教育行政執行方針の説明を願います。

教育委員長、西田英豊君。

○西田英豊教育委員会教育委員長平成27年第1回上士幌町議会定例会の開催に当たり上士幌町教育委員会所管行政に関する主要な方針について申し上げます。

昨年度は、子育て・教育のまちづくりを進める初年度と位置づけ、おおむね後をめどとした教育環境整備の方向性と教育施策をまとめた上士幌町子ども教育ビジョンを策定しました。

平成27年度は、この教育ビジョンの実現に向けた地域全体で子供たちを育むための基盤づくりと、上士幌町の特徴を十分に生かした教育活動を推進するため、関係団体・機関や学校・家庭・地域との連携を図りながら、人づくりを中心に据えた教育行政を推進してまいります。

このような考えのもと、主要な施策については、以下のように取り組んでまいります。

第1、地域総体で取り組む子育て・教育環境の基盤整備。

上士幌町子ども教育ビジョンの根幹は、子供たちを地域全体で育ていこうという町民の皆様の意識であります。学校・家庭・地域がそれぞれの役割分担を前提としつつもともに手を携えて、未来を担う子供たちを育ていこうという営みを一層強固なものにしていく必要があります。

そこで、地域全体で子供たちを育む具体的な手法を検討する場として、平成26年10月に上士幌町学園構想検討委員会を立ち上げております。平成年度には、この検討委員会で上士幌町子ども教育ビジョンを実現するための具体的な手法を検討し、平成28年度以降に教育環境の整備を進めてまいります。

第2、子育て支援の充実。

子育て支援は、乳幼児から青年期までの長期間にわたる施策が求められております。子育て、教育及び保育はもとより、保護者支援の観点からも最重要課題の一つとして据えており、昨年度制定した上士幌町子ども・子育て支援事業計画に基づき、計画的かつ積極的に政策を展開してまいります。

幼児教育・保育の推進。

認定こども園の開園に伴い、就学前の子供たちに関する教育及び保育の総合的な提供を推進してまいります。

乳幼児期における教育及び保育は、子供の健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであります。豊かな生活や遊びを通して人間としてよりよく生きるための基礎を習得する時期であることを踏まえ、園児の発達の連続性を考慮して、ゼロ歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を展開してまいります。

また、幼児期から外国語や異文化に触れ、体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションする能力を育むため、こども園に国際交流推進員（外国語指導助手）を配置してまいります。

さらに、幼小連携を積極的に推進し、こども園から小学校へのスムーズな連携・引き継ぎを図ってまいります。

子供発達支援センターの充実。

障がいを抱えている子供や支援が必要な子供とその保護者に対し、安心して子育てができるようゼロ歳から18歳までの途切れない支援を図るとともに、地域との連携を密にし、保護者や地域に信頼される支援センターづくりを進めてまいります。

学童保育所の充実。

今年度から学童保育所を町の直営とし、所長の配置により、保育内容のさらなる充実を図るとともに、受け入れ時間の拡大や支援が必要な児童の送迎等、より保護者のニーズに適応した運営を図ってまいります。

第3、生涯学習の推進。

長年の懸案事項でありました生涯学習センターの改築は、町民の皆様のご意見を踏まえつつ、平成26年度に基本設計を終えました。現在、実施設計を進めておりますが、この施設が生涯学習の推進のみならず町民にとっての居場所となり、さらに世代間交流の場、まちづくりの中核の場となり得ることを目指して、平成27年度内の新施設完成に向けた作業を進めてまいります。

生涯学習の推進は、平成25年度より生涯学習推進事業「まなびの森」として、生涯学習に係る各課部局や関係団体等が実施している事業を体系化し、前期・後期の2回に分けて講座ガイドの配布による情報発信を行い、町民の皆様の学ぶ機会の確保に努めております。あわせて、受講手帳を配布することにより、町民が意欲的に学べる環境づくりを図ってきており、その学んだ成果が適切に評価され、さらに生かしていける機会をつくってまいります。

第4、社会教育の推進。



社会教育の推進は、平成4年度に制定しました第7期社会教育中期計画の具現化を図っておりますが、より効率的に事業を展開していくため、昨年度、社会教育委員の手による中間評価を行いました。そこで出された評価結果を踏まえつつ、事業計画の最終年である平成28年度に向けて、全ての計画が実りあるものとなるよう、事業展開を進めてまいります。

少年教育は、本町らしい社会活動の推進を中核に据え、地域の子供は地域で育てるという認識のもと、少年会育成委員連絡協議会など関係団体等と連携し、地域総ぐるみで子供たちに必要な体験活動の機会を提供してまいります。

また、子供たちが楽しく学びながら、より着実に基礎的な学力を身につけるため、土曜学習推進事業を実施し、土曜日における充実した学習機会の提供を行ってまいります。

今年度からの新たな取り組みとして、子供たちの夢を育み、地域総ぐるみの子育て環境の基盤を整備するため、一流プロジェクトを立ち上げ、特に少年団活動や部活動において一流のアスリートを指導者として招聘して各種教室を開催し、あわせて町民向けの講演会やトークショーなどの事業を推進してまいります。

青年教育は、長年の懸案でありました勤労青年の活動拠点について、民間住宅を賃貸する形で確保いたします。次の世代の地域リーダーとして活躍できる人材の育成を進めるため、引き続き青年会への指導と助言を行ってまいります。

壮年教育・高齢者教育は、シルバー学級、連合PTAへの支援など、地域活動に主体的に参加し、学習する機会の確保に努めるとともに、リーダーシップを発揮できる人材育成やソフト面を中心とした事業の推進に努めてまいります。

家庭教育は、親同士のつながりの強化を推進するとともに、地域総ぐるみの子育てへの意識の醸成を図っていくため、親世代への学びの支援を行いながら、各種関係機関とも連携し、わくわく子育て講座を中心とした事業を展開してまいります。

また、平成21年7月に制定した「かみしほろの健やかな育ち」の理念の普及に努め家庭・学校・地域・行政が連携・協力して考え、語り合いながら取り組みを進め、子供が輝く子育てと教育の町を目指してまいります。

#### 第5、社会体育の推進。

スポーツを中心とした体力向上や健康づくりは、家族や地域のきずなを深め、生きがいのある人生、明るく豊かな生活を送る上で大きな役割を果たしております。

町民ニーズに合わせた健康志向型スポーツ活動の推進については、体育連盟を初めとした関係団体等との連携を図りながら、日常生活の中でスポーツに気楽に親しむ環境づくりを目指し、スポーツレクリエーションの普及・推進に努めてまいります。

また、少年団、体育団体及びサークルを支援するとともに、団体等の自主的な活動の促進を図り、生涯スポーツ社会の実現に向けた意識の啓発や環境の整備に努めてまいります。

社会体育施設は、適正な維持管理と安全で安心な施設の整備に努めるとともに、各施設の利用促進と、ソフトボール場移転等に伴う体育施設の効率的な配置を検討してまいります。

また、小中学校の体育施設を学校開放事業として活用し、町民の健康・体力づくりや交流の中核施設として、さらなる利用促進を図ってまいります。

#### 第6、芸術文化・歴史文化・文化財の保護活用。

文化協会を初め、芸術鑑賞会、町民文芸誌「火群」編集委員会、地域の宝さがしの会などの自主的な活動を推進するため、引き続き助成してまいります。

アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生を目的とした十勝圏イオル再生事業が上音更地区において今年度より開始されます。初年度は、自然素材活動の拠点地域となる音更川隣接地の環境整備事業を中心に、関係機関・団体等と連携して取り組んでまいります。

図書館は、地域の事情及び利用者の希望に沿うとともに、学校教育を支援することにも留意し、地域住民に親しまれる施設として、交流の場、憩いの場としての役割も一層担うよう努めてまいります。

また、子供たちに本と出会える機会を提供し、巡回文庫・学級文庫等の活動を継続するとともに、ボランティアグループと協力しながら、図書館を初め町内全小学校及び学童保育所での絵本の読み聞かせ活動の充実を図り、本に親しみ、楽しさを知ってもらう活動に力を注いでまいります。

埋蔵文化財、天然記念物、郷土資料等、地域に残されている貴重な文化財については町民の皆様のご協力を得ながら保護・保存を図るとともに、周知と活用に取り組んでまいります。

#### 第7、学校教育の充実。

学力・体力の向上は重要な課題と捉えており、子供たちの生きる力を育むことを目標として、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の「知」「徳」「体」をバランスよく育てていくため、社会の変化に的確に対応した教育を推進し、地域に信頼される学校づくりを進めてまいります。

#### 確かな学力の育成。

教育委員会としては、児童・生徒の確かな学力の向上を目指すため、全国学力・学習

状況調査及びC R T検査（目標基準に準拠したテスト）の結果や小中学校における日常の取り組みを分析し、上士幌町小中学校改善支援プランを策定して、改善に向けた具体的な対策を講じてまいります。

小中学校では、学力の二極化現象の解消や個別の課題を明確にして策定した学校改善プラン等に基づき、学力の重要な要素である基礎的・基本的な知識・技術の一層の定着を図ってまいります。さらに、思考力・判断力・表現力等を育成し、学習意欲が身につくよう授業改善を図るとともに、チャレンジテストを取り入れ、サポート学習にも力を入れてまいります。

学習の習慣化に向けては、望ましい生活習慣の確立を基盤とし、家庭と具体的な課題を共有しながら、家庭学習の充実を図ってまいります。

自分らしい生き方を実現する力を身につけるキャリア教育の充実に向けて、上士幌中学校における一流の講師を招聘して中学生との対談を行う大人トークの授業を推進してまいります。

小中高連携教育推進会議では、学力向上策として、教育講演会の開催や先進校視察研修などを行い、教員の資質や授業力の向上を目指し、教育指導の改善を図ってまいります。

また、認定こども園の開園に伴い、幼小中高連携教育を見通した内容・組織の検討を行ってまいります。

本町の特色ある自然環境教育については、地域にある恵まれた教育資源の活用を図り児童・生徒が地域素材から課題を見出し、課題解決を図る学習を充実させるため、学校とNPO等との連携を図りながら取り組んでまいります。

幼児教育からの円滑な接続、上士幌小学校の低学年などにおける基礎・基本の確実な定着及び個性・能力に応じた補充・発展的な学習の充実を図るため、町費による教員採用により、上士幌小学校1学年のクラスを分割した少人数指導を進めてまいります。

また、学校教育推進支援教員を配置し、ティーム・ティーチングによる習熟度に応じた個別指導を継続してまいります。

特別支援教育の推進については、障がいのある就学前幼児・児童・生徒に対する適切な就学指導と教育支援の充実を図るため、昨年度、上士幌町教育支援委員会を設置し、早期からの教育相談と就学後の一貫した教育支援の充実に努めております。

また、特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援を要する児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を行うため、特別支援教育振興会や子ども発達支援センター等と連携し、個別の教育支援計画の作成及び活用など、一貫した支援に努めてまい

ります。

特に、支援や介助を要する児童・生徒については、特別支援教育支援員を配置し、生活・学習活動の支援を継続してまいります。

豊かな心と健やかでたくましい心身を育む教育の推進。

子供たちを取り巻く社会環境が急激に変化し、全国的にいじめや体罰等が問題となっており、不登校の児童・生徒が増加する中、いじめ防止対策推進法が成立し、教育委員会や学校を初めとした関係機関及び関係者の責務が明確になりました。いじめ等の問題行動や体罰は、子供の健全な発育に重大な影響をもたらすことから、平成27年2月に上士幌町いじめ防止基本方針を策定しました。どこの学校でも起こり得るとの共通認識を持ち、学校と連携して、未然防止と早期発見・早期解決に向けた取り組みを進めてまいります。

体力向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果をもとに、学校ごとのよさや課題を明らかにし、学校改善プランにおける生涯にわたる意欲的で楽しく運動に取り組む基礎づくりとして、実効性のある授業改善や運動する機会の一層の充実を図ってまいります。

なお、日常的な少年団活動や部活動が効果的に取り組まれておりますので、引き続き支援をしてまいります。

子供たちが安心して学校生活を送られるよう、就学援助事業の充実に努めてまいります。

虫歯予防については、認定こども園・保育所及び小学校におけるフッ化物洗口や歯磨き指導を継続してまいります。

小中学校における芸術鑑賞の充実を図るとともに、中学校の文化活動を推進するため耐用年数が過ぎた吹奏楽器の更新を計画的に進めてまいります。

情報化や国際化などの社会の変化に対応した教育の推進。

国際化に対応するため、国際理解教育や外国語活動教育を進めることにより、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションする能力を育み、社会の変化に主体的に対応できる能力の素地を養うことが大切ですので、小・中学校における外国語指導助手の活用を継続してまいります。

I C T教育（情報・通信の活用教育）については、教職員に研修の機会を提供するなど、学校におけるコンピューター、実物投影機及び電子黒板など教育情報機器を活用した指導方法の工夫に努めてまいります。

地域とともに歩む教育の推進。

これからの学校経営については、コミュニティ・スクール構想のもと、家庭や地域の教育力を積極的に活用しながら、外部評価を学校改善に生かし、地域ぐるみによる教育支援体制を築き、「地域とともに歩み、信頼される学校づくり」を推進することが重要であります。

特に、事件・事故はいつでもどこでも起こり得るとの共通認識のもとに、学校・家庭・地域との連携・協力により、子供たちの安全対策を進めてまいります。

あわせて、福祉バスの事故を教訓とした「生命（いのち）を大切にする日」については、改めて命の大切さ、とうとさを考える日として取り組んでまいります。

本町の教育行政のより一層の充実を図るため、引き続き教育専門員を配置し、教育全般の振興と課題解決に努めてまいります。

学校施設の整備等。

学校施設は、適正な維持管理に努めるとともに、各施設の状況を把握し、計画的な改修・修繕を行ってまいります。

学校給食センターについては、引き続き衛生管理、施設管理、食材の安全管理に努めてまいります。

賄い材料は国内食材を中心とし、食品の安全確保として、厚生労働省が定めた基準値を採用することとしております。

さらに、地域で生産される食材等の活用を念頭に置いた献立の研究等を行い、安全・安心で低廉なおいしい給食の提供ができるよう努めてまいります。

また、地元食材を活用した給食を提供し、「かみしほろのふるさと給食」として、地場産品の利用促進を図ってまいります。

学校における食育授業と給食指導の充実を図るため、栄養教諭を上士幌中学校に配置して、学校給食センター栄養士の業務を兼務するとともに、給食だよりの発行及び町のブログによる情報提供を引き続き行ってまいります。

小学校再編の推進。

小学校再編に向けた取り組みについては、昨年度見直しを行いました上士幌町小学校の適正配置計画に基づき、保護者や地域の方々との議論を深め、ご理解を得ながら計画を推進してまいります。

なお、北門小学校が平成7年度末をもって閉校しますので、上士幌小学校への円滑な統合を図ってまいります。

その他の再編対象校については、これまでの保護者や地域の方々との協議経過を十分に踏まえ、教育活動、施設設備、通学体制及び放課後対策などの充実を図り、児童・保

護者・地域の方々の理解が得られるよう、環境づくりに努めてまいります。

学校跡地利用は、企画財政課を窓口としておりますが、旧東居辺小学校は利活用されており、旧北居辺小学校の利活用も決定しております。他の空き校舎等についても、町の政策として敏速に進めることとしております。

#### 第8、高等学校の充実。

北海道上士幌高等学校は、5年連続で2間口を確保できる見込みとなっておりますが地元中学校卒業者の減少や進路志向の多様化に伴い、地元中学校からの志願者が少なく町外から通学する生徒が多数を占める状況にあります。

部活動における中高連携事業への支援を初めとした上士幌高等学校の魅力づくりを進めるため、上士幌高等学校振興会、上士幌高等学校及び町が一体となり、さまざまな振興策や今後の学校のあり方等について検討を進めてまいります。

以上、平成27年度の教育行政の推進方針と主要な施策について申し上げます。町議会議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 以上をもって、町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時30分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

(午前11時31分)

---

#### ◎議案第1号から議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第7、議案第1号平成26年度上士幌町一般会計補正予算（第9号）、日程第8、議案第2号平成26年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、日程第9、議案第3号平成26年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第10、議案第4号平成26年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）、日程第11、議案第5号平成26年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第12、議案第6号平成26年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、6案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 ただいま上程されました議案第1号から第6号までの一般会計並びに5特別会計の補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

補正総額は、全会計で、077万4,000円の減額補正となっており、補正後の予算総額を96億4,228万9,000円とするものでございます。

それでは、議案第1号、一般会計補正予算（第9号）からご説明をいたします。

1ページをお開きください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に316万6,000円を追加し、総額を78億9,191万4,000円とするものでございます。

追加補正の主な内容を申し上げます。

ふるさと納税特産品発送事業5,781万5,000円、旧士幌線アーチ橋保存基金積立金1,125万6,000円、電子計算組織管理経費94万2,000円、青年就農給付金事業87万5,000円、経営体育成支援事業06万4,000円、牧場管理運営経費、326万9,000円、牧場施設機械修繕経費53万6,000円、町道等除排雪対策事業309万7,000円、北団地浴室改修事業444万6,000円、教育委員会事務管理経費111万6,000円でございます。

また、減額補正につきましては、事務事業執行に伴う執行残の減額補正が主なものでございます。

第2条では、6ページの第2表にありますとおり、債務負担行為補正といたしまして、ナイタイ高原牧場管理運営業務の指定管理料を4億67万8,000円から5億8,610万9,000円に変更補正をいたします。

次に、特別会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

1ページの議案第2号国民健康保険会計補正予算（第5号）でございます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に28万6,000円を追加し、総額を8億25万4,000円とするものでございます。

追加補正の主なものは、一般被保険者療養給付費16万2,000円、療養給付費交付金等返還金1,375万9,000円でございます。また、減額補正の主なものは、一般被保険者高額療養費170万円、保険財政共同安定化事業拠出金337万1,000円でございます。

次に、19ページ、議案第3号後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額が329万7,000円を減額し、総額を8,875万4,000円とするものでございます。

減額補正の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金312万8,000円でございます。

次に、24ページ、議案第4号介護保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から139万8,000円を減額し、総額を4億3,466万3,000円とするものでございます。

減額補正の主なものは、居宅介護サービス給付事業万円、高額介護サービス費事業247万1,000円、また追加補正の主なものとしたしましては、居宅介護サービス計画給付費事業111万5,000円、施設介護サービス給付費事業462万7,000円でございます。

次に、38ページの議案第5号水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から669万8,000円を減額し、総額を1億9,114万4,000円とするものでございます。

減額補正の主なものは、簡易水道施設維持管理経費551万5,000円でございます。

次に、44ページ、議案第6号公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から583万3,000円を減額し、総額を2億3,356万円とするものでございます。

また、47ページにありますとおり、地方債補正として、下水道事業債の限度額を1,540万円から1,220万円に変更いたします。

減額補正の主なものは、個別排水処理施設管理経費300万円、下水道施設整備事業168万円でございます。

以上が補正予算の内容でございます。

また、全会計とも第1条の第2項、補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表のとおりでございます。

また、各会計事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計並びに5特別会計の補正予算についてご提案を申し上げます。

よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより会計ごとに質疑を行います。

それでは、議案第1号平成6年度上土幌町一般会計補正予算（第9号）から質疑を行います。

初めに、事項別明細書の歳出から質疑を行います。

事項別明細書の歳出は、20ページから款ごと一括して質疑を行います。

歳出、議会費及び総務費について質疑を行います。20ページから31ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）



○議長（杉山幸昭議長） 次に、民生費に入ります。31 ページから37 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、衛生費に入ります。38 ページから40 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 38 ページの成人病対策費の中の健康診査について質問いたします。

これは、多分20代、30代の健康診査だと思うんですが、最近年々ふえていると思うんですが、その状況についてと、それか40歳健康づくりスタート事業について、若干減額はしてありますが、これについても年々ふえているのかどうか、今年度について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 野中保健福祉課長。

○野中美尾保健福祉課長 大変失礼いたしました。

健康診査経費ということで、成人病対策経費ということで1万9,000円、委託料を減額させていただいているところがございますけれども、その検診の状況ということでのご質問だったかと思えます。

それで、検診の状況ですが、特に検診ではこの減額要素となった、当初予算ベースから減額になったということで、当初の見込みから大きく減額になった検診のものとしてまず集団検診の部分で基本検診、これは全町民の方が対象ですが、比較的歳代の方当初見込んでいた部分よりも検診者が少なかったということです。それから、がん検診におきましては、20代、30代、この方たちの検診が当初見込みよりも実績としては予算ベースよりも減額になったということでございます。それから、大きくはあともう一つ、女性がんの検診ということで、こちらが子宮がんの検診、こちら20歳以上の方というところで、見込みより減額、それから乳がん検診です、こちらのほうは50歳以上の方、こちらの方が当初見込みよりも実際かかった経費といいますか見込みが減額になったということで、大きくはそのような状況の中60万ほどの当初予算ベースからは減額になったということでございます。

それから、40歳健康づくりのスタート事業でございますが、こちらにつきましては当初40歳健康づくり、こちらは45名を対象としておりましたが、見込みとしては35名ということで、その分の減額という状況でございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 当初予算に比べた減額の理由についてわかりました。

それで、この減額の中には、20代、30代とがん検診も入っていますので、分けて考えているわけではありませんが、20代、30代の健康の人数、25年からかなりふえています。25年は39人というふうに私のメモにはあるんですが26年は多分それ以上ふえているんだろうと思うんですが、健康診査についての負担、軽減していますので、かなりふえているのではないかという意味で、どれぐらいの人数になっているか質問させてもらいましたが、把握できればお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 野中保健福祉課長。

○野中美尾保健福祉課長 今お手元に実際の実績、実は予算はあくまで予算ベースなのである程度対象者を枠を広く持って予算をさせていただいて、実際的な実績、今の見込みでということの段階ですので、人数の実績の数字というのは、先ほどの検診の部分でお話しさせていただいてよろしいのでしょうか。すみません、一応、減額の対象の人数はわかるんですけども、実際の実績値というのは、ちょっと数値的にはまだ3月までありますので、ちょっと手元にありませんので、また決算等々の中でお話しさせていただければと思っております。

以上です。すみません。

○議長（杉山幸昭議長） よろしいですか。

ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、労働費に入ります。40ページの質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、農林水産業費に入ります。40ページから47ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 40ページでいいと思いますけれども、農業費の中です。この委託料、地籍調査の委託料ということなのかな41ページに書かれているこの地籍調査の測量業務が、41ページでは測量業務で、377万円減額になっておりますけれどもこれは補正予算でありますので、明年度にこれを繰り越すということなのかどうか。その辺はちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩いたします。

(午前11時47分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

(午前11時48分)

---

○議長（杉山幸昭議長） ほかに農林水産業費で質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長（杉山幸昭議長） 次に、商工費に入ります。47 ページから50 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

角田久和議員。

○7番（角田久和議員） 48 ページの糠平湖魚族管理経費3万円の減額になっています。これは委託料の3万円の減額ですけれども、この減額要因と、あと一つ、今、糠平湖の魚族の状態がどんな状態なのか。以前から卵の放流をしたり、いろいろ魚をふやすまでに努力しているんですけれども、今年度においてワカサギとかサクラマスとか、そういった魚の状態がどんなものなのか、2点質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 柚原商工観光課長。

○柚原幸二商工観光課長 糠平湖の関係なんですけれども、魚族資源の関係なんですけれども、この3万円はワカサギの卵を網走のほうの漁業協同組合から購入して、それをこちらに持ってきて維持管理等にかかる経費を地元の団体に委託している経費を3万円見ていたんですけれども、実際持ってきてすぐ我々が放流したために、その間の期間の維持管理というのがなくなったものですから、減額させていただいております。

それと、全体のワカサギ、ヤマベ等の魚族なんですけれども、昨年ちょっと雨が少なくて心配しておりましたが、ちょっとばらつきはあるんですけれども、ワカサギそのものは2年魚なんで、その年によって放流しても1年目と2年目でちょっと状況が変わるということで、ばらつきがあるのは事実なんですけれども、昨年はちょっと釣れていたんですが、ことしは若干釣れても小粒といいますか、1年魚が出たということでちょっと小さい魚がふえているような状況であります。それで、地元のガイドセンター等のお話を伺いますと、次年度については2年魚が今度ふえる可能性があるんで、そういった部分では、資源はある程度一定の水準では確保できているんじゃないかということでもちょっとお話は伺っている状況であります。

○議長（杉山幸昭議長） よろしいですか。

では、先ほど保留になっております農林水産業費の地籍調査の分について答弁をお願い

いします。

尾形建設課長。

○尾形昌彦建設課長 大変申しわけございません。

先ほどご質問いただきました地籍業務の減額の理由でございますが、こちらは当初3,659万1,000円、それが契約見込み額で、282万400円という実績になってございます。この減額の大きな理由といたしましては、北海道の補助金の減額がございました。

この地籍業務自体は国と北海道から補助金をいただきながら実施しているものでございますけれども、その中で、道費の道内の全体の枠の縮小があったということで、その縮小分の事業に対応するために、上士幌といたしましては、数値情報化といたしまして既に地籍業務、昭和40年代ころに行ったものの実績を今度パソコン等の数値に入れていくというような作業も一緒に行うとしていたものでございますけれども、こちらの部分を減額いたしまして対応させていただいているという中身になってございます。

なお、今年度減らした分につきましては、平成年度で要望をしているという状況でございますが、またこの要望がつくかどうかというのは、また全国なり全道なりの大枠の中の調整の結果という形になりますので、そういう形でご理解を願いたいと思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 内容の説明は理解いたしました。

来年度、新年度の中で要求していくということでもありますけれども、いずれにしても北門、萩ヶ岡地区、勢多地区ですとか東に一部あるのかなと思われましてけれども、その地籍に支障のないように、これは町としてもきっちりと、やっぱり境界含めた中の地籍調査を農業委員会ともども行っていただきたいというふうに考えておりますので、今後とも支障のないように頑張ってもらいたいということでもあります。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 要望でいいですね。

商工であります。

6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） 49ページの地産地消推進事業の減額ですけれども、この事業、当初予算もほぼ同額だったというふうに思いますが、事業できなかったのかどうかその辺の減額理由について説明を願いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 柚原商工観光課長。

○柚原幸二商工観光課長 ただいまのご質問ですけれども、地産地消推進事業に係りまし

ては、当初、地元の産品等の販売促進とか新たな商品開発等々、地元の方ができる体制ということで、講演会だとか料理教室だとかいろいろな講習を予定したわけなんですけれども、実際に、何年間か継続してやっているわけなんですけれども、地元のプレーヤーさんというか、最終的にその地産地消をやるプレーヤーさんがなかなか起きてこないというか実際にやる店主さんがあらわれてこないというような経過がございまして、ことし特にピザなんかもちよっと地元の産品を使ってやろうかということで、協力隊の方中心にちよっと実施したわけなんですけれども、途中で退職された部分がございまして、そこら辺で進まなかった状況がございまして、

それで、地産地消にかかわるといふか、今、農林商工連携推進事業のほうで、やる気のある団体等、個人等に対して商品開発だとかPR事業を別枠の予算で今やっているわけなんですけれども、かえってそちらのほうにシフトしていったほうが、よりやる気のある方たちに対して補助をするほうがもっと効果があるんじゃないかということ<sup>26</sup>、年度は一応地産地消事業は事業的にはやらなかったというような状況と、あわせて今食育という分野もちよっとこれから出てくるということで、地元の農畜産物を使って、そういう食育関連ももうちよっと食育関連の地産地消促進的な意味合いで、農業的な部分も含めまして全体の計画を今つくっている最中で、それを各地域の学校だとか農協、生産者団体も含めまして、そういった方針を今策定しておりまして、そちらのほうの推進を重点にしようかということで、ちよっとシフトさせていただきました。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） よろしいですか。

ほかに商工費で質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、土木費と消防費に入ります。51 ページから55 ページまで質疑を行います。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 53 ページの土木費の北団地浴室改修事業について質問いたします。

この事業の内容についてと、それから北団地のこれからの改修事業の予定等があれば質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 尾形建設課長。

○尾形昌彦建設課長 北団地の改修事業の内容でございましてけれども、現在、非常に、今後春先に向けて賃貸住宅の不足が予想されるというような町内情勢を踏まえまして、こ

の北団地の入居可能な住戸についても整備を行って、そういう賃貸住宅の不足の吸収をできるようにしようという考えで今回補正提案をさせていただいております。

中身的には、北団地につきましては、数年前までは非常に人気の高い団地ということで、なかなかあきなかった実態がございましたけれども、ここ数年、数戸ばかり長期の空き家が目立ってきたというような実態がございまして、その空き家につきまして、お風呂場に浴槽の設置、それからその浴槽に入れるための灯油ボイラーの整備、それから流し台と洗面台への温水配管の設備というものを今回の工事の中で見込んでございます。

なお、この工事につきましては、9戸整備をいたしまして、3月中に工事を完成して入居していただくという中身になってございます。

また、北団地の今後の建てかえ等の整備状況につきましては、公営住宅の長寿命化計画の中で設定してございますけれども、向こう五、六年後か6年後ぐらいの間に、公営住宅の東側半分の棟につきまして高齢向けの全面改修等の整備を行いたいというように考えてございます。

ただ、まだ団地の基本計画というものをこれから策定していく過程の中で、もう少し年度等につきましては精度の細かいものをこれからつくっていくことになろうかなと思います。

なお、公営住宅の長寿命化につきましては、来月号の広報等でもお知らせをさせていただきたいと思っておりますし、ホームページ等でも情報公開をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 今回の改修事業については、現在あいているところを浴室等整備するという中身だというふうに把握いたしました。

あと、これからについて、いろいろ私また、これは予算になりますので、予算審議の中で質問したいと思っているんですが、これから浴室に限らずあちこち傷んでいるところが目立ちますので、それも含めた改修事業の計画があればと思って質問させていただきました。これは答弁があればお願いいたします。

あと、予算でまた質問させてもらいます。

○議長（杉山幸昭議長） 尾形建設課長。

○尾形昌彦建設課長 来年度の予算につきましては、ちょっとこの場よりも予算委員会のほうでお話をさせていただいたほうがよろしいかと思っておりますので、ちょっと省略させて

いただきますけれども、公営住宅の維持管理につきましては、基本原則といたしましては、建設当初の状況を維持管理していくというスタンスに立ちまして、傷んだ部分を維持補修しているという状況がございます。ただし、余りにもやっぱり長期間たちますと設備の陳腐化だとか時代のエネルギー消費の流れだとかありますので、そういう部分には随時対応していったという形で、例えば、窓の改修だとか断熱の一部改修だとかというものを行いまして、入居者の方に入らせていただいているというような状況でございます。

今後につきましては、長寿命化計画をつくる中で、その中でのコンセプトといたしましては、壊れたから直すということではなくて壊れる前に、余り経費のかからないうちに直していくというような考えで、公営住宅を維持管理するものは維持管理していくと建てかえするものは建てかえしていくというような考えでこれから進んでいこうという考えになってございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） ここで休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

(午後 0時00分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 土木費と消防費、ほかに質疑ありますか。

6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） 55 ページの東日本大震災被災者の支援対策経費 40 万 6,000 円、これはもう対象事業がなくなったということなのかどうか。減額になったこの理由について説明を願いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 高嶋総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 これにつきましては、東日本大震災発生後にその支援対策経費として予算計上させてもらっておりますが、補助の対象区域とか対象者を限定しております平成 26 年度につきましては、放射能等の影響等が予想される地域を国のほうで指定しておりますけれども、その地域からの方を対象にしているということで、実際、団体のほうでは数人本年度も来たというふうには聞いておりますが、支援対象地域外ということで、本年度は対象者がいなかったということで減額させていただいております。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） では、次年度からはそこまで考えないということになるのかどうか。その辺について、考え方含めて、おそらく、予算を組んで全く事業として組む状況ではなかったとすれば、次年度どうするかという話を当然しているんだろうと思うんですが、その辺について、もし結果が出ているのであれば説明を願いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 高嶋総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 本年度はそういうことで先ほど申し上げたとおりでございますけれども、本年度はたまたまそういう対象地域からの方がいらっしゃらなかったということがありますが、新年度につきましては、同じような考え方で予算計上をさせていただいております。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 同じ東日本の震災の関係の事業の件なんですけど、3.11の後に多分限定する地域を国の基準にのっとって、例えば、福島とか何とかというふうに限定したと思うんですが、それで多分その区域じゃないので対象から外れてこの事業にのれないんだと思うんですが、その点について3.11も全然収束していませんし、最近では甲状腺のがんの子供が何人か発見されることもありますので、町独自の支援のあり方をもうちょっと検討したらどうかと。実際には被災者の方を何人か既に受け入れていますので、多分団体の方々は今後も続けるんだろうと思うので、その点について考えがあればお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 高嶋総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 支援につきましては、以前にも委員会の中で論議ありましたけれども、ある程度基準を設けなければ、東京とかいろいろなところから来るといってお話もありますけれども、一定の基準に基づいて、補助をする以上、対象地域を限定して対象者を限定するということが望ましいと思いますので、現在のところそれ以外で拡大するような考えは持っておりません。

○議長（杉山幸昭議長） ほか。

7番、角田久和議員。

○7番（角田久和議員） 52ページの町道等除排雪対策事業300万の追加補正が出ているんですけれども、これは多分、今までの当初予算に組んだものに比べて除雪費が追加で予算を組まないといけないということで追加補正に上がったのかなとは思いますが、今回2度ほど大雪が降って、今外見たらわかるようにたくさんの雪が道路沿いに積み上がっています。それで、これが非常に高齢者の方の生活、あるいは歩道から



車道に出る場合の交通の支障、安全の確認に不便になっているわけです。

それで、今の現状のこのたくさんの雪をこのまま自然に任せて春の日差しで解かしてしまうのか、あるいはある時期に排雪をしてきれいにするのか。上士幌の場合、町内に町道、道道、国道と3本通っていて、この管理者は違うんで非常に難しいところがあると思うんですけども、その辺鑑みて、現状の対策はどのように考えているのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 尾形建設課長。

○尾形昌彦建設課長 ただいまの除雪の関係のご質問でございますけれども、除雪につきましては、一斉除雪といたしまして、大体大雪が降った次の日の朝、市街地も郊外も含めて一斉に除雪する場合を一斉除雪というふうに私ども呼んでやっていますんですけどもこの回数がことしはもう既に7回やったという形でございます。ただ、降雪以外にもふぶいて吹きだまりがひどいとかという状態の場合も中には含まれます。

除雪業務につきましては、このほかに排雪の業務といたしましても、部分的に排雪をする方法といたしましてカット排雪というふうに私ども呼んでいるんですけども、車道と歩道の間、もしくは交差点の付近にたまった雪の塊を、全部きれいにするのではなくて車道の部分をちょっと拡幅するような形で、切り取った形で排雪をするというような方法で、できるだけ経費のかからないような形で効率的なということを考えながら除雪業務を行ってございます。

今回、7回の一斉除雪をやった中で、当初予算でいただいていた部分というのはもうかなり残りが少なくなってきたという状況でございます。今回補正させていただく分につきましては、過去3年の除雪の実績を勘案しながら、3月の期間除雪できる金額につきまして補正予算を計上させていただいているといった状況でございます。

また、歩道から車道に出るのが不便という形なんですけれども、基本的に道路の除雪につきましては、個人の方の出入りにつきましては皆さんでやっていただくということを基本に行っております。

ただ、先ほど言いました道道とか国道とか排雪をやる場合は、連絡を取り合いながら一緒にやったりというようなケースもございます。

また、先ほど言いましたように、カット排雪などにつきましても危険な部分とかあれば今後も対応していかなければならないというような考えは持っておりますので、個人の方の除雪につきましてもその分は若干楽になるのかなというような感じはしております。

今後、個人の方の排雪につきましては、今まで同様、皆さんでご協力をいただきなが

ら道路の維持管理に努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願ひ  
したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、教育費に入ります。55 ページから62 ページまで質疑  
を行います。

6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） 補正予算の55 ページの事務局管理経費、備品購入となって  
いますけれども、これはどういうことで補正になったのかお聞きをしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 石王教育次長。

○石王良郎教育委員会教育次長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

きょうの議案のこの後、各行政組織の関係のお話があるかと思いますが、それを見  
通して、教育委員会の体制が変わりまして、あそこの事務所に人がふえる分、事務所の  
机と椅子等を今回補正をさせていただいております。今回補正をしないと、4月1日か  
ら新しい体制になりますので、そういうことで対応させていただきましたので、ご理解  
いただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、公債費と災害復旧費に入ります63 ページについて質  
疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、給与費明細書は、64 ページから66 まで一括して質疑  
を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、事項別明細書の歳入は、9 ページから19 ページについ  
て一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、事項別明細書の総括表、7 ページから8 ページまで一括  
して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、一般会計補正予算書の1 ページから6 ページまでを一括  
して質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 以上で議案第1号平成6年度上士幌町一般会計補正予算(第9号)の質疑を終わります。

次に、特別会計補正予算の質疑を行います。

特別会計の質疑は、会計ごとに歳入歳出一括して質疑を行います。

初めに、議案第2号平成6年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、1ページから18ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

8番、山本和子議員。

○8番(山本和子議員) 16ページの特定健康診査事業なんですが、これは今回予算よりは減額になっていますが、26年度の健康診査の受診率がどれぐらいあるか把握できればお願いしたいと思うんですが。先ほどは予算のことだけはわかると言われて、率までは、先ほどは人数はわからなかったもので、もしわかればお願いいたします。

○議長(杉山幸昭議長) 野中保健福祉課長。

○野中美尾保健福祉課長 大変申しわけございません。ただいま特定健診をまだ実施している最中ということで、今手元には現時点の数値も含めてちょっと持ち合わせていないということですので、年度末、またあわせて報告させていただきたいと思います。

○議長(杉山幸昭議長) ほかありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 以上で議案第2号平成6年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の質疑を終わります。

次に、議案第3号平成6年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、19ページから23ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 以上で議案第3号平成6年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の質疑を終わります。

次に、議案第4号平成26年度上士幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、24ページから37ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

8番、山本和子議員。

○8番(山本和子議員) 31ページの介護保険システムの改修業務について、どのような改修が行われるのか質問いたします。

○議長(杉山幸昭議長) 野中保健福祉課長。

○野中美尾保健福祉課長 今回、補正で介護保険改修のシステムということで、328万

4,000円を委託料として補正をさせていただいたところですが、平成4月からの介護保険制度の改正に伴う受給者管理、それから給付管理を行うための保険者の保有する介護保険システムについて改修が必要であるということで補正させていただきました。

そして、介護保険制度の改正に伴いまして、3月の時点から準備を進めていなければ間に合わないということで、補正で対応させていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で議案第4号平成6年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を終わります。

次に、議案第5号平成26年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第3号）は、38ページから43ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で議案第5号平成6年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、議案第6号平成6年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、44ページから54ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で議案第6号平成6年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、各会計補正予算に対する質疑が終了いたしましたので、これより理事者に対する総括質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 質疑がございませんので、町理事者に対する総括質疑を終了いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、町理事者に対する総括質疑を終わります。

以上をもって、議案第1号から議案第6号までの平成年度各会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第1号平成6年度上士幌町一般会計補正予算（第9号）の討論を行い

ます。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第1号の採決を行います。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成6年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第2号の採決を行います。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成6年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第3号の採決を行います。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成6年度上士幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第4号の採決を行います。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成6年度上士幌町水道事業特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第5号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成6年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第6号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号及び議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(杉山幸昭議長) 日程第13、議案第7号上士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、日程第14、議案第8号上士幌町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について、以上2案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

野中保健福祉課長。

○野中美尾保健福祉課長 ただいま上程されました議案第7号上士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について及び議案第8号上士幌町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について、一括

してその提案理由と内容についてご説明申し上げます。

まず、議案第7号上士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定についてであります。資料の議案第7号関係をご参照ください。

条例制定の背景であります。国において第3次地方分権一括法が平成25年6月14日公布されたことに伴い、介護保険法の改正がなされ、従来厚生労働省令で定められていた介護予防支援事業所に関する基準を市町村の条例で定めることとされたことから、町が関係する指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を本条例で定めるものであります。

介護予防支援事業とは、要支援1及び2に認定された方が介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防プランの作成及びサービス事業所との連絡調整を行う事業をいいますが、本条例において、介護保険法第11条第1項の規定による基準該当介護予防支援と介護保険法第15条の24第1項及び第2項の規定による指定介護予防支援事業の人員及び運営等に関する基準について定めるものであります。

また、あわせて介護保険法第5条の22第2項の規定により、事業所の指定を法人とする旨を市町村の条例で定めるものであります。

本町においては、上士幌町地域包括支援センター内に町の指定を受けた上士幌町指定介護予防支援事業所として1カ所設置しております。

次に、本町の条例制定に当たっての考え方についてであります。これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により従うべき基準と参酌すべき基準の2つに分類され、本町もこの分類に基づき条例を制定していく必要があります。本町では、これまで現行の厚生労働省令で定められている基準により適正に事業運営がされていることから、独自基準は設けず、現行の基準どおり定めるとしてあります。ただし、参酌すべき基準の中で指定介護予防支援等の提供記録の保存期間については、介護給付費の過払いの場合の返還請求権の消滅時効が地方自治法の規定により5年であることから、当該支援等の提供の「完結の日から2年間」とあるものを「完結の日から5年間」に変更するものであります。

次に、資料の裏面をごらんください。

条例の構成についてであります。全体33条の構成となっております。下線部分は従うべき基準を示しております。

第1章では、総則、第1条で、この条例の趣旨を定めています。

第2章では、基本方針を定めるとともに、事業者の指定要件を法人と定めています。

第3章では、人員に関する基準を定めています。

第4章では、運営に関する基準を定めています。この中の第9条（記録の整備）第2項において、記録の保存期間について「2年間」を「5年間」に変更して定めています。

第5章では、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めています。

第6章では、基準該当介護予防支援の事業に関する基準を定めたものであります。基準該当とは、指定を受けるべき要件のうち一部を満たしていない事業者であるが、基準該当事業者のサービスが一定の水準を満たしていると市町村が認めた場合の事業者のことをいいます。

次に、附則として、第1項は、施行期日について、この条例は平成27年4月1日から施行するとするものであります。

第2項では、本条例の制定により連動して本町で定めている上士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の一部を改正する規定を定めております。

その内容につきましては、議案第7号関係2の資料の新旧対照表にてご説明いたします。下線部分が改正となります。

第16条において、厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援等基準が、上士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定により、改正後の下線のとおり根拠法令を改めるものであります。

また、介護保険法の改正により、第9条中のサービス担当者会議を規定した第9条第9号を第31条第9号に改めるものです。

また、介護予防サービス計画を規定した第9条第1項第2号中、第30条各号、第31条各号を条例第31条各号、条例第32条各号にそれぞれ改めるものです。

附則において、この条例は平成27年4月1日から施行するとするものであります。

続いて、議案第8号上士幌町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についてであります。資料の議案第8号関係をご参照ください。

条例制定の背景であります。議案第7号と同様、国において第3次地方分権一括法が平成25年6月14日に公布されたことに伴い、介護保険法の改正がなされ、従来厚生労働省令で定められていた包括的支援事業を実施するために必要な基準を市町村の条例で定めることとされたことから、介護保険法第94条の46第4項の規定により、町が関係する上士幌町地域包括支援センターの職員等に関する基準を本条例で定めるもの



であります。

次に、本町の条例制定に当たっての考え方についてであります。これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により従うべき基準と参酌すべき基準の2つに分類され、本町もこの分類に基づき条例を制定していく必要があります。

本町では、これまで現行の厚生労働省令で規定している基準により適正に事業運営がされていることから、独自基準は設けず、現行の基準どおり定めるとしてあります。

次に、資料の裏面をごらんください。

条例の構成についてであります。全体で4条の構成となっております。下線部分は従うべき基準を示しております。

第1条では、この条例の趣旨を定めています。

第2条では、使用する用語の定義を定義しています。

第3条では、基本方針を定めています。

第4条では、従うべき基準として人員に関する基準を定めています。

附則において、この条例は平成27年4月1日から施行するものとしてあります。

以上、上士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について及び上士幌町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたしました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより2案を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって2案に対する質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号及び議案第8号の2案は、会議規則第1条第1項の規定により、総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号及び議案第8号の2案は総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎議案第9号及び議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第15、議案第9号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について 日程第16、議案第10号上士幌町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、以上2案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石王教育次長。

○石王良郎教育委員会教育次長 ただいま上程されました議案第9号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について及び議案第0号上士幌町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、その提案理由と内容につきまして、一括ご説明申し上げます。

お手元の議案第9号関係の資料をごらんください。

概要としましては、教育の政治的中立性や継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化などを図っていくため、昨年6月に公布されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成7年4月1日より施行され、地方教育行政制度の改革が実施されることとなります。この法改正に伴い、必要な関係条例を整備していくものでございます。

2、教育委員会制度改革の主なポイントは4つ挙げられます。

(1) 教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置します。新しい教育長は町長が任命し、任期はこれまでの4年から3年になります。現に在職する教育長が在職する間は、これまで同様に委員長と教育長が併存され、町長が新たに教育長を任命した時点から新教育長に移行することになります。

(2) 権限が大きくなった教育長に対して、チェック機能の強化と会議の透明化を図っていくこと。

(3) 町長と教育委員会とで構成する総合教育会議を設置します。町長が招集し、教育行政の大綱の策定や、重点的に講ずべき施策などについて協議や調整を図っていくものです。

(4) 教育に関する大綱について、総合教育会議において協議・調整し、町長が策定をします。

次の2ページをごらんください。

議案第9号において改正する条例の一覧でございます。

主な改正の概要としましては、記載の4点が挙げられます。

①教育委員会委員長が廃止され、権限が新教育長に移行されることに伴い、教育委員会の「委員長」と規定している箇所を「教育長」に置きかえていく改正。

②教育長の位置づけが一般職から常勤の特別職に変わることに伴う改正。

③教育長が教育委員でなくなることによる改正。

④総合教育会議設置に伴う改正でございます。

議案第9号は、一覧にあります既存の2本の条例廃止と6本の条例改正をまとめて1本の整備条例として制定しようとするものでございます。

条例第1条は、上士幌町教育委員会教育長の給与に関する条例を廃止するものです。教育長が一般職から特別職に変更されることに伴い、一般職を前提に定められた教育長の給与条例を廃止し、この後に出てくる第6条において教育長の給与を改めて定めていくものです。

第2条は、上士幌町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止するものです。理由は同じく、教育長が一般職から特別職に変更されることに伴い、一般職を前提に定められた本条例を廃止し、議案第 号において新たに条例制定を提案するものです。その内容につきましては、後ほどご説明いたします。

この後の整備条例第3条以降の改正内容は、新旧対照表に基づいて説明をいたします。

3ページをごらんください。

表の右が改正前、左が改正後の内容です。

第3条は、上士幌町議会委員会条例の一部を改正するものです。「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものです。

4ページをごらんください。

第4条として、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。別表第1にある教育委員会の委員長、月額45,000円を削除し、新たに教育委員会に教育長職務代理者を設け、月額9,000円を規定するものです。この金額は、上記に記載の農業委員会代理の金額と同額で設定をしております。

続きまして、5ページをごらんください。

第5条として、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正するものです。今回改正されました法律では、意見聴取のために必要があると認めるときは、総合教育会議に関係者または学識経験者を有する者から意見を聞くことができることとなっており、その際に、費用弁償の支給対象としていくことを規定したものでございます。

6ページをごらんください。

第6条として、上士幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正するものです。第1条の教育長の給与条例の廃止を受け、この第6条で特別職となる教育長の給与を規定するものです。金額は現状と同じ55万円としております。

7ページをごらんください。

第7条として、職員の旅費に関する条例の一部を改正するものです。教育長の位置づけが一般職から特別職に変わることに伴い、第1条と別表第1及び8ページの別表第2の中に「教育長」の文言を加えております。

8ページの下の方をごらんください。

第8条として、上士幌町教育委員会委員定数条例の一部を改正するものです。新しい教育長は教育委員ではなくなりますので、委員定数5名だったのを4名に改正するものでございます。

1ページにお戻りください。

1ページの一番下5の附則でございしますが、施行期日として、この条例は平成4月1日から施行いたします。

経過措置として、現に在職する教育長が在職する間は、改正後の各条例の規定は適用せず、改正前の各条例の規定を適用します。ただし、第5条の証人等の実費弁償に関する条例の一部改正は、上記経過措置を適用せず、4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第10号の説明をいたします。

関係資料はございません。

議案第10号のほうを直接ごらんください。

条例制定の趣旨につきましては、教育長が一般職から特別職になることに伴い、新たに勤務時間などを定める条例を制定していくことになります。

条例第1条は、この条例の趣旨を規定しております。

第2条では、教育長の勤務時間、休暇等については、一般職員を対象に制定している職員の勤務時間、休暇等に関する条例を教育長に適用していくことを規定しております。

第3条では、教育長の職務に専念する義務の免除について、一般職に適用されている職務に専念する義務の特例に関する条例を教育長に適用していくことを規定しております。

附則につきましては、先ほどの議案第9号での附則の施行期日と経過措置と同じ内容でありますので、説明は省略をいたします。

以上、議案第9号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について及び議案第9号上士幌町教

育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより2案を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 委員会に説明あった際にも質問させてもらったんですが、正式な条例提案はきょうですので、本会議で再度質問させていただきます。

今回の大きな改正点は、教育長が町長の任命制になることと、それから教育的な大綱を教育長が招集する総合教育会議で大綱を決めるという点を考えますと、教育は政治的な中立でなければいけないのに、首長の政治で変わりますので、それが直接教育の介入になるのではないかという点が大変心配されますが、その点についてどのようにお考えか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 石王教育次長。

○石王良郎教育委員会教育次長 この改正の中身につきましては、新たに総合教育会議というのを設定して、町長と教育委員会の合わさった協議・調整する機関を設定することになりますが、ここで決められたことというのは、強制力を持っていることじゃなくしてお互いに確認し合ったことをそれぞれの立場で実行していくことでありまして、それとあわせて、これまでも教育委員会と町長とは意見交換をする場を持ってきておりまして、町長の意向であるとか教育委員の意見であるとかというのをお互いに確認しながら進め合ってきたところではありますが、それを正式なこういう会議の形にしまして、これまで以上に連携を持って進めていこうということでもありますので、それがイコール町長が教育制度に介入するということではなくて、そこで合意に至らなかったことは強制力はありませんので、それぞれの立場でまた教育を執行していくということになりますので、そういうことをご理解をいただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 総合教育会議で設置をして大綱を決めるとなっても、多分従来どおりの方法でいくんだろうと思うんですが、従来どおりというのは、そもそも従来どおりもどちらかといえば教育が本当に中立だったのかという疑問もあるんですがその点含めて再度質問したいんですが、従来どおり教育がきちんと保障されるのかと、中立が保障されるのかと。

それから、今までどおり強制することはないと言いましても、法律上は首長がある程

度権限を持ちますので、それをきちんと町独自で維持していかないと。どこかのときに首長ができる。それがいずれは、具体的な中身について、学校統廃合とかいろいろな中身については教育委員会が今決めていますけれども、従来どおりこれからも決めるんだと思うんですよ。だけど、どこかの時点で首長が権限を持ってこうしなさい、あしなさいといくんではないかと。その点はきちんと確認していかないと。法律上は多分できるんだと思うんですよ、そういうふうに。この法律を国が決めて町が条例決めれば、できるんですよ。だけど、それをしないのは、現教育長なり首長なりのやっぱり合意でいかないといけない。その点では、多分従来どおりやっていくし、もし合意に至らなかったら、教育委員会のほうで独自の考えを持って、いけるというふうに判断しますがその点について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 馬場教育長。

○馬場久男教育委員会教育長 教育長の暴走と言っていいかどうかちょっとわかりませんが、そういった権限が大きくなるということで、先ほどの教育委員会制度改革のポイントの（２）にも書いてありますけれども、教育委員会のチェック機能の強化、それから教育委員会の会議の透明化を図っていくと。今回の改正のポイントの一つになっておりますので、この辺は十分念頭に置きながら、総合教育会議含めてしっかりと教育の中立性は極力図るよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑ありますか。

3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） この整備条例第4条です。この中に、改正後に教育長職務代理者、報酬でいえば月3万,000円と入っているわけですがけれども、これは、今までの教育委員会の非常勤の委員の人がこの職に当たるということの認識でいいのか。

○議長（杉山幸昭議長） 石王教育次長。

○石王良郎教育委員会教育次長 この職務代理者につきましては、教育委員4名の中から教育長が指名に基づいて選出をすると、そういうことになっております。ですから、非常勤の教育委員さんということになります。

○議長（杉山幸昭議長） よろしいですか。

ほかにありますか。

6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） まず、今回のこの教育委員会制度の改革と言われている改正については、十分教育委員会機能が果たされない不祥事があって、いじめ等の問題の対処が適切にできなかったということが大きな社会問題となって改正の原点になっている

というふうに理解をしているとことです。それで、お聞きをしたいと思います。

今現有の教育委員会制度で問題があるのかどうか。今、問題をずっと抱えてきたのかどうか。何を聞きたいか。改正することに私自身は基本的には反対をするつもりはありません。つまり、反対できないような仕組みになっているんです。国がこう決めたからです。しかし、精神までは国に操られるべきではないというふうに僕は思っています。考え方として。ですから、今までも問題はなかったけれども、国が変えろと言うんだったら、今までの民主的な教育行政運営というものを踏襲しながら今回は新たなこの制度でやっていくという意思があるんなら、僕は理解をしたいなと思うんです。

つまり、今回の原点がどこにあるのかということと、今まで不備だったと言うんだったら、それは不備も含めてこう改正するということを、ぜひ説明を願いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 馬場教育長。

○馬場久男教育委員会教育長 現状の教育委員会制度の中で、私は不備があるというふうには思っておりません。しっかりと教育委員会の会議には情報提供もしてきたつもりですし、正式な報告事項、協議事項、議案以外にもその他にいろいろな情報もお知らせをしておりますし、ご意見もいただいております。

ただ、今回の改正によりまして、総合教育会議ということで、ますます町長との意思疎通をしっかりと図りながら、今後教育行政を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） これは町長にお伺いをしたいというふうに思います。

今回、一般的な解説では首長の教育委員会にかかわる権限が拡大した、そういうふうには一般的に解釈をされていますし、そういった懸念も社会的には弁護士会等を通じて一時は大きなものが結構あったというふうに理解をしています。私は、この小さな町の教育行政は決して問題があったというふうに思っておりませんし、一生懸命、先ほど教育委員長から教育方針が示されましたけれども、頑張っているというふうに理解をしているんですが、ここで懸念をされる政治的中立性を、まず竹中町長としては今までと同様にさらには今まで以上に注意をして、そういったことに対する対応をするというお考えがあるのかどうかお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 政治的中立というのは何を指しているのか、なかなか難しい定義であるというふうに思っています。ただ、教育もまちづくりの中の大きな政策の一つであるということですから、そこには財政も伴っていかなければ執行ができないというこ

とであります。そして、また一方では、町全体の福祉あるいは産業、教育含めて、そういった意味の中で言うと、町の中の大きな政策課題でもあるということでもありますから今まで教育委員会は教育委員会として教育行政を執行してきたということでもありますけれども、これをもっと連携をとって、地域の子供たちや、あるいは成人教育を含めて、この町の教育を町長のほうと教育委員会のほうが一体となってやるということについては、それはプラスに考えて、よりこの町の教育を振興していくという視点でこの問題は改正は捉えていきたいなど、そう考えております。

○議長（杉山幸昭議長） ほか質疑ありますか。

よろしいですか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって2案に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第9号に対する討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に、本案に対する反対の討論を行います。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 議案第9号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、反対討論を行います。

教育委員会制度は、戦後、教育の民主化を目指してつくられました。教育行政を行政の直接的な統制のもとから外し、市民の意を受けた合議機関に委ねることで、教育の政治的中立性や専門性を確保するためにつくられたものです。そのため、当初は住民が選挙で選ぶ公選制でしたが、その後956年に首長の任命制に変更されました。さらに、今回の改正では、互選で選ばれていた教育長を首長の任命制にし、教育に関する大綱を首長が策定するとするものです。このことは、行く行くは教育委員会を解体に迫り、首長を教育行政の責任者にする狙いがあるものと大変心配をしております。教育の自主性・中立性に反するもので、今回の改正には反対いたします。

また、国の法律は変更されましたが、実際には従来どおり教育委員会の自主性を生かし、首長とは連携をとりながら進めるとの答弁がありました。上士幌町教育委員会もより一層子供の立場に立った教育行政を進めるものと期待しております。

以上、反対討論といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、本案に対する賛成の討論を行います。討論ありますか。



(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 次に、本案に対する反対の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ほかに討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ほかに討論がありませんので、これをもって議案第9号に対する討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(杉山幸昭議長) 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第10号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第17、議案第11号上士幌町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高嶋総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 ただいま上程されました議案第11号上士幌町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容をご説明申し上げます。

町例規集は第3編行政通則、第1章組織・処務をご参照願います。

提案理由ですが、平成7年4月より新たに認定こども園を開設することに伴い、これまでの保育課の業務を教育委員会に移管することとし、認定こども園開設に向け平成25年4月に設置した子育て推進室を廃止するものであります。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第11号関係新旧対照表をご参照願います。下線部分が改正部分であります。また、本日配付いたしました議案第11号関係2をあわせてご参照願います。

第1条の課等の設置のうち、保育課、子育て推進室を廃止し、第2条の事務分掌のうち保育課及び子育て推進室の項目を削除するものであります。

なお、附則第1項として、この条例は平成7年4月1日から施行するものであります。

また、附則第2項として、本条例の改正に伴い、上土幌町子ども・子育て会議条例第7条の「子育て推進室」を「教育委員会」に改正するものであります。

なお、教育委員会における事務局内部組織については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第2項の規定により、教育委員会規則で定めることとされております。したがって、教育委員会事務局に設置する子ども課、生涯学習課につきましては、上土幌町教育委員会事務局組織規則において規定することとなっております。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑ありますか。

6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） 資料で組織図もいただいているんですけども、今回の改正によって子ども課は59名、生涯学習課が20名ですから今までもあった人数の範囲内かというふうに思うんですけども、子ども課59名を統括する課長も大変だろうというふうに思うんですけども、これは、その下の部分に、つまり総務学校教育云々、これは係員になるんだろうというふうに思うんですが、これに振り分けるとどういった人数立てになるのか。当然、認定こども園等などについては職員数は結構人数としては多くなるのではないかなというふうに思うので、もしそれが今の段階でお示しができるのであれば、ご説明を願いたいと思います。

もう一つわからないのは、教育関係だから全てそこに集めればいいんだという、その利点は何なのか十分理解できないわけです。大型な組織になれば確かに、一極集中にな

ということが本当にいいのかどうかというのはちょっと疑問に思う部分がありまして今まで子ども教育推進室云々で分かれていた部分を一つにするということがどうなのかまず一つ目は、先ほど条例改正をして、教育長の権限が大きくなる、さらには教育行政に対して町長の権限が大きくなるということを踏まえて、こういった行政組織の機構図にするのかどうか。その辺はどういうふうに捉えられているのか。

その辺も含めてお聞きをしたいということと、それからもう一点、広域化、行政組織を改編する場合には、十分その中で働く職員、つまり職員組合との協議というのをきちっとしていかないと、十分機能していかないのではないかと。その辺についてもどういった進捗状況にあるのか。

何点かありましたけれども、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） ここで 15 分間休憩といたします。

再開は 5 分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午後 2 時 0 1 分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 1 1 分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 佐々木議員の質問にお答えをしたいと思います。

きょうお手元にお配りをしております議案第 号の関係 2 で、この子ども課については全体で 59 名ということでお示しをしているところでございます。これはまだ予定ということでございますけれども、この 59 名のうち認定こども園、いわゆる現場に係る職員が何人いるかということになるかと思いますが、一応予定では、この 34 名が認定こども園並びに、一緒に下に入っておりますけれども、子育て支援センター、それと発達支援センターということになってまいります。これに関係する職員が全体で 34 名ということで、ご理解をいただきたいと思います。

また、議案第 9 号関係に関連しているのかというようなご質問もあったかと思いますが、実はこの体制につきましては、第 5 期の総合計画の中で子育て支援に関する総合的な部署について検討するということがもう総合計画の中でうたっております、平成 24 年度については保育課と保健福祉課でそれぞれ協議を重ねてきておりました。平成 25 年度からは、ご承知のとおり子育て推進室を新たに設置いたしまして、ここが中心になりまして行政内部に検討委員会を設置いたしまして、そのときには保育課、保健福

祉課、さらに教育委員会を入れての検討委員会を設置いたしました。25年度と26年度の2年間におきまして合計1回の検討委員会の開催してまいりました。その上で、昨年12月段階でこの検討委員会から町長に対して提言書が提出をされたということでございます。その提言を受けて、今回このような提案をさせていただいているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、職員組合との関係につきましては、一度22日に協議をさせていただいております。この後3月13日にも協議をする予定でございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） 一つは、認定こども園については新たな仕組みの中でことしから、施設もやっとなんかでき上がって、運用を開始すると、こういう状況です。一つは、今までは保育所も保育課を置いて、つまり管理職を置いてやってきたと。今回この形であれば、認定こども園については管理職といわれる部分については置かない。園長をどういう形で置くのかというのは十分説明を受けていない部分ですけども、園長をどういう形で置くのかということも含めてこの後答弁願いたいというふうに思いますけれどもそういうことで、どうなのかなという心配が正直あります。

仕組みも新しく、教育カリキュラムを組んだ形でやるのも新しい。そういう中で、全体を掌握する行政組織についても、さらに教育委員会がこれを持つという形が妥当なのかどうかということと、それからもう一つは、この話が、こういった行政組織について確かに長計の中にそういった含みがあると言われれば認めざるを得ないわけですけども、具体的な話について、僕は総務文教常任委員会ではないので、どこまで協議をされているのかなという心配をするわけです。

さらに、補正予算についてもこの年度末の補正予算に机等の補正予算が出ていると。もう少しタイムスケジュールを緩やかにというか、十分審議をしたと言えるような状況で進めるべきではないかなと。今回これを認めないということで僕はありませんけれども、そういうところで不備や不満が生まれてくる、あるいは行政運営に瑕疵を生じるという可能性を高くするという補正ではないのかなという心配をするわけでありまして。確かに、行政を進める上で迅速にというのは求められることでもありますけれども、それと同時に、慎重にということも求めなければならないというふうに思うんですが、そういったことを含めて、大丈夫なら大丈夫だという具体的な説明をもう一度お願いしたいと思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 先ほど申し上げましたとおり平成4年からこの検討作業を進めてまいりました。新たな検討委員会を設置してからも、先ほども言いましたように1回にわたる検討委員会を重ねまして、行政内部では担当者レベルも含めての委員会構成の中で議論を重ねてきたところでございますので、ある意味、この統合に向けた行政内部の検討作業としては一定程度時間をかけた作業をやってこられたのかなというふうに思っています。ただ、議員おっしゃるように全く新たな体制になりますので、全てがいきなり完璧にできるかどうかというのは私もスタートしてみないとわからないというのが正直なところでありますけれども、そういう意味では慎重な作業は続けてきたつもりでございます。

ただ、認定こども園が新たにまさしく新規にスタートいたしますので、その辺の体制についても十分整えなければならないという判断のもとに、例えば、今、園長の話がございましたけれども、園長については既に1年前から、幼稚園の経営をしたではありませんけれども、それなりの管理職のポストで仕事をされていた方を採用いたしまして、1年間この現状の今の保育所の体制を見ながら、新幼稚園の開設に向けたいろいろな準備を進めていただいているということで、その方を次期園長ということで考えておりますし、さらに副園長については管理職を配置する予定でございますので、そういう意味では、そのほかにもいろいろと認定こども園の運営に向けては体制を強化してきたというふうに判断をしていますので、現場の体制としては一定程度動くのではないかなというふうに思っていますが、ただ一部協力隊の関係の募集をしておりますが、まだ完全にその辺が埋まっておりませんので、これからさらにその辺の募集事務を進めながら、スムーズな運営体制ができるように、できるだけ早期にそういう体制をつくっていきなと、そんなふうに思っているところでございます。

なかなか、今度、教育委員会の中に入っていきますけれども、教育委員会の中では今度その認定こども園とほかに子育て推進員の関係で管理職を配置いたしまして、その中でこれからの子育て推進の事務をやっていくというふうになってまいります。少なくとも、人数が非常に多いわけでありまして、状況的に見ますと、十勝管内的にもいわゆる保育所だけが独立して課部局を持っているというところはほとんどないんです。これは全道的にもそうだと思いますけれども、そういう意味では、私どもの町が特に先んじてそういった体制をつくったというよりも、むしろ他の自治体のほうが事例的には保育課業務はどこかのそういった子育て推進専門部署だとかそういったところに設置をされて運営されているというのが実態でございますので、そういうことで大きな問題が発生しているということは私ども承知しておりませんので、多分問題ないだろうというふ

うに判断をしておりますので、現場は現場で責任を持ってしっかりやっていただきながら、一方で子育ての推進事業を行政全体として進めていくと、そんなことで考えていきたいと思っていますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） 大変重大なことで、今ちょっとお聞きをすると、副園長については管理職を充てるということによろしいんですね。そうすると、管理職総数はどうなるのか。その辺も含めて、一番心配していたのは、認定こども園名の職員を抱えて、それも新たな施設で新たな運営方法で、機能についても幼稚園機能を果たしていくということになれば、相当新たなものを展開していかなければならない。入ってくる子供たちの従来の保育状況とは少し違う部分も出てくるということを考えれば、大丈夫かなという心配をするのは僕だけではきっとないのではないかなという気がするんですがそういった中で、一つは、認定こども園の課の中にも管理職が配置される。それは、園長であれ副園長であれ、あるいは別な形で管理職の配置をして、責任分野を明らかにするというように理解をしていいのかどうかということを確認したいと思います。

それから、もう一点は、これだけの大きな違いを持っていくときに、一つは、内部の部署だけのその協議、この中では人事権については理事者が持つわけでありますから、そのことにとやかく言うつもりはありませんけれども、ただ労働組合との関係性というのは、僕は、特に問題がなければ十分そういった組織にも理解を得て進めるというのが行政組織の組織力をより高める一つの方法論だというふうに僕は認識をしております。そういうことを含めて、そういった、これからは話を進めるということで、予定もあるということでありますので、そういったことも十分、双方の協議を踏まえて進めていくというふうに理解をしていいのかどうか最後にお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 おっしゃるとおりだと思います。これまでも、先ほど言いましたように行政内部の議論を重ねてまいりまして、いろいろな角度から体制のあり方について協議をしてきたところでありますので、行政的な、それぞれ関係する部署の方々については方向性については理解をいただいているというふうに思っておりますので、これからはもちろん職員組合との協議に入りますけれども、その辺は丁寧に説明をしながら合意に持っていきたいなというふうに考えております。

それと、管理職の関係については、園長については先ほど申し上げましたとおり民間のそういった施設で副園長として既に仕事をされていた方で、非常にそういう運営を熟知されているという判断のもとに私のほうで採用させていただいておりますので、いわ

ゆる現場でのいろいろな運営については、その方が中心になって責任を持って運営をしていただけるものというふうに判断をしております。ただ、やはり年齢がいわゆる民間の幼稚園を定年退職されておりましたので、正職員採用ということは当然できませんでしたので、立場的には要綱職員ということでしか採用できなかったわけでありませけれども、一方では責任体制というものも当然発生いたしますので、その意味で、副園長については管理職を配置していくという考え方に立っているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほか質疑ありますか。

3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） これは、新しい制度の中で、教育委員会に子ども課ということで、認定こども園含めて子育て支援が入っていたわけですが、現在、この認定こども園が34名ということですが、僻地の私立の保育所というのは現況的に残っているわけです。それで、その辺をどういう話し合いで、今のところ北居辺、北門、萩ヶ岡、糠平も含めてそうですけれども、そのまま新年度は続けるのか、それともこの認定こども園の中に一部入ってくるのか。そういう話し合いはどのようになって、将来考えているのか。あったとしたら返答願いたいと思いますけれども。

○議長（杉山幸昭議長） 高橋保育課長。

○高橋 智保育課長 私立保育所の件でございますけれども、私立保育所も今回制度が変わり、子ども・子育て支援制度のその辺が変わっておりますので、認定こども園とあわせてそれぞれ説明はさせていただいております。その中で、今回、一部個人的に私立のほうからこども園のほうに入園される方もおりますけれども、現状では、来年度につきましてはそれぞれ4カ所とも私立のほうで運営するということになっております。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） そのようなことでありますから、いずれにしても地域は地域、私立は私立の事情があると思います。含めて、せつかくの認定こども園ですから、万が一吸収だとか入りたいということがあれば、丁寧にまた、そういう送迎、それから保育料の問題もあるわけですし、その辺も十分に、もしそれぞれの私立保育所からの説明を求められたときに、丁寧に相談して進めていただきたいと思います。これは要望ですから。

○議長（杉山幸昭議長） 要望ですか。

ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第11号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第 11 号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第 11 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第 18、議案第 12 号上士幌町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高嶋総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 ただいま上程されました議案第 2 号上士幌町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

例規集は第 3 編行政通則、第 1 章組織・処務をご参照願います。

行政手続条例につきましては、国の制定した行政手続法に基づき、町が行う行政処分行政指導、届け出等に関し共通事項を定め、行政運営における手続の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に平成 9 年 3 月に制定しております。平成 16 年 6 月に国において行政不服審査法関連 3 法が改正され、その一つとして行政手続法の一部改正が行われました。その主な内容は、法律に規定された要件に適合しない行政指導を受けた場合に、その行政指導の中止等を求め、また法令違反等の事実を発見した場合に、それを是正するための処分等を求める申し出制度を創設するものです。この行政手続法の改正に伴い、行政手続条例の関係部分について改正するものであります。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第 12 号関係新旧対照表をご参照願います。下線部分が改正部分であります。

第 33 条の行政指導の方式について、新たに第 2 項として、「行政指導に携わる者は当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、第 1 号から第 3 号に記載する当該権限を行使し得る根拠等を示さなければならない」とする規定を追加します。



次に、第34条の2の行政指導の中止等の求めとして、「法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる」とする規定を追加します。

次に、第4章の2として、処分等の求めの規定を追加します。

第34条の3は、「何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導を求めることができる」とする規定を追加します。

また、新たな条文等の追加により、関係する条文の規定を改正するとともに、字句の改正を行います。

なお、附則第1項として、この条例は平成 年4月1日から施行するものであります。

また、附則第2項として、本条例の改正に伴いまして、上士幌町税条例の関連条文を改正するものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第 12 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号から議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採  
決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第19、議案第13号上士幌町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、日程第20、議案第14号上士幌町ナイタイ高原牧場観光施設条例の一部を改正する条例の制定について、日程第21、議案第15号上士幌町三国峠休憩施設条例の一部を改正する条例の制定について、日程第22、議案第16号糠平湖畔休憩施設条例の一部を改正する条例の制定について、日程第23、議案第17号糠平温泉スキー場総合管理施設条例の一部を改正する条例の制定について、以上5案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高嶋総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 ただいま上程されました議案第3号上士幌町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

例規集は第6編財務、第4章税外収入をご参照願います。

このたびの条例改正につきましては、国税である消費税が平成26年4月1日より5%から8%に改正されたのに伴い、消費税相当額を改正するものであります。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第13号関係新旧対照表をご参照願います。下線部分が改正部分であります。

第2条第3項中の「100分の105」を「100分の108」に改正します。

なお、附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 柚原商工観光課長。

○柚原幸二商工観光課長 ただいま上程されました議案第4号上士幌町ナイタイ高原牧場観光施設条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第5号上士幌町三国峠休憩施設条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第6号糠平湖畔休憩施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号糠平温泉スキー場総合管理施設条例の一部を改正する条例の制定について、4案を一括してその提案理由と内容についてご説明申し上げます。

なお、町例規集は第8編産業、第1章商工観光をご参照願います。

提案の理由であります。国税であります消費税が平成26年4月1日より5%から8%に改正されたことに伴い、各施設に係る消費税相当額を改正するものであります。

初めに、ページ議案第 14 号関係資料、新旧対照表についてご説明いたします。

第 4 条の表、使用料年額の項中、93 万 4,500 円を 96 万 1,200 円に改正するものがあります。

附則としまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 15 号関係資料、新旧対照表についてご説明いたします。

第 4 条の表、使用料年額の項中、186 万 7,570 円を 192 万 930 円に改正するものであります。

これも、附則としまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 16 号関係資料、新旧対照表についてご説明いたします。

第 4 条の表、使用料年額の項中、11 万 5,500 円を 11 万 8,800 円に改正するものがあります。

附則としまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 17 号関係資料、新旧対照表についてご説明いたします。

第 4 条の表、使用料年額の項中、570 万 3,050 円を 586 万 5,990 円に改正するものがあります。

附則としまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、上士幌町ナイタイ高原牧場観光施設条例の一部を改正する条例の制定について及び上士幌町三国峠休憩施設条例の一部を改正する条例の制定について並びに糠平湖畔休憩施設条例の一部を改正する条例の制定について、糠平温泉スキー場総合管理施設条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議いただき、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより 5 案を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって 5 案に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第 13 号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 13 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第 14 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第 15 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第 16 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 18 号及び議案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第 24、議案第 18 号上士幌町子ども医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 25、議案第 19 号上士幌町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上 2 案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

野中保健福祉課長。

○野中美尾保健福祉課長 ただいま上程されました議案第 18 号上士幌町子ども医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第 19 号上士幌町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、2 件は関連がございますので、一括してその提案理由と内容をご説明申し上げます。

例規集は第 7 編民生、第 1 章社会福祉をご参照ください。

議案第 18 号及び議案第 19 号の条例は、子ども医療費助成事業の対象年齢を高校生世代の 18 歳まで拡大することに伴い、それぞれ条文の一部を改正するものであります。また、母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、北海道医療給付事業補助要綱が一部改正されたことから、それに準じてそれぞれの条文の一部を改正するものであります。

まず、議案第 18 号上士幌町子ども医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。別紙資料議案第 号関係の新旧対照表にてご説明いたします。

1 ページをごらんください。

子ども医療費の自己負担を高校生世代18歳まで助成拡大することにより、第2条第1項第1号中、「満15歳」を「満18歳」に、第5条中、「満15歳」を「満18歳」にそれぞれ改めるものです。

また、北海道医療給付事業補助要綱の一部改正により、第3条第1項第3号中の「重度心身障害者」の表記中の障害の「がい」を平仮名表記に改めるものです。

2ページをごらんください。

附則として、第1項は、施行期日について、この条例は平成27年4月1日から施行するものとしてしています。ただし書きにおいて、第2条及び第5条の規定につきましては、受給者証の更新時期となる同年8月1日から施行すると規定するものです。

第2項は、適用区分について、改正後の上士幌町子ども医療費助成事業に関する条例の規定は、この条例の施行日以降の医療に関する助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものと規定するものです。

続いて、議案第19号上士幌町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。別紙資料議案第19号関係の新旧対照表にてご説明いたします。

1ページをごらんください。

北海道医療給付事業補助要綱の一部改正により、条例の題名及び第1条、第2条第1項、2ページに進みまして、第3条第1項及び第2項中の「重度心身障害者」の表記中の障害の「がい」を平仮名表記にそれぞれ改めるものです。

また、1ページに戻りまして、第2条第1項第3号及び2ページの第3条第1項中の「精神障害者」の表記中の障害の「がい」を平仮名表記にそれぞれ改めるものです。

また、1ページの第2条は、ひとり親家庭等の医療給付の該当者を規定しているものでありますが、平成26年10月1日、母子及び寡婦福祉法の一部改正により、第2条第2項第1号中、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるとともに、第2号中、父の定義について、「父子家庭であってひとり親家庭の母に準ずる男子をいう」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のいない男子であって、前号ア又はイのいずれかに該当する者」に改めるものです。

3ページをごらんください。

第4条は、助成額について規定しているものでありますが、議案第19号関係で、子ども医療費の自己負担を18歳までに拡大することに伴い、基本利用の控除を「15歳」から「18歳」に改めるものです。

附則として、第1項は、施行期日について、この条例は平成27年4月1日から施行

するとするものとしています。ただし書きにおいても、議案第号と同様でありますので、省略させていただきます。

第2項におきましても、適用区分につきまして、改正後の上士幌町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以降の医療に係る助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものと規定するものでございます。

以上、提案理由と内容についてご説明いたしました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより2案を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） この議案第18号なんですけれども、この第2項第1項中を「15歳」から「18歳」に改めると。これは大変いいことだと思うんですけれども、これは多分この条例が制定されると27年度の新年度予算の中でこのような予算の提案がなされてくるだろうと想定されますけれども、この歳から18歳までで想定される相応人数というのはどのぐらいつかまえているのか。予算のときでもいいんですけれども、これは条例ですから、これで決まっちゃうとそれが自動的に becoming くるということで、どのぐらいのことを想定しているのか、ちょっとお知らせください。

○議長（杉山幸昭議長） 野中保健福祉課長。

○野中美尾保健福祉課長 対象人数ということで、高校生拡大の分ということかと思えますけれども、改正後、高校生世代まで拡大した場合に、高校生世代4名ほどいるというふうに見込んでおります。これは昨年2月末現在の想定ではありますけれども、一応114名ということで、新年度予算に拡大分として263万8,000円計上させていただいているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長） よろしいですか。

ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって2案に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第18号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第18号の採決を行います。

す。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第 19 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 20 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第 26、議案第 20 号上士幌町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

野中保健福祉課長。

○野中美尾保健福祉課長 ただいま上程されました議案第 20 号上士幌町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は第 7 編民生、第 1 章社会福祉をご参照ください。

提案の理由であります。平成 30 年 5 月法律第 42 号の介護保険法の改正により地域包括支援センターの設置に関する条項の繰り下げがされたことから、本町で定めている上士幌町地域包括支援センター設置条例の一部を改正するものであります。

議案第 20 号関係資料の新旧対照表をごらんください。

第 1 条中、第 15 条の 39 第 2 項において、市町村は地域包括支援センターを設置することができる」と規定されていたところですが、介護保険法の改正により調査権の条項が追加されたことにより、第 15 条の 46 第 2 項に繰り下げられたことから、条項の改



正をするものです。

附則において、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

なお、これは、さきにおいて上士幌町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定めた条例の制定にあわせて改正するものでございます。

以上、上士幌町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてその内容についてご説明いたしました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第 20 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 21 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第 27、議案第 21 号上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

野中保健福祉課長。

○野中美尾保健福祉課長 ただいま上程されました議案第 1 号上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は第 7 編民生、第 4 章介護保険をご参照願います。

議案第 21 号関係資料 1 をごらんください。

第 6 期の介護保険制度改正は、地域における医療と介護の総合的な確保を推進するため、地域包括ケアシステムの構築を大きな柱として、新しい介護予防・日常生活支援総

合事業の創設など、地域支援事業などに関する改正がなされました。今後のさらなる高齢化に伴い介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中、国は第6期の介護保険料設定に当たり、標準段階を6段階から9段階に見直し、公費による低所得者の保険料軽減を強化するなどの基本的な考えを示しています。

平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間とする本町における第6期介護保険事業計画及び介護保険料の設定につきましては、上士幌町三愛計画策定委員会に諮問し、4回にわたりご審議をいただき、本年2月18日に策定委員長から町長に答申をいただいたところであります。これによりまして、平成27年度から平成29年度における第6期介護保険料の改定を行うこととあわせまして、新たな地域支援事業の実施における猶予の規定を設けるため、上士幌町介護保険条例の一部を改正するものであります。

まず、本町における介護保険料の改定の考え方につきましてご説明いたします。

65歳以上の介護保険料につきましては、平成27年度から平成29年度までの介護保険事業に係る費用の見込み額をもとに算出し、給付と負担という観点から改定を行うものであります。

別紙議案第21号関係3により、第6期介護保険料の設定についてご説明申し上げたいと思います。

第6期期間中の介護保険料の考え方でございますが、次の2点を基本として設定しております。

1点目ですが、介護保険料の段階につきましては、第5期で設定していた7段階を所得水準に応じたきめ細かな保険料の設定とするため、国の基準と同じ9段階に変更するものであります。また、地域密着型介護特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護及び介護老人保健施設の開設等に伴う介護給付費の急激な増加により保険料が大幅に上昇することから、世帯全員が非課税世帯である第2段階、第3段階については、国の基準乗率の0.75から0.72に、また合計所得が120万円未満の本人課税である第6段階につきましては、1.20から第5期と同様の乗率として1.10に、さらに合計所得が120万円以上190万円未満の本人課税者である第7段階についても1.30から第5期と同様の乗率として1.25に、本町独自の乗率設定とし、第5期からの上昇幅の抑制を図るとするものであります。

2点目は、第6期において、町の介護保険準備基金100万円を繰り入れし、介護保険料の急激な上昇をできるだけ抑えることとしております。

以上の対策を講じまして、第5段階の標準基準額を年額8,300円、月額で4,886円とするものであります。

次に、議案第 21 号関係 1 の資料に戻ってごらんいただきたいというふうに思います。

前段でも申し上げましたが、国では低所得者の保険料負担に配慮するため、世帯全員が非課税である第 3 段階までの保険料につきましては別枠で公費により軽減を図る仕組みを導入しておりますが、国における政令の公布が 3 月末ごろとなる見込みであることから、本議会に提案することができないため、政令公布後の 5 月に予定されている臨時議会に介護保険条例の一部改正をご提案する予定と考えております。

なお、国の新たな公費による負担軽減率の内容につきましては、議案第 17 号関係 3 をごらんいただきたいといます。

中段の④に予定として記載しております。

平成 27 年度、平成 28 年度においては、第 1 段階の基準乗率を 0.05、また平成 29 年度においては、第 1 段階をさらに 2 引き下げ、第 2 段階では 0.25、第 3 段階では 0.05、それぞれ引き下げる予定としております。

次に、新たな地域支援事業の実施時期の猶予について、附則の改正が必要となることから、その内容についてご説明いたします。

議案第 21 号関係 1 の資料をごらんください。

中ほどの(2)新たな地域支援事業の実施時期の猶予についてをごらんください。

前段でも申し上げましたが、このたびの介護保険制度では、これまでの介護予防事業から介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行と新たに在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの体制整備、認知症施策の推進が加えられ、法律では平成 27 年 4 月 1 日より市町村において実施することとされておりますが、体制整備の準備期間の必要性に鑑み、一定期間実施時期を猶予することができるとされたところです。

本町におきましては、新たな地域支援事業の実施に当たっては、受け皿の確保や体制整備、また町民の皆様へのご理解をいただいた中で実施をしてみたいと考えております。

なお、当該事業を法律どおりに平成 27 年 4 月 1 日から実施できない場合には、条例の附則で規定することとされていることから、介護保険料の改正とあわせて附則で経過措置の規定を追加するものであります。

国では、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては平成 27 年 3 月 31 日までに実施、在宅医療・介護連携推進、生活支援サービスの体制整備、認知症施策の推進につきましてはそれぞれ平成 30 年 3 月 31 日まで猶予期間を定めており、市町村はその期限の翌日までに各事業を実施することとされております。

本町における新たな地域支援事業の実施予定時期についてであります。介護予防・

日常生活支援総合事業につきましては平成28年4月1日からとしています。また、在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの体制整備、認知症施策の推進につきましては平成29年4月1日から実施するとして、順次その推進に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、議案第21号関係資料2の新旧対照表により、条例の一部改正についてご説明申し上げます。

第2条は、保険料率の適用年度を「平成年度から平成29年度」に改正し、第1号被保険者の所得段階別保険料の規定を現行の7段階から9段階とするため、介護保険法施行令第38条の条文を適用し、保険料をそれぞれ各号に規定する額に改正するものであります。

第4条第3項では、保険料段階を9段階に変更することに伴い、対象者を追加するため、改正するものであります。

第7条では、地方税法の改正に伴う条項番号ずれの修正を行うため、第3項を第4項に改めるものであります。

附則第1条では、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

附則第2条では、経過措置としまして、改正後の上士幌町介護保険条例第2条の規定は平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によると規定しております。

附則第3条では、先ほど説明いたしました新たな地域支援事業等の実施時期を猶予するために、各事業ごとに規定を追加するものであります。第1項は、介護予防・日常生活支援総合事業、第2項は、在宅医療・介護連携の推進、第3項では、生活支援サービスの体制整備、第4項では、認知症施策の推進とそれぞれ猶予規定を定めるものであります。

以上、上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたしました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） ここで15分間休憩といたします。

再開は、5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 3時04分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑ありますか。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 介護の基準額が前回に比べて約000円、939円上がるわけですが、もっといろいろ工夫をしながら基準額を抑えることができなかつたのかという点について質問したいと思います。あと、多少低所得者に対する軽減は国のほうの公費投入でなるわけですが、27年から一部なるんですけれども、最終的に29年度に完全実施できると。そういう点も含めて、もうちょっと町努力で町費等も入れながら、基準額、それから低所得者、それから結構7の段階的には9段階になるとかなり高くなりますが、その点についても含めて、もっと基準額を抑えながら検討できなかつたか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 野中保健福祉課長。

○野中美尾保健福祉課長 ご質問の中で、一つは、基準額939円の上昇ということで、もう少し上昇額を抑えられなかつたかということでもありますけれども、今回、介護保険料の算定に当たりますでは、まず介護保険料というのは介護サービスに係る経費を保険料で賄う、保険料だけではないんですが、いろいろな町内の介護サービスがどれだけかかるかというところをまず算出したしまして、その算出をもとに介護保険料というのが決められるということなんです、その介護保険サービスの経費は、実は介護保険料全体の経費の50%を介護保険料で賄いましょうということのルールでございます。その中で、50%のうち、65歳以上の方の保険料はそのうちの22%分ということでルールが決まっております、この22%の部分の介護保険料の基準額を、うちの町として保険料として必要な収納額を幾らかというのを算出する形になります。そうなったときに、どうしてもこの金額が必要だということでございます。

その理由は、第5期から継続して、新たに平成27年4月1日に開設されます地域密着型の特別養護老人ホーム、これ20床増設ということで、これは町民の方のみが使えるサービスということで、施設サービスです。これが20人分サービス提供がされるということで、これにつきましては3年間給付費を見込むということでございますので、特養の待機者がいらっしゃる中で、そこの待機者の解消が図られるということがございます。

それから、小規模多機能居宅介護といいまして、認知症の方が通い、泊まり、それか

ら訪問という形で、何とか地域の中で施設オンリーではなくて通えるサービスとして中間施設、在宅と施設の中間的なサービス提供として小規模多機能居宅介護、こちらを開設しサービスが提供されます。

それから、もう一つ、上士幌クリニック様が開設される、上士幌老人保健介護施設です。こちらが40床、将来的には50床の規模ではございますけれども、町内にそういう施設を構えるということで、町民の方の利用が当然ふえていくであろうということで大きくはこの要因。

それから、それにあわせて、デイケア、それから通所リハビリ、それから訪問リハビリ、それから訪問看護、そういったサービスを今後充実していく必要があるというふうな形で見込みました。

そういった中で、これだけ必要な保険料を算定いたしまして、最終的に3,866円という基準額、これは当然4,000万円の基金を投入させていただいての話でございます。

第5期の保険料の介護サービスに係る給付の見込み額は億1,657万1,000円ということで、3年間です。第6期におきましては、16億ほどになるということで、131.6%の伸び幅であると。給付費がそれだけ必要になってくるということで、これに対しては、介護保険会計の中で賄うということになりますので、相当の保険料のご負担をいただかなければ安定的な運営ができないということで定めさせていただいたところでございます。

もう一つ、低所得者、公費投入ということで、こちらのほうはまだ政令が公布されていないので、投入後の金額をお示しはできませんけれども、先ほど引き下げ率を参考に説明をさせていただきました。27、28年度と、それから29年度ということで、2段階の軽減を公費投入、要するに消費税増税に伴う社会保障費の財源として投入をして、低所得者に対する軽減を図っていきたいという国の方針でございますので、それについては、また政令が公布された後に改正を伴うということなので、このたびは本則の条例改正ということで、ご理解していただきたいというふうに思います。

町独自の軽減策を取り入れできなかったかということなんですが、今回26、号関係の3の資料で星印がついたところですが、こちらについては、次期、第6期の国の基準乗率でいきますと第2段階は0.75のところを本町は0.72と。それから、第3段階、0.75のところを0.72、それから第6段階、1.20のところを1.10、それから第7段階、1.30のところを1.25というように、独自で軽減策を設けております。

ただ、全体的に、低所得者に対する軽減策はもとより、相対的に軽減を図るということはそれだけ保険料の必要収入が少なくなるということになりますので、必要な介護サ

サービス提供できるためにはこの応分の負担はどうしても必要になってくるということでご理解をさせていただきたいなということです。

それと、もう一つは、第2段階、第3段階、低所得者をさらに軽減するという事は違う段階の所得階層に負担が多くなるということで、全体のパイが変わらないということになりますので、その中で賄いましょうということになるものですから、そういった面では、所得の高い方により多くの乗率を掛けるというところにはなりません。

本町の特徴としては、比較的非課税世帯の層が約4割、行く行くは5割になっていくだろうというふうに思っております。そういった方たちの人数が非常に多いです。それから、高所得者と言われる8段階、9段階というのは2割程度ということなので、ある程度所得階層の多い人数の方からご負担をいただければ安定した収入が得られないということもありますので、そういったことも含めて、ご理解をさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 高齢者がふえまして、サービス給付がふえることは別に、それはやむを得ないことですので、全体的にこれは町への要望というよりも国に対して、きちんと5割を公費で見るとすれば、国の負担をもっとふやすとか、そういうことも要望しながら、あと補うこととして、先ほど言いました同じパイの中で譲り合うといいますか保険料を軽減しても、それしかありませんので、やっぱり一般財源を投入するしかないと思うんですね、もし下げるのであれば。委員会で資料として今後のデータも見せてもらったんですが、かなり引き上がるということもありますので、これは今後の課題として私は町のほうに要望していきたいと思います。もちろん国に対しても要望しなければ根本的な解決になりませんので、そのことを含めて答弁お願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 答弁要るんですね。

野中保健福祉課長。

○野中美尾保健福祉課長 この介護保険制度に関しましては、少子高齢化というところで本町だけに限らず、介護保険制度の過渡期というか、問題も結構あるという中での今回の制度改正ということでございますので、保険料もしかり、高所得者に関しては1割負担から介護サービスを利用する場合には2割に引き上げられるというようなことで、現役世代よりも65歳以上の方、支える側より支えられる人数の方がどんどんふえていくということになりますので、そういったところでは65歳以上の方で支え合うという仕組みにどうしてもしていかないと成り立っていかないとというのが大きな国の流れであ

ります。

そういったことで、本町も高齢化率が高いというところでありますので、先ほど山本和子議員のほうからどんどんまた引き上がるだろうというところのシミュレーションを委員会のときにもお示しさせていただきました。本町は平成年が高齢者のピークということで、それからは高齢者人口は減っていきます。ですが、総体の人口が減っていくので、高齢化率は高くなるということと、あわせて75歳以上の高齢者の方がよりふえてくるということで、医療系を必要とする、介護サービスを必要とする方たちがふえていく、また重度化になっていくおそれのある方たちがふえていくということであれば、どうしてもこの介護サービスのサービス基盤は必要になってくるということでございます。

いずれにしても、今、基金を1000万投入するところではございましたが、幾らかそのほか基金の残高としてはございますけれども、今後の保険料がまだもう少し、年、37年と見据えたときに、やはりその基金を必要としていくわけではございますのでそういったところで今回は前回と同様に1000万を投入させていただいて、引き上げをさせていただきたいというところでございます。

それから、もう一つ、一般財源から投入できないかということでございますが、何とか介護保険会計の中で安定的に運営できるうちは、できるうちはというか、大原則はその中で賄いましょうということでございますので、皆さんもご承知のとおり64歳から64歳までの実は現役世代の方からも介護納付金という形でいただいております。こういったことで、一般会計から介護保険に65歳以上の介護サービスに投入するというのは、まだ基本的にはそういった方たちへのご理解も含めて厳しいと思いますし、原則で介護保険を賄っていくというスタイルはこれからも当面は持っていきたいというふうに本町としては考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） ほか質疑ありますか。

3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） この中で、段階別保険料で、年額だと思っておりますけれども、新しく9段階までになっていきますよということなんですけれども、町の公的な助成というんですか、それは第6段階まで新規でやりたいということでもあります。要は、8段階9段階になるとそれぞれに金額が上がっていくわけですが、所得が、例えば、9段階であると290万以上の者ということでもありますから、元気で仕事をしている、もしくは何らかの財産の収入、年間所得があるというふうに考えられますが、やはり我が町



の税の公平さということを考えてときに0.001であろうと何であろうと、そういうところも高額な負担を願うわけであって、これは助け合いみたいなものなんですよ。収入のない方に高額からいただいて運営していこうという課長の考えですから、そうであれば、もう少し町の公的負担というのを分散化した中で、我が町としてはやはり高額であっても負担しているんですよというような形というのはとれなかったのかどうか。その辺をちょっとお願いします。

○議長（杉山幸昭議長） 野中保健福祉課長。

○野中美尾保健福祉課長 今、議員さんおっしゃるように公的負担の分散がもう少しできなかったかと、高所得者の方もいろいろな面で負担がかかっているところでもう少し分散できないかというご質問だったと思うんですけども、先ほども申し上げましたように、全体の保険料のさらに急激な上昇を抑えるために準備基金~~4,000~~万繰り入れして、そこを抑えていこうと、抑制していこうということなので、~~4,7000~~万の繰り入れ分を、みんなにそれを充てて軽減しようということでございます。

また、先ほど言いましたように平準化というところはあるんですが、本町としては低所得者層世帯が非常に多い中で、どうしてもこの乗率に関しましては、国の基準に合わせた形での8段階、9段階の方に関しましては、ここを低く下げてしまうと、また低所得者層のほうに負担がいつてしまうというところで、これはうちの所得段階層の構成割合に大きく影響をしているかなというふうに思いますので、都市部でありましたら大きな所得階層がもう少し幅広くありますので、段階も段階、11段階、12段階と細分化して設定されているところもありますが、本町は所得段階を細分化しても、余り収納に大きく影響するというよりは、やはりこういう所得階層、非課税世帯が多い階層の中では、2割という高所得階層の方には国に準じた基準で何とかご負担をお願いしたいということ考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 心配されるのは、私も含めて、将来もうちょっとで高齢化のほうへ入るわけですよ。それで、私方は団塊族と言われている、国の中でもちょうど終戦後に生まれた年代でありまして、御多聞に漏れず上士幌町もその中で高齢者がふえていくということが予測されますし、このままの形でいくと、所得がなければ全体維持するために、介護はいずれにしてもこれは行っていかなければならないということになって資金不足だとかいろいろな問題が将来発生してくるんじゃないかと心配されるわけです。

その中で、特に、山本和子さんも先ほど申しましたけれども、比率が、お金が到達で

きないと、年間でできなくなった場合、この比率がどんどん上がるとしたら、そうすると今第9段階では9万,200円となっています。これがどんどん上がって行って、ちょっと心配なところがありますし、それはそれで考えればいいんだということであればいいんですけども、やはり一方では税の公平さということ、負担金の公平さということを考えてときに、低所得者だとかそういうことは非常に大切なことかもしれませんが、ない袖は振れないということもあるわけですし、その辺をやはり応分な負担というんですか、やはり今後していかないと、町の財政含めた、介護だけではなくて、そんなような方向になっていかんかということが非常に心配されるわけです。そのときに、やはりこの比率がどんどん上がっていくと、例えば、第8、9段階では相当な金額になるということが懸念されますよね。その辺のことはやはり十分に検討された結果だというふうに考えますけれども、もう一度その辺の考え方を伺います。

○議長（杉山幸昭議長） 野中保健福祉課長。

○野中美尾保健福祉課長 この基準乗率の関係でございますが、これは国の基準乗率がありまして、介護保険料は市町村で決めることができるというふうに言われておりますけれども、その中で、国の基準乗率を参酌しながら本町としての基準割合ということをして、総合的な保険料の必要額を総合的に判断して乗率を定めるということをしております。そういったことで、特に本町においては、先ほど申し上げました2段階、3段階、それから6段階、7段階という方たちの層に対して乗率を若干軽減していきたいというところを持っておりました。

税の公平性の負担という形でいけば、やはり介護保険に限らず、低所得者世帯に対しての軽減策、それから所得に応じた負担という形が大原則の中で、それが税の公平負担というような形で、いろいろな形のもの全てが全てもそういうような形で流れていると思います。ただ、やはり高所得といいながらも、本当にすごく大きな所得の階層ではないというところでいくと、相当な、第5期から比べたら高負担になるんだろうなというふうに思っているところです。

ただ、これも、先ほどシミュレーションしていくと、この率というよりは基準額ですね。基準額がどういうふうに変遷していくかということによるかと思うんですが、この基準額がたまたま今回は介護施設のハードの施設が整備されて大きくなったということで、第5期から27年度に向けてが一気にちょっと上がったということでございます。

今後の方向感としては、31年、37年を見据えたときには、どこまで上がっていくんだろうということのシミュレーションをさせていただいたところですけども、そうすると、まず第7期、32年には、基準額で申し上げますと、月額が570円になるだ

ろうというふうに、これは高齢者のピークを迎えるときです。それ37年、これは後期高齢者のピークを迎える年齢になりますが、こちらは月額6円ぐらいになっていくかなということで、今回、国のほうの平均の上昇率でい37年には8,200円程度になるであろうと、平均です。本町としては何とかそ7,800円ぐらいで、これからは、それ以降は微増にという形で、どんどん際限なくふえていくということよりも施設がこれ以上ふえていくということよりも、在宅サービスの充実、そういったことも含めて、地域包括ケアのシステムをしっかりと構築することによりまして、介護サービスをできるだけ上昇にならないような形で、元気な高齢者の地域づくりをしていくということも一つだと思っております。

そういったことで、国の財務省ですか、厚労省でい5,550円ぐらいになるだろうと、月額、国の第6期の保険料の月額がということなんで、本町は4,000万投入して4,800円、何とか5,000円を抑えたというところで、なるべくそういう生活に負担にならないような形で、介護保険料を抑えていくような形でサービス提供の充実を図ってきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第21号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に、本案に対する反対の討論を行います。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 議案第21号上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論いたします。

今回の改正は保険料の引き上げであるため、反対いたします。

介護保険制度は平成2年に始まり、そのときの町の保険料の基準額は月額84円でした。今回は、その当時と比較しますと382円、約1.4倍の4,866円です。今後の見込みの資料では、先ほど課長のほうでは基金を繰り入れない金額をお示ししましたが基金を繰り入れても、平成2年からの第7期は月額232円、平成37年からの第9期では6,689円と、さらにふえると予想されています。

高齢者がふえてサービスの量がふえれば保険料は上がる、この制度のあり方を根本的に見直さなくてはならないと考えています。

まず第一には、国の負担をふやす問題です。当初、第6期は国の負担で低所得者への軽減を予定されておりましたが、先送りされまして、完全実施は平成29年度のみとなる予定です。それも、消費税を充てるとのことですので、国民負担には何も変わりはありません。国の財政の組み方を変えて、福祉への予算を大幅にふやすことが必要であると考えます。

次に、町のあり方の問題です。直接町民とかかわり、大変さを実感している町は、政治上の仕組みだからと値上げを続けるのではなくて、一般財源の投入も検討するべきだと考えています。国は一般財源の投入は好ましくないと言っているかのように思いますが、介護保険上はできないとの規定はありません。

以上、保険料の引き上げにより町民負担が増えるために反対いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、本案に対する賛成の討論を行います。討論ありますか。  
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、本案に対する反対の討論を行います。討論ありますか。  
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論ありませんか。  
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論がありませんので、これをもって議案第 号に対する討論を終結いたします。

これより議案第 21 号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長） 起立多数であります。

よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 22 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第 28 、議案第 22 号上士幌町中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

松岡農林課長。

○松岡秀行農林課長 ただいま上程されました議案第2号上士幌町中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例の制定につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は第6編財務、第2章契約・財産をご参照願います。

本条例は、土地改良施設の機能を良好に発揮させ、地域連帯とコミュニティーの醸成を図りながら農村の活性化を図るため、地域の人たちが主体性を持って行う多様な活動を促進し、持続可能な地域づくりを進めることを目的に、当初は農林水産省の事業をもとに行うこととして、平成6年3月29日に制定されたものであります。

基金は500万円をもって充て、運用につきましては基金利息を見込み、これとあわせて町一般財源を必要事業に充用することとしてきたところであり、農林水産省では当時、この事業費を年間5%の運用益で賄うこととしていましたが、今日に至り運用益も期待できない状況にあります。

このため、条例制定時に指導・助言を賜った十勝総合振興局に対し現状をお諮りしたところ、一定の役割は終えたと判断でき、運用益の少ない現状ではやむを得ない。地域振興立法5法指定の町村であれば今後も類する事業は実施できることでもあり、道としては一任するとされたところであり、このことから、本基金条例は一定の役割を果たしたと判断するところであり、

事業の今後につきましては、適宜一般会計からの充用で対応することとし、平成27年度をもって本基金条例の廃止を提案するものであり、附則として、平成27年3月20日から施行するものであります。

以上、議案第22号の提案理由並びに内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第22号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 23 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第 29、議案第 23 号十勝圏複合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

早坂企画財政課長。

○早坂清光企画財政課長 ただいま上程されました議案第 23 号十勝圏複合事務組合理約の変更について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

一部事務組合であります当組合につきましては、地方自治法第 1 項の規定に基づき、規約の変更を行う場合、構成する市町村への協議・承認を経て、北海道知事の許可を受けることが必要となっております。この手続の一環としまして、議会に承認をお願いするものであります。

今回の規約の変更につきましては、昨年 6 月 20 日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなりましたことに伴い、当組合教育委員会の組織体制について所要の整理を行うため組合理約を変更するものであります。

別紙資料議案第 23 号関係新旧対照表をごらん願います。

第 13 条は、教育委員会についての規定ですが、第 2 項におきまして、これまで「教育委員会は、5 人の委員をもって組織する」と規定しておりましたものを「教育委員会は、教育長及び 4 人の委員をもって組織する」と変更するものであります。

また、附則におきましては、第 1 項で、平成 27 年 4 月 1 日から施行すること、第 2 項では、改正前の法律に基づき、在職中の教育長につきましては教育委員としての任期中に限り在職することを規定しております。

以上、規約の変更についてご説明申し上げます。

ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(杉山幸昭議長) 提案説明が終わりましたので、これより議案第 23 号について質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) これをもって議案第 23 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 24 号から議案第 29 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(杉山幸昭議長) 日程第 30、議案第 24 号平成 27 年度上士幌町一般会計予算、日程第 31、議案第 25 号平成 27 年度上士幌町国民健康保険特別会計予算、日程第 32、議案第 26 号平成 27 年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 33、議案第 27 号平成 27 年度上士幌町介護保険特別会計予算、日程第 34、議案第 28 号平成 27 年度上士幌町水道事業特別会計予算、日程第 35、議案第 29 号平成 27 年度上士幌町公共下水道事業特別会計予算、以上 6 案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに理事者から提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 ただいま上程されました議案第 24 号から 29 号までの平成 27 年度一般会計並びに各特別会計予算の内容を申し上げます。

初めに、予算編成方針の要点でございます。

国は、平成 27 年度地方財政計画において、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額について、平成 26 年度地方財政計画の水準を下回らないように確保するとしておりますが、地方交付税総額については、平成 26 年度と比較し、0.8%、1,307 億円の減としております。

本町においては、平成 26 年度の普通交付税の額が、対前年 9.9%、2 億 9,224 万 2,000 円の大幅減となったところであり、平成 27 年度においても減少傾向は続くと思われ、現下の情勢では、慎重な財政運営がより一層求められております。

このような中、第 5 期総合計画における「5,000 人のまちづくり」を目指すための 6 つの目標の実現に向け、平成 27 年度は、子育て、教育、地域包括ケア、住環境整備の

4つを重点テーマとし、係る施策を積極的に推進することを方針としたところでございます。

それでは、平成27年度各会計予算編成の概要についてご説明申し上げます。

平成27年度の予算規模は、一般会計及び5特別会計で総額億6,651万6,000円となっております。前年度当初予算と比較しますと、2,740万2,000円、0.3%の減額となっております。

一般会計につきましては、61億2,610万1,000円、前年度対比で3億2,127万5,000円、5%の減額でございます。

歳入のうち町税につきましては、6億908万6,000円、前年度対比2,105万6,000円、3.3%の減額でございます。

地方交付税につきましては、26億9,904万8,000円、前年度対比9,479万6,000円、3.4%の減額でございます。

国庫支出金につきましては、1億5,091万9,000円、前年度対比8,146万5,000円、35.1%の減額、道支出金につきましては、29億579万7,000円、前年度対比9,465万1,000円、47.1%の増額でございます。

寄附金につきましては、4億5,900万2,000円、前年度対比3億6,000万2,000円、363.6%の増額でございます。

繰入金につきましては、1億2,880万6,000円、前年度対比2,858万7,000円、28.5%の増額でございます。このうち財政調整基金からの繰り入れは1,058万9,000円でございますが、これは平成26年度に積み立てを予定しているふるさと納税制度による指定寄附金を用途指定のあった事業へ充当するものでございます。

町債につきましては、5億8,918万6,000円、前年度対比6億9,304万6,000円、54%の減額であります。このうち臨時財政対策債は1億58万6,000円でございます。

歳出につきましては、基幹産業である農業の基盤整備を初めとする地域産業の活性化対策や、乳幼児医療給付事業の制度を拡大した子ども医療費助成事業、定住促進と町内における住宅確保に向けた定住促進賃貸住宅建設費助成事業などを継続及び拡充して計上するとともに、新規事業として、ぬかびら源泉郷地区景観整備事業、老朽施設解体撤去促進事業などを計上しております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、2億37万5,000円の予算規模で、前年度対比1億,253万1,000円、16.8%の増額でございます。保険給付費や後期高齢者支援金などの経費を計上してございます。



次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、~~18~~、581万2,000円の予算規模で、前年度対比805万7,000円、8.6%の減額でございます。後期高齢者医療広域連合納付金が主な経費でございます。

次に、介護保険特別会計につきましては、~~65~~億7,000円の予算規模で、前年度対比1億7,329万4,000円、40.1%の増額でございます。居宅介護及び施設介護サービス給付費などを計上してございます。

次に、水道事業特別会計につきましては、~~19~~億38万8,000円の予算規模で、前年度対比89万6,000円、0.5%の増額でございます。簡易水道施設改良に係る経費などを計上してございます。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、~~2~~、億86万3,000円の予算規模で前年度対比479万1,000円、2%の減額でございます。下水道施設整備に係る経費などを計上しているところでございます。

以上、平成27年度一般会計並びに5特別会計の予算編成内容を申し上げます。詳細は、別途配付の当初予算資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。平成27年度各会計予算6案を一括して、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますので、各会計の予算案に対する質疑は、大綱的な質疑にとどめ、詳細な質疑は、予算審査特別委員会において行うようご協力願います。質疑ございますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上をもって質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第29号までの平成27年度各会計予算案の6案は、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに6案を一括して付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第29号までの平成27年度各会計予算案の6案は、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに6案を一括して付託し、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第3項の規定により、委員会において互選することになっておりますが、議会運用例第113条の1の規定により、あらかじめ議会運営委員会において協議いたしました。

ここでお諮りいたします。

この際、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の方法は、議長の指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

予算審査特別委員会の委員長に、4番、中村保嗣議員を、副委員長に、6番、佐々木守議員を指名いたします。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会の委員長に、4番、中村保嗣議員を、副委員長に、6番、佐々木守議員を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長に、4番、中村保嗣議員を、副委員長に、6番、佐々木守議員を選任することに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(杉山幸昭議長) 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議を終わります。

あすからは休会とし、本会議の再開は3日 日火曜日午前10時でありますので、ご承知願います。

本日はこれにて散会といたします。

(午後 3時58分)

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

3 月 17 日

平成 27 年 第 1 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招集年月日	平成 27 年 3 月 3 日									
招集の場所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開会・閉会 日時及び宣告	開 議	平成27年 3月17日 午前10時00分					議 長	杉 山 幸 昭		
	散 会	平成27年 3月17日 午後 1時54分					議 長	杉 山 幸 昭		
応（不応）招議員並び に 出席及び欠席議員  出席 11名 欠席 0名 欠員 一名  ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席 遅 遅 刻 早 早 退	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
	1	伊 東 久 子	○	7	角 田 久 和	○				
	2	堂 畑 義 雄	○	8	山 本 和 子	○				
	3	山 本 弘 一	○	9	山 本 裕 吾	○				
	4	中 村 保 嗣	○	10	中 島 卓 蔵	○				
	5	渡 部 信 一	○	11	杉 山 幸 昭	○				
	6	佐々木 守	○							
会議録署名議員	2番 堂 畑 義 雄 議 員				10番 中 島 卓 蔵 議 員					
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	議会事務局長	斉 藤 明 宏			議会事務局主査	櫻 井 淳 史				
地方自治法第121条 の規定により説明のため 出席した者の職氏名	町 長	竹 中 貢			建設課長	尾 形 昌 彦				
	副 町 長	千 葉 与 四 郎			子育て推進室長	並 木 学				
	会 計 管 理 者	綿 貫 光 義			教育委員会教育長	馬 場 久 男				
	総 務 課 長	高 嶋 幸 雄			教育委員会教育委員長	西 田 英 豊				
	企 画 財 政 課 長	早 坂 清 光			教育委員会教育次長	石 王 良 郎				
	町 民 課 長	(会計管理者兼務)			農業委員会会長	早 坂 晴 雄				
	保 健 福 祉 課 長	野 中 美 尾			農業委員会事務局長	馬 場 俊 之				
	保 育 課 長	高 橋 智			代表監査委員	新 田 勝 幸				
	農 林 課 長	松 岡 秀 行								

	商工観光課長	柚原幸二		
--	--------	------	--	--

平成27年第1回上士幌町議会定例

議事日程(第2号)

平成27年3月17日(火曜日)

日程第1 一般質問

---

◎開議の宣告

- 議長（杉山幸昭議長） 定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。  
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

---

◎議会運営委員会の報告

- 議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員長より、本日の議事運営について発言を求めます。  
議会運営委員長、渡部信一議員。

- 議会運営委員長（渡部信一議員） 議会運営委員会より御報告申し上げます。

議会運営委員会は、3月3日午後4時分より、委員会室において議会運営委員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

ここで暫時休憩します。

(午前10時01分)

---

- 議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時01分)

---

◎一般質問

- 議長（杉山幸昭議長） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、4名の議員からお手元に配付のとおり通告を受けております。一般質問の時間制限など留意事項については既にご承知のこととしますので、省略いたします。

それでは順次発言を許します。

---

◇ 山本裕吾議員

- 議長（杉山幸昭議長） 9番、山本裕吾議員。

- 9番（山本裕吾議員） それでは、私のほうから通告どおり、学校教育・社会教育における教科外活動「道徳」に関する状況と、これからの方向性についてお尋ねいたします。



今日、我が国においては戦後高度経済成長期を経て、現在の景気動向を見据え、よりよい安定的な社会経済を求めて歩んでいることと思います。そういった中で、我が国の現状においてはさまざまな事件、事故等が報じられております。このような状況を克服すべく、幼少期から正義、誠実、善悪の判断を重んじる考え方を深く学習することが求められている状況下にあることと考えます。

先般、我が国においては学校教育における学習指導要領改訂案として、道徳を正式教科とする公表がされました。このような状況下を踏まえ、本町において道徳に関する学校教育・社会教育の現状とこれからの実践的な考えについて、次の件についてお尋ねします。

学習指導要領に基づく学校教育と、本町が強く目指している子育て支援に基づく自治体独自の広く道徳に関する実践的な学校教育・社会教育活動の取り組みについてをお尋ねいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 馬場教育長。

○馬場久男教育委員会教育長 学校教育・社会教育における教科外活動・道徳に関する状況とこれからの方向性につきまして、山本裕吾議員のご質問にお答えいたします。

ことし2月には、子供が被害者となる痛ましい事件が、和歌山県紀の川市及び神奈川県川崎市と相次いで発生しました。このような事件が起きるたびに、なぜ気づいてあげられなかったのか、なぜ助けることができなかったのかと、残念に思っております。特に川崎市での事件につきましては、学校・家庭・地域・行政の連携協力の必要性を再認識させられました。

学習指導要領では、いじめへの対応も含めて、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通し、道徳的な判断力、信条、実践意欲と態度などの道徳性を養うことが求められております。

ご質問のありました道徳に関する実践的な学校教育・社会教育活動の取り組みにつきましては、平成26年1月に十勝教育局より、道徳教育の充実についての通知があり、同年3月には教材としての「私たちの道徳」と普及啓発資料が配布され、本年2月には教師用指導資料も配布されております。

学校教育における道徳につきましては、学習指導要領に基づいた私たちの道徳を活用した事業だけではなく、他の教科や学校生活全体の中で育てていくものと考えております。教育委員会におきましては、各小・中学校に対し、道徳教育の全体計画を定め、道徳の時間を年間指導計画に位置づけることとあわせ、私たちの道徳を学校に据え置かず児童・生徒が持ち帰り、家庭や地域等でも活用するよう周知しているところであります。

年間の道徳の教科時数は、小学校1年生34時間、小学校2年生から中学校3年生までは35時間で、いずれも週1時間の時数となっております。本町の小・中学校におきましては、家庭への持ち帰りについて全ての学級で指導されており、年間指導計画において私たちの道徳の活用を定め、家庭や地域の方が参観する中で、私たちの道徳を活用した授業も行われております。

平成26年10月に、全国の小・中学校を対象として実施された私たちの道徳活用状況等調査結果におきましては、家庭への教材の持ち帰り指導がされていない学校が一定程度存在すること、道徳教育の全体計画や年間指導計画への位置づけをしている学校が5割程度であること、家庭や地域での教材への書き込み等、活用割合が低いことなど、教材活用の面で課題が見られております。

一方では、親子で話し合う題材として活用しやすい、喫緊の課題であるいじめ問題に対して、善悪の判断や信頼、友情、規範意識、公正公平、生命尊重など重点化した内容が明確化し、道徳教育全般において焦点化した指導が行いやすいいじめ問題や情報モラルについても、家庭や地域と共同歩調で子供の健全育成に向かうきっかけとなっているなどの意見があるところであります。

文部科学省では、平成26年10月の中央教育審議会答申を踏まえ、学校教育法施行規則の一部改正並びに小学校学習指導要領、中学校学習指導要領等の一部改正を予定しており、改正する省令案等への意見公募が進められておりますが、特別な教科・道徳として小学校で平成30年度、中学校で平成31年度から導入される見通しとなっております。

改正内容につきましては、現行の学習指導要領を踏襲しつつ、いじめ防止に生かす指導内容とすることを新たに盛り込み、指導に当たっては、問題解決型学習を取り入れるよう明記するなどの改訂を目指しております。

小学校低学年では、挨拶などの基本的な生活習慣、社会生活上の決まりを身につけ、善悪を判断し、人としてしてはならないことをしないこと、中学年では集団や社会の決まりを守り、身近な人と協力し、助け合う態度を身につけること。高学年では、法や決まりの意義を理解すること。相手の立場を理解し、支え合う態度を身につけること。集団における役割と責任を果たすこと。国家・社会の一員としての自覚を持つことなどが定められる見込みであります。

中学校では、自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法や決まりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身につけるようにすることなどが定められる見込みであり、児童・生徒の発

達の段階等に応じた指導内容の重点を明確化することになっております。

一方、社会教育における道德につきましては、上士幌町第7期社会教育中期計画に基づき、上士幌らしさを十分に生かした体験活動を推進する中で、道德性の涵養を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、現在社会教育事業として進めている体験活動、例えば年4回の講座として実施しております、かみっ子ふるさと体感塾では、宿泊を伴う体験活動を展開する中で、家庭を離れ、仲間と協力しながら活動を行う中で、協調性、リーダーシップ、課題解決能力、困難に負けない力などを育成してまいりたいと考えております。また、異年齢・異世代の活動を展開しやすい社会教育の強みを生かして、目上の人を敬う心、また下の学年の面倒を見る姿勢なども涵養しておりますので、今後もこうした視点を盛り込んだより一層上士幌らしい体験活動を進めてまいります。

本町では、平成26年度を子育て・教育のまちづくりを進める初年度と位置づけ、おおむね10年間を見据えた教育環境整備の方向性と教育施策をまとめた、上士幌町子ども教育ビジョンを昨年2月に策定いたしました。その中では、夢に向かって人生を歩むことができる子、郷土を誇れる子、たくましい心と体を持つ子、自分の考えを表現できる子、思いやりと感謝の気持ちを大切にできる子という、5つの目指す子供像を定めております。

これらを実現するための重点的な取り組みとして、生まれ育つ地域の仕事を理解する取り組み、郷土を学ぶ機会の拡充、国立公園の豊かな自然を生かした体験活動の拡充、郷土への理解と誇りを育むなど、本町の優れた産業基盤や自然環境を生かした教育活動を推進し、関係団体等や学校・家庭・地域との連携を図り、人づくりを中心に据えた教育行政を推進することとしておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 9番、山本裕吾議員。

○9番（山本裕吾議員） それでは、再質問をさせていただきます。

ご答弁の冒頭、2月のわが国で起きた事件のことを述べておられましたけれども、改めてこの場をお借りして、亡くなられた方に哀悼の意を申し上げたいなと思っておりますが。

私、道德の問題を今回質問させてもらうことによって、いじめの事件、大津市の平成23年でしたか、起きた、これが端を発して全国的にこの道德問題も含めて、社会教育のあり方ということが大きく報じられて、このような現状に至っているのではないかと思いますけども、実は前の教育長島口さんと1994年に愛知県の幡豆郡吉良町にちょっと職課の関係で出張したことあるんですが、そのときに1994年に隣市の西尾市

で、また重大ないじめの事件がありまして、ちょうど私訪問しているときに、その事件が起きたときなんです。翌朝新聞を見てびっくりしましてね。当時の島口さんと、このことについてかなり議論をしたようなことを覚えております。

そういった中で、痛ましい、昨今本当に数多く出ている事件・事故、このようなことを踏まえて私申し上げたように、我が国の実態と社会現況が変わってきているわけで、我々大人というか先輩者が、彼らの先輩者と私あえて申し上げますけど、これは国とか都道府県とか市町村の枠組みを超えて、彼らを上手に導き育ていかなきゃならない、こういう責務を負っているわけでございまして、まさにいろいろな諸団体、官民一体となって進めていかなきゃならないと思いますが、平成年に心のノート、これが出されて、学校では先ほどの答弁のように週1時間勉強してきているわけですが、その後、昨年この私たちの道徳、これが出て、つい最近、私たちの道徳の資料が、教材の教鞭をとるための資料が来たやに聞いています。

それで、先ほどの答弁の中で、学校に据え置かず児童が持ち帰り、家庭や地域でも活用することを周知していると、こういう話ですが、また、参観日等で道徳の時間に参観日を当ててやっているケースもあると思いますが、教育委員会として、今の現制度下でこれを用いて、道徳は今のところ正式教科ではないですけども、学校教育の面でどんなふうに、あるいは家庭教育でこれがどう活用されているのか、その辺どういうふうに把握されているのか、まずお尋ねしておきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 馬場教育長。

○馬場久男教育委員会教育長 学校の中での活用につきましては、極力週1回の道徳の授業の中で、この私たちの道徳を活用することということで、教材はこれに限っておりませんので、いろいろな活動がされているのかなというふうに思っております。

また、家庭の中での活用につきましては、詳しくは把握はしておりませんが、子供たちが家庭にこれをきちんと置いておいて、家族の方と話し合ったり、あるいは地域の方の交流だとかの中で意見を聞いたりとか、そういった活用ができるような、私たちの道徳の中身がそういう形でつくられておりますので、ぜひ今後もそういった面では活用されるように指導をしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 9番、山本裕吾議員。

○9番（山本裕吾議員） 私も手前みそな話ですけど、PTAの役員も年間させてもらって、上土幌は今回認定こども園できましたけども、保育所に入所してから一緒に活動するというのは、小学校6年生、中学校3年生含めて、3年保育していればですね。

私も守秘義務もありますから多くは語られませんが、いじめのことについていろいろ一番最大引っ張ったのはこの年数のことを記憶しています。そういった中で、基本は家庭教育だと思うんですよ。我が子を育む、育てる、これはもちろん親としての責務ですけど、そんな中で普段の友達付き合いだとか親との触れ合いだとか、社会がどうだとかというようなことは、家庭の中で一番は出発点だと思っています。

そういったところで、あとは先ほど冒頭に申し上げたように、官民一体となってと申しますか、保育所、小学校、中学校とうまく連携をとって、我が校のみならず、みんなで子供たちを育てていくんだということが非常に大事でないかなと、こう思っております。

そういったところで、これから話はちょっと戻りますけれど2018年、平成30年から小学校、そして翌年から中学校ということで正式科目になるんですが、この間3年ないし4年あるわけで、もちろん文科省のほうからその間、都道府県がどうすべきか国がどうすべきか、市町村がどうすべきか、いろいろなことが通知等あると思うんですが、折しも我が町は生涯学習を何十年もしてきまして、竹中町長は子育て支援、これはもう物すごい大題目で、我が町としてリードされているわけで、国あるいは都道府県がやることと、そしてこの時間、時空を活用した、学校の先生もゆとり教育からまた詰め込み教育というか、忙しいんですよ。私も先ほど申し上げたように10年間学校に通っていたので、よくわかるんですね。

私もいところが教鞭をとったりしているものですから、わかるんですよ。この時間をどのように国あるいは都道府県、文科省ですね、その推移を見ながら、他町村の動きも見据えながら、この件は時間をかけて先生方の学習指導要領のもとでやることと、それと市町村教育委員会がこの間どういうべき形、研修会等を開かれるのか、独自でやられるのか、そういうふうなこともどの辺までご検討されていかれるのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 馬場教育長。

○馬場久男教育委員会教育長 先ほど山本議員さんがおっしゃられた、一番の道德の基礎は家庭にあるということで、私もそのとおりだというふうに思っています。子供たちが本当に小さなときに覚えたことというのはなかなか忘れないし、身につけていきますので、本当に保育所、今度幼稚園になりますけれども、保育所・幼稚園に上がる前から、家庭の中で家族の触れ合いですとか地域の方との触れ合い、あるいは地域の子供たちと以前は、例えば夏休みとか冬休みとか、そういうときというのは集まってラジオ体操をしたりみんなで遊んだりとか、いろいろなそういった地域の中でいろいろな勉強をして

きたのかなというのがあります。

ただ、やっぱり今はなかなかそういうのが難しい時代になっているということで、昨日もコミュニティスクールという関係で、連合PTAと教育委員会主催で講演会を実施しましたけれども、このコミュニティスクールの趣旨としては、学校・家庭・地域、そして行政が一体となって連携・協力して子供たちを支えていこうと。

子供たちを一方向的に支えるだけでなく、子供たちにも地域だとかいろいろなまちづくりに協力してもらおうという、そういったことがお互いにメリットがどこかになければなかなか進まないといった、そういった仕組みもしっかりとこれからつくっていききたいなというふうに思っています。

また、学習指導要領がまだ改正はされていません。現在パブリックコメントがちょうど終了した時点かなというふうに思いますけれども、これから文部科学省のほうで取りまとめがされて、これから正式に学習指導要領が改訂されていくのかと、そういった流れになっていくかと思いますが、学校のほうにつきましては、学習指導要領に基づいてしっかりと実施をするように指導をしていきたいと。

平成30年、31年となっておりますけれども、今までの流れで行きますと、1年とか2年とか前倒しである程度実施をしていく形になっていくのかなというふうに思っていますので、その辺は文科省、道教委、十勝教育局の指導のもとに、しっかりと進めていきたいというふうに考えております。

また、先ほど先生方が今忙しいということで、先生方は確かに授業力向上というか、授業の準備等を含めて大変忙しいですし、それから少年団とか部活の指導をしていただいていたりと、いろいろな面で忙しいと思いますけれども、ただ、先生方にもやっぱり地域の中に少しでも溶け込んで入ってきていただきたいと。そのかわり、地域もしっかりと学校を支えていきたいと。そういった仕組みをつくっていけば、先生方の負担が軽減されていくのかなといったことで今考えておりますので、またいろいろとご指導・ご助言のほうよろしく申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 9番、山本裕吾議員。

○9番（山本裕吾議員） よく教育長も現状を把握されているというふうに、今お聞きしました。やはり今、学校の先生方が忙しいとさっき申し上げましたけれども、行政もそして我々民間も保護者も、まさにみんなで協力して進めていかないと、先生方はカリキュラムをこなさなきゃないし、今はこういう経済状況ですから、親も大変だと思うんですよ。そういった中で、そのちょうつがいになって、行政もこの辺のところを十二分に深く見据えて、学校教育の中の道徳のことに関しては、この時間を活用してじっくり

と取り組んでいただきたいと、それはお願いしておきたいと思います。

次に、社会教育的な観点からお尋ねしますが、先ほど、社会教育事業としてかみっ子ふるさと体感塾、年4回ということで、これは関係諸団体、いろいろな団体も協力し合って、実生活、御飯を食べたりとかそういうことをやっておられるかと思いますが、その成果をどんなふうに捉えているか、この際お伺いしておきたいと思います。

それで、先ほど官民一体となってというお話をさせてもらいましたけれども、実は大分前にも私申し上げましたけど、私も小学校5年から中学校3年間でボーイスカウトをやったんです。前にもお話ししたと思いますけど、そのときの隊長さんが竹中町長で、山登りしたりキャンプしたり、飯ごうで御飯つくったり、私のつくったカレーを何遍も町長は召し上がってもらっていますけどね。これはやはりロープの結束だとか人を救うだとかオリエンテーリング、何人かでグループになって、知恵を力と合わせて目的地に到達する、こんなこともよくやりました。

このボーイスカウトというのは、これは民間組織ですが、非常に生きる力と、教育では盛んに叫ばれていますけども、育むことに対しては社会教育的観点から物すごくいいものだなと私も体験してみて、町長にこうやって教わったからこそ、今ここでこうやってバッジつけて話もできるかなと思っていますけども、本当にそういう面では私、感謝しています。

これを今すぐまたこういうものを復活してどうのこうのという、行政段階でということにはなりません、こういう団体というのは上下関係、階級、階級の中身をちょっと触れると、見習いから初級、2級、1級、菊、隼、富士と階級があって、団体もビーバーから始まって、これは幼少期、そしてカブスカウト・小学校低学年、ボーイスカウト・小学校5年から中学3年、高校生がシニア、大学生がローバーというように組織が分かれています。

ちゃんと、軍隊式ではないですよ、きちっと規律を守って皆さんと力を合わせて営むということなんです。こういう、今の子供たちがテレビゲームに夢中になっているから何とかということは、私はそういう話をどうこうということは言っているつもりはありませんが、やはり今、年4回やられたかみっ子ふるさと体感塾のようなものをもっと回数をふやして、本当は僕はこれは、ゆとり教育が始まったときに提唱していたんです。

しかしながら、なかなかこういう動きができなかった。本当は僕はゆとり教育のときにこれをやってもらいたかったです、こういうものをね。そういうようなことを含めてそういう社会教育的観点から、こういう官民一体となった中で、民間レベルでこういう活動、こういうものが起こしていけないものか。このボーイスカウトの組織というのは

別に町長だけが一生懸命やったわけではないですよ。団委員会という組織があって、その委員長さんなんかも場所を提供したり、あるいは保護者もいろいろな大会なんかで送り迎えしたり資材をそろえたり、立派な子育て支援だと思うんですよ。

そういう部分で、私こういう活動というのは非常に大事じゃないかと思っています。今後こういうことも望みたいと私は思っていますけども、こういう考え方も同時に社会教育的観念から、この道德ということを中心に、子供たちを育むという部分で考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 馬場教育長。

○馬場久男教育委員会教育長 年4回のかみっ子ふるさと体感塾、これにつきましては、子供たちが実際に商店を回って買い物したりとか、あるいは商店の経営者の方にインタビューをして、どんなものが、例えば商品が何種類あるとかいろいろなインタビューをしながらそういった知識を深めるという、そういった活動もしておりますし、また実際に大人の方に協力をしていただいて、買い物をして実際に料理もして生活をするといった中で、コミュニケーション能力というか、なかなか自分から子供たちも遠慮したりとか、ちょっと恥じらいみたいのがあって話ができないのが、1日、2日とたっていくうちに、だんだん自主性が出てくるというか、そういった様子は見られてきています。

こういった中で、一緒に参加した子供たちとは友達付き合いができるようになりますし、また、地域の大人の方がかなり協力していただいておりますので、そういった大人の人とのいろいろな交流、話をして意見を聞いたりとか考え方を聞いたりとか、そういった取り組みがされているというふうに捉えております。

また、先ほどボーイスカウトのお話をされましたが、今上士幌町でボーイスカウトというのは難しいかなというふうに思いますけれども、生きる力を育むと。生きる力、全てがキャリア教育ではありませんけれども、本当にキャリア教育と。社会に出たときに子供たちがしっかりと生きていける、そういった力を小さいうちから育んでいくと。

その一つが、この社会教育が取り組んでいる取り組みなのかなというふうに捉えています。そういった中で、例えば小学生ですとスポーツ少年団とかいろいろな少年団活動中学校は文科系、スポーツ系それぞれ部活動があります。そういった中でも上下関係というのはしっかり育まれていくのかなというふうに思っていますし、また、現在放課後子ども対策事業ということで、工作、手芸ですとか、あとスポーツ系ではミニバレー、フロアカーリング、スケートですとか、そういった教室を社会教育のほうで主催をして放課後に子供たちを、上士幌小学校ですとか生涯学習センターに集めたりとかして実習をしているところです。



また、上士幌小学校のスクールバス待ちの子供たちに関しては、放課後子ども教室ということで、ここについても社会教育のほうから年に何回か、定期的に上士幌小学校のほうに行っているいろいろな教室を開いたりとかもしております。また、大きな行事では生涯学習ラリーですとか夏祭り・冬祭りとか、こういった活動においても子供たちがしっかりと大人の人とも交流できますし、子供同士でもいろいろなゲームをしたりとか、いろいろな、実際に作業をしたりとか、そういった面でも道徳に役立っていくのかなというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 9番、山本裕吾議員。

○9番（山本裕吾議員） 現状ではいろいろと行政もご努力されて、子供たちを育むという視点でやられていることは、教育長の今の話をお聞きしてわかりました。飯ごうで御飯をつくれる、飯ごうでご飯を炊ける、電気がなければどうする、箸がなければ木の枝を削ってつくる、飯ごうで御飯を炊けるぐらいのことは教えておいたほうがいいと思うんですよ、僕はこれからの、幾ら時代が変わっても。

それがめっこ飯だろうがおかゆだろうが、それを体験することが大事なんです。いかに普段の生活で、炊飯器で母親が一生懸命つくってくれて、当たり前のように我々食べていますけれども、そうやってみずから体験することによって、ああ、御飯のおいしさはこうなんだ、失敗したらこうなんだということで、みずから体験する。ぜひともそういう方向性もちよっと探ってみてください。

この取り組みの件について、町内会の活動とか、あるいは少年会、青少年育成協議会がありますけども、少年会もだんだん各行政区で活動しなくなってしていますので、この枠組みは今、教育委員会のほうで一生懸命再構築されていると思いますが、あるいは民生委員とか児童委員とか、そういう方々にも意見を求めて、これからの我が町で子育てを支援していくということですから、こういった面での実践的な取り組みということを一いつ教育委員長、頭にしっかりと入れて頑張ってくださいよ。私、そういうことが大事じゃないかと思っています。

これから、ちょっと話の視点を変えますが、ちょっと行政側のことも話したいと思いますが、かつて私PTAをやっていたときに、十P連の代表と帯広市P連代表と、養護学校、小・中学校、高等学校、いろいろな方代表呼ばれて、代表で十P連で、ゆとり教育が始まったとき、意見を出してくださいと、出張旅費をもらって行ったことがある。

十勝教育局長が挨拶して、この後よろしくお願ひしますと出ていっちゃった。もう苦言を呈したよ。人ば呼びつけておいて何だと。また、そのときにゆとり教育の話をもたさっきも話したようなのをしましたけども、これは全体的に町の教育委員会のみならず

さっきも言ったように各管内、振興局、各市町村、多く話を、いろいろな機会をつくってもらって、同じ子育てをしていく、彼らを育むという部分では、同じ視点でどこの市町村も振興局も見れるはずですから、これはこちらのほうからもやっぱり話しかけて、数多く、先ほど申し上げた3年ないし4年を活用して、こういう考え方があるんだけどどうだろうというような取り組みを、ひとつお願いしたいと思います。

道徳の話が基軸ですが、いじめの問題で道徳ということは、先ほど申し上げたんですけども、相談ダイヤルというのが調べてみたらありまして、法務省は子どもの110権番、文科省はいじめの相談ダイヤル、NPOのチャイルド支援センターではチャイルドラインというのがつながっているそうですよ。そういうことも、道徳教育もさることながら、やはり子供が親になかなか言えないとか、直接例えば親とともにこういうところへ相談するとか、そういうようなことも道徳教育の中で、こういう活動組織があるのかあるいはこういうことの活用も平行していったのこともおっしゃられているのか、その辺ちょっと私わからないんですが、そんなことが学校側として、あるいは教育委員会として話をされているのか。

これもやはりせつかく設置されている組織といいますか窓口ですから、もしも我が町にそういうような悩みの方、現状でもおいでになる方もおられるかと思いますが、そのことももっとやはり広く周知を改めてされるべきではないかと思うんですけど、その辺の事も含めて、今の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 馬場教育長。

○馬場久男教育委員会教育長 最初の、飯ごうで御飯を炊くと。昔は普通に、私たちの年代はそういった体験をしてきましたし、御飯は基本的に家庭でも、まきストーブですとかそういうストーブで御飯を炊いていましたので、そういった体験を、本当に何か大きな災害があったときにも役に立ちますし、あるいはそういった電気とかガスとかないような場所に行ったときには当然役に立つのかなというふうに思いますので、そういった体験というのはすごく大事なことだなというふうに思っています。

また、次の少年会の育成委員連絡協議会、確かに子供たちの数が減ってきていますので、市街地の少年会も合併したりとか消滅したりとか、いろいろなところがありますので、この辺については十分今後どういうふうに再生というか活性化していくのか、またこの辺も大切な部分かなというふうに思っています。

現在、先ほど言いました夏祭り・冬祭りにつきましては、少年会育成委員連絡協議会の皆さんの、協議会のほうが主体的に実施をいただいていると。あるいは農村青年会の皆さんに協力もいただいていると。そういった形で進めておりますし、また、先ほ

どのふるさと体感塾についても、民生委員・児童委員の皆さんにも出ていただいて、いろいろな料理の指導とか、いろいろなことをしていただいています。そういった関係する皆さんの協力が必要だなというふうに思っていますので、今後も引き続き協力をしていただきたいなというふうに考えています。

それから、相談窓口の関係ですが、これにつきましては、各学校のほうで児童・生徒に周知はされておりますけれども、今後、この辺の相談体制、電話もそうですけれども日常的に誰に、困ったときに、悩んだときに誰に相談するのかという、そういった窓口というかそういった体制は、しっかり今後も再確認しながら進めていきたいというふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長） 9番、山本裕吾議員。

○9番（山本裕吾議員） 最後に、冒頭から学校教育・社会教育の観点から、子供のいじめを主体として道徳の話をさせてもらいましたけど、何も、この道徳の問題は子供だけに限らないですね。大人の社会でも立派に存在していますよ。私も常日ごろそれを感じています。ですから、社会教育的観念、子供たちの道徳も大事ですけども、大人の社会の道徳、これはいろいろな高年齢者だと学級だとかいろいろやっておりますし、社会教育的観点からいろいろ、まだまだ僕は裾野を広げる必要があると思うんですよ。

かつては私も委員させてもらっていましたが、海外研修基金と、基金を活用して海外に町民10名ぐらいずつ、職員1人ずつつけて出したこともあります。そういうことが、かつては金利がいい時代はそういうことをやっていたけど、何も別にお金をそんなにどんどんかけなくても、我が町はさっき申し上げたように、生涯学習も北海道では一番手を挙げてやってきたところですし、この問題は永遠に撲滅するまでやり続けなきゃいけないし、私たちはその途中でただ、議員として行政として中継ぎをしているに過ぎないと思うんですよ。これは上手に後世に受け継がれなきゃならないことですから。

この辺の大人の社会教育も同時に教育委員長、何回も言って恐縮ですけど、頼みますよ。これは大事じゃないかと思っています。

総体的に、この道徳ということをもう一回改めて見つめ直して、未来ある子供たちのために、そして我が町の郷土愛も含めた相互の理解をし合える、町長がまさにこれからも移住・定住・二地域居住も含めて、ふるさと納税もありますから、まず住んでいる者が救われて、優しさと皆さんとの力強い手に手をつないだ歩み方を、私も努力していきたいと思っていますし、そういう形ですることによって、よそからおいでになった方々もその気持ちに触れて、一緒に住めるような形がふえていくんでないかなと、こう思っておりますので、今後の行政施策に、そして私たち民間も、私もいろいろな仕事させて

もらっていますから、あわせてお互いの力量を発揮して、子供たちのために、今起こっていることを少なくとも極力減らして、住みよい社会にしていくように努力をしていきたいなどと改めてここで申し上げまして、ご答弁をいただいて質問を終わりたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 馬場教育長。

○馬場久男教育委員会教育長 山本議員さんの最初におっしゃられた、大人の社会でもこの道德の課題が大きいということで、私もそのとおりだというふうに思っております。交通ルールですとかいろいろなものを含めて、なかなか大人が子供たちの見本になっていんじゃないかと。あるいは、先ほど家庭の話もしましたが、本当に子供たちは親の背中を見て育つということで、親がしっかりとした行動をしてほしいというのは、本当にそういった指導というか研修というか、そういった仕組みもつくっていかねばならないのかなというのが今の状態です。

というのは、今の若いお父さん、お母さんの年代が、親からなかなかそういう教育が今の核家族化ですとかおじいちゃん、おばあちゃんがない家庭というのが多いですから、そういった子供のときからの指導とか助言とか、そういうものが不足している部分はあるのかなというふうに捉えています。

それから、先ほどのよそから来た方、例えば観光客もそうですし、例えば上士幌に住んでみたいと思った方に、しっかりと上士幌のよさ、あるいは上士幌の町民の皆さんの優しさとか親切さとか、そういったことがしっかりと伝わるように、そういったことも上士幌が本当にいい町なんだと、上士幌は親切な、みんな本当、町民の皆さんも親切だと。

あるいは、町民の皆さんが上士幌の総合計画のメインスローガンでありますけども、この町が好きだからと。本当に町民の皆さんが、この町が一人一人がみんな好きになって、好きになれば上士幌のよさをもっと訴えることもできるでしょうし、観光客が来たら、上士幌はこういういいところがあるんだよという、そういったことも言えるのではないかなと。そういった町にしていきたいなということで考えております。

また、議員の皆さんと一緒にいろいろなことを検討しながら、進めていきたいというふうに思っていますので、ご指導・ご助言のほうをよろしくお願いします。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、9番、山本裕吾議員の一般質問を終わります。

---

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩いたします。

（午前10時48分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時48分)

---

◇ 伊 東 久 子 議 員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、1番、伊東久子議員。

○1番（伊東久子議員） 私のほうは、平成27年度上士幌町町政執行方針についてお聞きをいたします。

最近の新聞やテレビ放映では、上士幌町のふるさと納税が大きく報道されるようになりました。今日まで陰ながら努力をしてきた行政職員、農協、商工会、生産者、町民が一体となって来たことが、東京でのふるさと納税大感謝祭<sup>第5</sup>が成功裏に終わったのではと思います。

平成27年度の町政執行方針について、おおむね共感をいたします。その中で何点か質問をさせていただきます。

1つ、人口減少社会をどう守るかについて、移住・定住のほか、若者の就労の場、結婚に結びつくような出会いの場、晩婚化の施策は子育て、教育と同時に早急に進めなければならない課題ではないでしょうか。

2点目、国は介護報酬を全体的に7%下げました。そのことにより、現状の介護施設の状況、地域包括ケアシステムの進捗状況、4月1日より開院の老健施設の金額はどう変わるのでしょうか。

3点目、町営の墓地を守る高齢者がいなく、荒れている場所ができています。管内では、帯広市が合同納骨塚の設置をしました。少子・高齢化、核家族で、本町でも設置を希望する方がふえています。

4点目、北海道には爆弾低気圧と言われる大雪や猛吹雪が近年多くなりました。本町でも多くの町民から除雪の苦情が来ていると思いますが、除雪体制の見直しはしなくても大丈夫でしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 平成27年度町政執行方針について、伊東議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、人口減少に対応する町の取り組みについてのご質問でございますが、政府が人口減少問題が国の盛衰に直結するという危機感のもと、昨年、50年後も人

口1億人という目標を定めるとともに2020年を目途とした総合戦略で、地方での若者雇用の創出、東京圏の人口流入・超過の是正、婚活から結婚、出産、育児など切れ目のない支援などの行動計画を示しました。

地方自治体では、人口減少問題に対応する地域振興、活性化を図るため、当面する5年間の地方版総合戦略づくりが求められているところであります。本町におきましてはこの間、早くから人口減少や少子・高齢化対策として、定住・移住・二地域居住などの関係団体と連携して取り組み、その成果も具体的数値となってあらわれております。直近でも、子育て世帯が就労を確保して、移住してきております。

若者の就労の場につきましては、特に基幹産業であります農林業を中心に、運送業、建築土木、医療・介護、サービス業、各業種において求人があるものと認識しております。議員ご指摘のとおり、移住と就労は関連性が強く、大きな課題と認識していることから、ハローワークとの連携もありますが、町内事業者の求人情報を集約して紹介していく、町独自の無料職業紹介所の開設に向けた取り組みも検討してまいります。

農業後継者の出会いの場につきましては、以前から農業後継者対策協議会を中心に、北十勝4町共催による関西圏での交流会や、町内外での交流イベント等を開催しており交際から成婚までのお世話をしております。また、2月には町内の有志が中心となって企画した交流会には、多くの男女が参加したと伺っており、官民それぞれの立場で多様な出会いの場の設定や、町民こぞって若者の交際を温かく見守り、育む取り組みを進めてまいります。

2点目の、介護報酬の改定につきましては、平成29年2月6日に、社会保障審議会において了承する旨の答申がされたところであります。この介護報酬改定の基本的な国の考え方についてですが、2025年に向けて、住みなれた地域で介護を受けられる体制整備、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を実現していくため、1、中・重度や認知症高齢者への対応のさらなる強化、2、要介護者を支える介護人材の確保、3、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築を柱に据えた改定内容としております。

今回の改定は、介護職員の処遇改善のための上乗せ分5%、中・重度や認知症高齢者へのサービスの充実では1.56%のプラス改定と、各種サービスの基本報酬を中心に、4.48%のマイナス改定となり、全体の改定率としましては2.27%のマイナス改定となりました。

介護報酬の改定による本町の介護施設の状況についてですが、介護保険事業運営収支歳計につきましては、利用者の人数や介護度、さらには施設の稼働率の状況によっても

影響してまいります。各事業所におきましては、各種サービスの基本報酬のマイナス改定による減収は想定されますが、看取り期対応や職員の処遇改善など、介護報酬の加算がとれるサービスの充実により、全体的に安定的な事業運営が図られるものと考えております。いずれにしましても、町民の皆さんが住みなれた地域で安心して暮らしていくことができるよう、法人の安定した事業運営を基本に据え、町と方針がより連携を図りながら、サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域包括ケアシステムの進捗状況についてであります。平成26年度から医療・介護・福祉・行政・住民等の連携から、地域福祉の推進を図るため、関係機関、団体の代表者で構成する地域福祉連携会議を設置し、地域課題では、地域の実情に応じた地域包括ケアの実現に向けた情報共有や意見交換を行ってきました。

平成26年度からは、地域密着型介護老人福祉施設と小規模多機能型居宅介護、さらには介護老人保健施設の整備が進められ、今後はリハビリ機能の提供など、介護サービスの向上が図られます。また、成年後見制度を初めとする権利擁護事業にも取り組んでいるところであります。平成27年度からは、地域包括支援センターに地域支え合い支援員や認知症地域推進員を配置し、独居高齢者、認知症及びその家族を地域で支える体制づくりを進めてまいります。

次に、平成27年4月1日に開設する介護老人保健施設かみしほろの利用料につきましては、国の介護報酬改定に基づき算定されますが、介護度や所得段階によって異なります。ちなみに、介護度3、所得段階第3段階の方の場合は、日用品等の自己負担を除き、食費と居住費を含めると1カ月当たり5万6,910円となります。

なお、多床室の居住料につきましては、8月よりさらに増額改定されることとなりますが、所得段階1から第3段階の非課税世帯につきましては、補足給付により自己負担は据え置きされます。新たに開設されます介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の利用料につきましては、町民の皆様への一般公開等においてパンフレットでお示ししていただけると聞いております。

3点目の墓地の関係ですが、墓地内の維持管理に関しては、条例の中で風致保存規定により清掃美化に努めることとしており、お盆やお彼岸には草刈りやお供えがされて、町内外から多数の方が墓地を訪れ、先祖の供養が行われております。

合同納骨塚については、少子・高齢化や核家族化で墓の継承や維持管理が困難な状況に対応するために整備されたと聞いておりますが、複数の遺骨を一緒に納める合葬式のお墓には、管理や供養といった各種問題があると伺っております。人口減少や少子・高齢社会を迎えている今日、家に対する意識の変化、お墓を守る後継者不足など、お墓に

対する考え方も変化してきていると思いますが、現時点において合同納骨塚として整備することについては、町民各層、法人や団体などの意見を伺い、慎重に対応すべきと考えております。

次に、4点目の除雪の関係についてですが、除雪の実施体制は町内の企業体と委託契約をし、町有車両の貸与とあわせて、民間所有車両の借り上げで実施しております。しかし、民間借り上げの車両について近年は建築・建設業の形態の変化でリースがふえて自己保有車両が少なくなっている状況にあります。

また、オペレーターも高齢化や建設業等の業務量の減少で、通年雇用確保が厳しく、運送業においても安定的な人員確保が難しい状況も出てきております。こうした中、多発する異常気象的な暴風雪では除雪に時間がかかっているのも事実で、町民の皆様にはご不便をおかけしております。

ことしの冬の北海道は爆弾低気圧と称されるように、異常気象の感もありますが、体制の見直しについては、町内で重機所有者の活用や人材の活用など、新たな対応や除雪重機の整備など、除雪体制の再構築に向けて検討をまいります。

以上です。

---

○議長（杉山幸昭議長） ここで15分間休憩といたします。再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午前11時01分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 1番、伊東久子議員。

○1番（伊東久子議員） それでは、再質問させていただきます。

上士幌の人口、平成5年2月現在で4,882人、それが平成40年では、推計人口が大幅に減少されると報道されておりました。子供を産める年代、前回同僚議員も質問しておりましたけれども、20代から39歳まで、上士幌町ではマイナス77.6%減少になると言われています。特殊出生率については全国で43、道内では1.28、上士幌町はなぜか25年度が出ておりませんで、24年度は1.61、25年度は随分減っているという話でした。これでは人口増にはつながらないと思います。

北海道でも、結婚サポートセンターを夏ころに設置すると言われております。そして



市町村の結婚イベントを紹介する旨の報道がありましたが、それほど少子化に対する危機感があるんだと思います。現状、農業委員会では後継者花嫁・花婿対策は、年度途中ですが、26年度は2組しか成立されておりました。町内でも農業後継者だけではなくて、結婚していない人がすごく多くなっているように思います。一般の人も何か対策を打たなければ、子供がふえる要因にはならないと思います。

先日、有志の方たちが出会いの場を開きました。私もちょっと顔を出させていただきました。行政で計画するのは違いますが、和やかな雰囲気に参加をしていました。民間で行う交流会ですか、それは行政として後押しすることはできないでしょうか。町長が言う見守りを育む取り組みとはどのようなことでしょうか、質問をいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 人口減少問題が、今国を挙げて最も重要な課題ということで、地方創生の柱になっているということでもあります。今将来推計については議員がお話しされたとおりでありますので、何もしなければそうなるということでもありますから、どういった対策を講じるかというのが今国にも問われていることでもありますし、それぞれの自治体にも問われていることだというふうに思っておりますから、そのための戦略についてはこれから実現性のある実効性のあるもの、こういったものをしっかりこれからつくり上げていきたいということでもあります。

見守りというのは、いわゆる民間のそういった活動なんかについては、非常に大事な動きだなと、こう思っております。これまでも行政としては農協と農業委員会等々と連携しながら、農業後継者の対策としてやっておりますけれども、なかなか厳しいんでありますけれども、それでもまだ何組かというか、出会いの場があるということでは、非常に大事な組織だというふうに思っております。

もっとさかのぼると、そのための相談員なんかも配置していた長い時期がありましたけれども、それらも含めて、全て想定されることについては婚活の段階からこの後対策を講じていく必要があると思いますけれど、今回のそういった民間有志の行った、そういった活動については、行政が余りしゃしゃり出ると、当人同士も決して、何となくまだもじもじしたところがありますから、その加減を見計らいながら、必要な支援が求められるのであれば、町としては積極的に支援をしていくという姿勢で、余りおせっかいするのもいかなものかなというふうに思いますし、だからといって、せつかくそういった有志が動き出したということでもありますから、それはどんな形で背中を押すことができるかというのは、これから相談をさせていただきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 1番、伊東久子議員。

○1番（伊東久子議員） 多分、農業委員会なんかで行う婚活なんかについては、出席者の金額が多分1人当たり安いんだと思うんですけども、今回は女性200円の、男性が3,800円の集まりでありましたので、その点、そういうほんの少しの補助でもしてあげれば、気軽に年何回でも開催できるんじゃないかなということで、質問をさせていただきました。

次に、包括ケアについて質問をいたします。

先日、福寿協会の施設が完成いたしました。上士幌クリニックも間もなく完成し、高齢の町民にとっては安心して生活ができると思いますが、私が心配するのは、前回も質問いたしましたけど、この小さな町に2つの大きな法人があります。この法人の連携がどこまでできているかというのがとても心配です。医療と福祉の住み分けということで前回もそのようにすると町長答弁にありましたが、法人同士の話し合い、行政も交えての話し合いって、本当にできているんでしょうか。

医療と福祉の住み分け、今回について介護保険を使うということについては、ケアマネジャーの計画が物すごく大事な要因になってくると思うんですが、その点についてもケアマネジャーの人数が足りるのか、本当に包括ケアがきちんと進むのかということがちょっと心配になっておりますので、その点について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 最初の民間の男女の出会いのことについての財政的な支援、そのようなお話ありました。その組織があるいは団体が、しっかりと継続的に活動されるというような背景だとかあると、それはそれとして任意の団体であっても支援の仕方があるのではないだろうかかと、そう思っております。

1回こっきりでタケノコのようにぽんと出てというのも、なかなかそれは難しいところありますから、今回の事業を今後とも継続的になされるということであれば、主催者側との相談、求めに応じて支援をするということも十分考えられることだなど、そんなふうに思っております。

それから、包括ケアの関係で、矢継ぎ早に今年度中に施設が完成をして、具体的には4月から運用されるということだろうというふうに思いますけれども、特に連携の関係でありますけれども、まだ施設ができた段階で、これから包括ケアでどんなきめ細かいサービスが町民に求められるのかといった話については、さらにこれから精度の高い形での議論を進めていく必要があるだろうと思います。

最終的にはトップ会談といいますか、病院関係であれば理事長、それから福祉法人の

ほうでも理事長や、社会福祉協議会は会長で、そしてまた町としては町長が出るということですから、そこでは即決といいますか、決断できるような組織であるというふうに考えておりますし、その前段としては幹事会だとか、非常にそういった意味での日常的に定期的に会合を持っておりますから、お互いにやるべきこと、やりたいということこれから出し合って、その中での住み分けがなされていくというふうに思います。

例えばここで答弁にも書かさせていただいておりますけれども、看取りなんかというのも、一つにこれはお医者さんがいて、最後を見届けるということになりますし、その看取りの最後は施設のほうでということになりますから、非常に連携の行き届いている最後になって病院のほうにわざわざまた搬送してではなくて、その中で看取られるという関係、それがまたこれから多分求められる最後の終末のあり方の一つの姿でないのかなど。病院で最後を看取られるだけではなくて、多様な看取られ方があるだろうというふうに思いますから、こういったことの中でも、医療と介護、福祉関係の連携が図られるというふうに思っています。

いずれにしても、4月以降具体的に動き出すと。リハビリはリハビリで、どんな形でやるのか。在宅介護、看護、それから医療だとかさまざまなサービスの提供が出てきますので、お互いに一定の限られたところだけ仕事を取り合うのではなくて、新たないろいろなサービス、安心して老後を過ごせるようなサービスが必ず必要になってくるだろうというふうに思っております。

お互いに共存し、そしてともに生き延びることが、結果的に地域住民の医療・福祉のサービスの向上につながるというふうに考えておりますから、それを目指してこの後も対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 1番、伊東久子議員。

○1番（伊東久子議員） 今回できる上士幌クリニックにつきましての老健施設につきましては、重症患者は大きいところで診ていただいて、3カ月経過したら老健施設に入って、6カ月間のリハビリをして自宅に帰るといふ、そういうような多分流れになっているんだと思いますが、そこで重症化すると、今度はすずらん荘のほうに行き、そういう流れが多分できるんだと思うんですけども、それがうまく施設のほうと病院のほうと連携をとれていないと、多分この老健施設にいつまでも、何かやり方によっては何年もいれるような状況になるらしいので、そこら辺をきちんと連携をとりながらいかないとそして最後の看取りはやっぱすずらん荘のほうで見ていただくというような形になれば、一番理想なのかなと、そのように思います。

その連携もきちんと、今のうちから話ししてきちんと決めておかないと、開院して

からそういうことについてはちょっと難しくなるのかなと思います。

それとあと、料金のことについても、まだ上士幌クリニック老健施設のほうの料金については、ここに答弁にありますように、要介護3で所得段階第3段階の人で5万6,910円、多分これはまだはっきり決まっていなと思うんですけども、おおよそこのぐらいということだと思うんですけども、先日、地域密着型の特別養護老人ホームの資料をいただきました。

同じ要介護3、それでいきますと96万000円ですから、約3万円近く上がるという状況になりますので、この件については町としては補助を出すとか、そういう考えはあるのかどうか。たまたま、私どもボランティアでほっこり仲間の会というのが、先日町民の施設見学をサポートするというか、説明をして歩いたんですけども、皆さん相当数の方が来られましたけれども、すばらしいところなんだけども、料金がなくて私たちの年金では入れないと、そういう方が、ほとんどの方がそういう思いでいるようでありますので、その点も少し町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 多分、サービスの内容がそもそも違うのではないだろうかなというふうに思います。片方は個室になっていますし、片方は多床室ということですから、そういった意味で、かかる経費の介護料の算定にも影響してきているということだろうというふうに思います。

それから、支払い、いわゆる負担のことですけれども、これは介護度だとかあるいは所得に応じてそこは設定されるということでもありますので、今段階でそこを一緒にして料金の違いだけでどうこうするというのは、すぐ結論出るような話でないだろうなというふうに思っております。いろいろな要素があって料金設定がされているということでもありますから、それだけで高くてそこに補助するというのは、相当慎重にその本意を精査する必要があるだろうと、そう思います。

○議長（杉山幸昭議長） 1番、伊東久子議員。

○1番（伊東久子議員） どうしてもそこに入らなきゃならない方たちが見学に来たわけではありませんでしたので、そのことについては町長の考え、そういう気持ちがあるかどうかだけちょっと確認をしたかったので。

前から私ずっと質問してきましたけれども、独居老人のひとり暮らしの人たちの施設には入らない、要するに住みかえ、今の現状の住宅では1人では難しいけれども、福祉施設の関係、すぐ近いところ24時間見守り体制の住宅の設置の希望をずっとしてきたんですけども、それは町長の、今後これからの考えがあるかどうかお聞きをいたしま

す。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今回、介護施設等々が一つ整備されて、次の課題としては今お話しされていた高齢者の福祉施設、福祉住宅ですね、この整備が急がれる課題だというふうに思っております。

先般も、落成式の折に理事長といろいろ話をしながら、あの周辺を見ながら、北団地の高齢者住宅に対する転用の問題だとか、場合によっては今生きがいセンターがありますけれども、あれの利活用、経済的にどうなんだろうかねなんていう話もさせていただきましたけれども、安心して独居老人がこの町で住めるためのそういう住居、住まいは非常に急がれる課題だというふうに思っております。

単にお年寄りの住宅だけではなくて、子育て住宅から勤労者住宅、いろいろな住宅が総合的に整備されていかなきゃならないということでもあります。先ほども、戻りますけれども、少子、人口減少問題の中で対応するにしても、住まいがなければ人が来ようがないという現実もありますので、そういったことも含めて総合的な住宅政策の中で、なおかつ急がれるのも高齢者住宅が一つあるだろうというふうに理解をしております。

○議長（杉山幸昭議長） 1番、伊東久子議員。

○1番（伊東久子議員） 住みかえの住宅についても考えていただけるということで、よろしく願いをいたします。

次に、合同の納骨塚については、複数の骨を納めるというか、合同式のお墓ということであり、少子化やそれから墓を守る後継者がいないと。経済的に墓を持たない人のために、町民の中から特に高齢者の人たちから多く、帯広ができたということで、新聞を見た方たちからも大勢の声が寄せられておりました。高齢化率の高い上士幌町でも、いずれ遠くない将来に必要なかと思っておりますので、その点についても検討していただきたいと思っております。

次に、除雪について。答弁もいただきましたように、こういう状況だということは多分担当課、理事者も全部わかっていると思うんですけども、これについては速やかに私改善していただかなければ、今まではないけれどもという、ことしみたいに特別異常気象とはいえ、町民が皆さん高齢化になっていきますので、要援護者の住宅が半日も雪かきがされていない状況、それから車庫の前に物すごい大きな除雪車で来ますから、物すごい大きな塊を置いていかれても、車が出ないと。そういう状況が、苦情がたくさん、多分担当課にはたくさんあったんだと思っております。

そして、昨年と違って除雪が物すごく乱暴なような気がします。きちんと除雪されて

いないというか。それから交通安全上も雪の山が物すごく、車がなかなか出れないというか。交差点では物すごく、人がいないかどうか確認しながら出なきゃならないという、そういう状況になっておりますので、そこも建設業者の除雪をしたら、もっと小回りのきく機械で車庫の前をよけてあげるとか、それから要援護者の方の計画で除雪もあるんですけども、それも昼からしか来ない、夕方しか来ないという状況が、何件も私も見ましたので、そこをきちんと除雪しなければ、高齢者たちがたくさん困っている状況です。

私のほうからの提案なんですけども、これは昨年畑作農家さんからお話がありましたけれども、冬は暇だし機械も全部持っているし、緊急のときだとか、それから町の委託業者が間に合わないときには応援するよというお話もいただきましたので、ぜひそこら辺とも話をしながら、町民が安心して過ごされる除雪体制にしていっていただきたいなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今の話が答弁書の中の最後のところに述べておりますけれども、町内の重機の所有者あるいは人材の活用といったことで、今までの建築土木を中心にして委託をしているという限界というのが出てきているのかなと、そう思っています。人材の確保の問題だとか、あるいは自前の重機の確保だとかそういったこと、それと、ことしは特にどか雪みたいな形での、しかも重たい雪が相当何回も降ったということでもありますから、そういった意味で非常に住民の方々には迷惑かけたんだろうなと、そんなふうに思っております。

そういった中でありますけれども、今の体制の中では精いっぱいやっているということでもありますけれども、それではこういった状況に対して、やはり午後まで時間がかかるという現実のことも、これは直視しなきゃなと。

ではどうするかといったときに、新たな人材の活用だとかそういうことも出てきますけれども、そう簡単に行くことでもないんですね。保険だとか事故のあったときの対応だとか、いろいろなことがともに課題が出てきます。それらも整理しながら、この後の除雪体制を見直しをしていくということでもあります。

いずれにしても、降雪のときには町内の中で間に合わせなければならないと。よそから応援を頼むということにはなりませんので、町内で最大限、どのようにそれぞれ持ち合わせた能力や、あるいは重機や人材だとか最大限に活用するかと、こういったことは今まである種業界のほうにお願いしてききましたけれども、それではなかなかもう間に合い切れない状況になってきているなというふうに思います。

もう一つはやはり、生活弱者に対する安心をどのように届けるかということだろうと思います。時間がある程度かかるというのは、これまた理解をしてもらわなければならないということはあるかもしれませんが、そういった中で説明をしながら、少し時間を待ってもらおうというようなことも、片方では必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、そういった意味では、お互いにどんな形で降雪時の除雪と、それからそれを受ける側としての対応の仕方だとか、このようなことを健常者の場合だとか、あるいは弱者に対する対応だとか、きめ細かい体制整備のことが必要になってくるんだろうというふうに思います。

担当のほうもそういった今視点で、検討していかなきゃならんという認識でおります。すぐそういったことが頼んで解決できるかわかりませんが、とりあえずは行政がやれることについては、先駆けてやるということも必要であると。重機がなければ重機の整備をするということも、これは行政の財政的な問題で解決できる話でありますから、そのようなことも必要なのかなと、そんなふうにも考えておりますけれども、いずれにしても、もう一回今の除雪体制については見直ししなければならない時期に来ているという認識でおります。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、1番、伊東久子議員の一般質問を終わります。

---

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩します。

(午前11時35分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時35分)

---

◇ 山本弘一 議員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 私のほうからは、2点の質問をしたいと思います。

まず1点目は、町内における明渠、橋、道路の整備について。

近年における異常気象は、ゲリラ豪雨等台風並みの雨量、風が伴い、排水路、明渠の決壊、畑への浸水、道路の通行どめ等、町民生活、営農に支障を来しています。特に萩ヶ岡、北門地区においては湿地が多く、暗渠などの基盤整備は行われていますが、明渠そのものが30年以上も経過しています。

橋、道路も同様で、近年の機械の大型化により、TMR、機械化銀行、個人経営等、

橋、道路の幅が狭いため、通行にも危険が伴う場所が見受けられます。今後、町として国営・道営含めて抜本的に再整備の考え方があるか伺います。

2点目です。畑作、野菜農家における雇用対策について。

近年の畑作経営は、畑作4品と野菜を取り入れた複合経営により、収益の向上に努力しています。しかし、昨年まで人材派遣をしていた町内業者は、今年度から募集を中止したため、農商工連携の中で町内の業者とタイアップし、急遽農協があっせんをすることです。基幹産業でもある畑作、野菜経営の確立と雇用対策としても必要と考えるので、行政として支援対策が必要と考えるが、見解を伺います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 山本弘一議員のご質問にお答えします。

最初に、町内における明渠、橋、道路の整備についてであります。

町では現在、明渠（排水路、放水路を含む）が86施設、延長111.58キロ、橋梁100橋、町道352路線、延長428.092キロを維持管理しております。そのうち、明渠排水路は最も古いものとして昭和2年、居辺地区国営開墾建設事業で始まり、以来、平成の時代まで計86施設が整備され、十勝北辺の厳しい農業環境下での生産向上に寄与してきております。

道路や橋梁整備においても、農業の近代化や農村生活の向上にとって欠かすことのできないものであります。最近の工事では、頻発するゲリラ豪雨などに備え、上士幌北地区、サクシュオルベツ川流域・清水谷、萩ヶ岡から市街地において大型国営かんがい排水事業に着手しているところであります。

一方、経年とともに施設の劣化も進み、暴風雪や豪雨などで損壊するなどの被害が出ている状況であります。これら施設の維持管理に関しましては、維持管理工事として予算化し、修繕・改修を図りつつ、災害の場合はその都度復旧工事として対応してまいりました。

また、道路においても経年による劣化には補修等で長寿命化を図っているところですが、近代化した大型車両による消耗も激しくなっております。また、町管理の橋梁は、平成25年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、交付金事業等を活用し、計画的に整備してまいります。

以上は町が管理する農業・農村の現状であります。それ以外に国や道が管理する施設もあり、互いに有機的に連動して、農村農業の基盤が構築されております。ご指摘の北門、萩ヶ岡地域においては開発初期の施設が多く、風水害による被害が頻発に発生しており、経年による老朽化に起因していることも予想されることから、地元の意向を踏



まえつつ、再整備の是非と調査の必要性を理解するところであります。なお、抜本的な整備になると町単独での事業は大変厳しく、今後、国営・道営事業を模索する中で判断したいと考えております。

次に、畑作、野菜農家における雇用対策についてであります。

農作業の人材確保は、農民同盟のあっせんや人材派遣会社等に求めているのが実態と思います。繁忙期には十分な労働力の確保がままならず、苦慮しているのが現状であると理解しております。人材確保については、議員からの提案も踏まえ、かねてから農作業従事者の人手不足は本町農業の課題と認識する中で、JA、農民同盟、普及センター町などによる農業労働者対策の会議を設立し、検討してきております。

会議では、各農家に対するアンケート調査、農林商工による派遣制度の可能性、畑作ヘルパー組合の可能性について検討してきましたが、組織の立ち上げに至っていないのが現状であります。今般、これまで人材を派遣してきた地元業者による継続が困難であるとの情報から、対策の会議が開かれ、急を要するビートの育苗作業員の確保対策と、今後においては各農家の意向を確認しながら、畑作、野菜生産の労働者対策を総合的に検討することになっております。行政としても会議に参加する中で、その対策と必要な支援を講じてまいります。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） ただいま答弁が行われましたけども、町長もご存知のように、橋についてはかなり古く、25年度策定の橋梁長寿命化計画というのが、私も提案されて聞いております。この橋については、長寿命計画はいいんですけども、先ほど私が質問したように、大型機械によって非常に橋の幅が狭いわけですね。

以前の農機具ですとか、それはかなり小さなものでしたけど、今だったら本当に4メートルも超えるというような幅のものがああります。現在の0年前の橋が幅に合っていないということなんですけども、それが片側がぎりぎり通っていかなきゃないという危険度が非常に伴っております。

そういうことで、修繕だとか修理はよろしいんですけども、そういうことが私が一番やっぱり危険性、交通安全上、農作業上危険だということで、一般質問をしたわけでありまして。その辺で、この橋の優先順位というのがあるわけですけども、特に町内の危険な橋についてはどのようなお考えを持って今後進めていきたいか、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 基本的には、長寿命化の中では目視検査だとか、それからコンクリートに直接穴をあけるといいますか、そういった調査をしながら耐久性等々の調査をしてい

るということでありませう。

基本的には、長寿命化という考え方の中には、現状の施設の規模と申しますか、規格が前提になっているというのが現状だと、そのように思っております。ただ、今指摘にあったように、機械が大型化して橋を通るときに、極端に言うとなあの欄干を渡らなければならないというような状況があるというふうにも聞いています。

特に、今回の今、北地区の整備をしております。サクシュオルベツ川から42 等を大々的に抜本的な工事をしてしておりますけれども、そういった中での要望もとりつけになっているようなところが、機械の大型化によって大変危険であるというお話も聞いております。その辺のところについて、国と地元からも要望をしてしておりますけれども、国も一定の理解を示して、そういった地元の現場の声というのも大切にしたいというふうには聞いておりますけれども、それがすなわち橋の確保につながるかどうか。

それと、町が抱えている橋については、基本的には町がやらなければならないというのは原則でありますから、そうすると抜本的な工事になってくるだろうといったときに果たして財政的にどこまでできるのかという現実的な問題もあるということでありませう。

ですから、規格に合わないという30年、40年前の車両の規格と今の大型化した規格が合わないということであれば、これは新たな課題として道や国のほうに、長寿命化にあっても、あるいはこれから修繕改築するに当たっても、その辺の見直しをする必要があるのではないだろうか。

では、それはどこがどのようにという、非常に細かい問題も出てくるんだと思いますけれども、そういう課題はあるということは、僕らのほうも認識はしております。しかし、現実の制度としては長寿命化については、現状どのように長持ちさせるかという意味での、改修の工事というのが前提になっているということでありませう。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 今、町長の答弁のように、町単独の財政ではかなり相当な予算がかかるということで、私もその辺は理解しております。いずれにしても、利用頻度というですか、そこをどのようなものが通るかによって、道路の幅ですとかまた橋の幅が決まってくると思うんですね。一般的な乗用ですとか小型貨物であれば大きな問題はないということでありませうけれども、あとは強度だけの問題だと。やはり大型機械となってくると、それは重量その他もろもろが数十年前とは違ってきているということもありませんので、この辺は抜本的な改善が必要かなというふうには考えております。

次に、明渠の件なんですけれども、これも同じく、特に菰ヶ岡、北門地区の国営事業で始まったものについては非常に古く、明渠の形状あたりもかなり崩れたり、ゲリラ豪雨

あたりのことについては、災害対策等によつての非常に部分的には直つておりますが、全体的には昨年度あたりから、明渠の中の木を切つてブロックに敷き直しというのも行政のほうで始まつておりますが、しよせん萩ヶ岡を起点とした北門地区を通過して居辺川へ抜けていくという明渠が、湿地帯ですから多いわけですね。

私も何で北門明渠ということばかりということをおっしゃるけれども、国営であつた北門国営パイロット事業という、「北門」というのがついているから、明渠の幹線名がそうなつてゐるんだというふうに認識しております。やっぱりこれも年次計画をきちつと基本計画を立てて、国・道にやつていかないと町単独では私も無理だと思つてゐますから、そういう整備も含めた中で、長期的な展望に立つたような、今地域創生、そういうことも出てきておりますので、この辺の考え方を早急に進めるつもりがあるかどうか伺ひます。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 30年、40年前と今日の状況というのは、今機械の話もありましたけれども、農地面積やそれから森林帯だとか、それから逆に今度は暗渠の整備だとかということ、いわゆる水はけがよくて、むしろこれがまた川の氾濫につながっていくとよふなことで、状況が随分変わつてきているということは言えるだろうと思ひますね。

そういった意味で、先ほど申し上げましたけれども、清水谷2号まで来る、あれも当時であればそれで規格としてよかつたんですね。しかし、その後林地が開発されて農地になつたり、その整備によつて受け入れるキャパでなくなつたということから、今抜本的な整備をしているということでもあります。

そういった意味で、居辺の国営の事業についても、当時の規格として多分整備をしたということでもありますけれども、状況がどのように変わつてきて、今そのために被害がどのように出ているのかといったことは、これはかなり総合的な調査をしなければわからないだろうなと、そう思つております。

今のところは、対症療法的にやつてゐるというのが現実の問題であります。それで果たしていいのだろうかというのが、今問いかけだろうというふうに思ひます。町が今実際、当時の施設を町が管理してきてゐるものだとか、それから国や道からの施設を町が委託を受けて管理してゐるものだとか、いろいろ形態は違ひますが、1つや2つの明渠排水路ではないということでもありますから、地域全体での排水路をどうするかということになると、それはやっぱり改めて国や道のレベルの広域的な事業に乗つかつていくということになるだろうと思ひますが、そういったためには、まず裏づけとなる根拠をしっかりと示さなきゃならんだろうというふうに思ひますね。

今までどんなような被害が出ているのか、その状況がどうなっていたのかということだとか、そのようなことをこれからやるとすれば必要になってくるだろうと思います。それらを踏まえて、こういう状況にして、国に対してあるいは道に対して要望するということになっていきますので、調査するとすれば予算の伴うことでもありますけれども、その調査が必要なのかどうかも含めて、面整備の全体の居辺地区の老朽化した、昭和30年代ということであると、もう既に50年から60年近くなるということでもありますから、見直しするということも、これは時代の変遷の中で必要なことでないだろうかなど、こう思っておりますから、まずはその辺の必要性のことについても内部の中で検討をさせていただきたいなと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 前向きな答弁ですから、速やかに行政として、農林課、建設課含めてその調査をしていただき、状況によっては萩ヶ岡地区、北門地区、そのほかの地区も含めて、そういう再整備の期成会でも立ち上げながら、やっぱりそういう国・道に対しての町とともに改善をしていくべきではないかと私は思っていますので、その辺も含めて各課において調査を進めていただきたいと思います。

町長もご存じのように、こういう大きな事業をやる、農家も間接的には酪農、畑作についても基盤整備ということでもありますから、暗渠は道営含めてかなり整備されてきております。問題は、明渠が状況によっては浅かったりするところが多分にあるわけですね。3段ぐらいのブロックが多いわけです。ちょうど25センチぐらいですかね、20センチか25センチの3段積まれて、その上でしか暗渠排水の出水管しか出せないということがありますので、もうちょっと明渠が低ければ速やかに暗渠が流れるのになという声が多分にあるわけですね。

その辺も、過去の国・道の基準に従った中で、これは明渠に限らず道路も暗渠も同じですけども、地域に合ったニーズに行政としては応えていくべきものではないかと。その実情と地域の声をしっかり聞いた中で道・国へ上げていけば、そのことは今柔軟な対応をある程度してくれると思うわけですね。その辺をまた町長のトップダウンとしてしっかり進めていただきたいと思います。

そのことをやることによって、農商工連携の中で、定住・移住を含めて、建設関係、土木関係でも仕事がふえて、農業も安定した収入が得られると。町長の目指している子育て支援につながっていくのではないかと私は考えておりますので、ひとつ前向きに速やかにスピーディーに進めていただきたいと思います。

この件について、次の畑作、野菜農家における雇用対策ですけども、このことについて

てJA、農民同盟、普及センター、農業労働者対策で検討しておるといことでありま  
すけども、畑作ヘルパー、町長の答弁に書いてありますけども、なかなか酪農ヘルパー  
と違って、野菜農家、畑作関係というのは時期のものなんですね、承知のように。ちょ  
うど今であれば3月、5月、6月、それから9月10月がメインかなと思われま  
す。農民同盟の人材派遣についてもそんなようなシステムでありますし、今7名の方々が平  
均年齢70半ばを超しておるといことありますので、非常に、ちょうど仕事がぶつか  
ってバッティングしますので、人手不足だといこと、野菜あたりも導入したいとい  
っても、なかなか人材不足でできないと。

しかしながら、農家によっては音更、帯広から人材派遣会社を頼んで、車代からあら  
ゆるものが、価格も1人当たり1万000円ぐらいと、別に足代が、000円といこと  
も聞いております。ですから、いことについて、急務ではありますけど、なか  
な建設会社も安定した仕事あれば職員もふやせるといことを聞いておりますが、町と  
して平均した仕事が建設商工関係にあったとしたならば、じゃ、オフ期間といんです  
か、農家の必要としない期間をどう使っていくかといのが一番の課題であります。

まして11月から3月ごろまでのオフ期間、いことを年間雇用としてなかなか社員  
としてできないとい問題もあります。非常に不安定な要素でありますけども、この辺  
について町長として緊急を私は要すると思うので、難しいなと私自身も考えてお  
りま  
すけども、前向きに一步も進めるか、いという気があるかどうか再度伺いま  
す。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 こうい短期的な求人も含めて、町内には求人が多いと。いゆる需給  
バランスが、求めがあっても人手が足りないといのが、これは今の質問だけではなく  
て、ほかにもあるといふう  
に思っています。

今回は、特に短期的な就労といことですから、年間いことによつて生活するとい  
うふうにはちょっといかないといこと  
です。働き方もいように年間を必要とする働  
き方だとか、それから短期的に求める働  
きの求人だとか、それがあ  
るのも事実だとい  
うふう  
に押さえないきゃならん  
だろうといふう  
に思いま  
すね。

ですから、い  
った中で求人をいように、もう一回組織体を含めて立ち上げてい  
くのか、今2カ月なり3  
カ月欲しいよとい  
う人があ  
るとすれば、それら  
の情報を、3  
カ  
月でもいいよとい  
う人にい  
どう提供する  
かだとか、い  
のようなこ  
ともこれから必要にな  
つてくる  
だろうと思  
っています。い  
のために、執行方針にも述  
べさせてい  
ただいてお  
りま  
すけれど  
も、無料の職業あ  
っせん所、これは行政になるのか  
団体になるのかはともかく  
として、い  
う希望があ  
ると。それを幅広く情報発信を  
してい  
くとい  
うような、い

いうことも必要だろうと。

前回の農協のほうも、今回の求人との関係でその後の組織を立ち上げてからの中でも、あっせん所を設立するという動きもあったわけですがけれども、多分農協だけだとすると農業関係に限られてくるということでもありますから、幅広い求人を受けられる、あるいは求人があるということの情報発信をしていく必要があるのではないだろうかかと、こう考えておりますから、そういう意味では、短期的な人はどちらかということと高齢の方だとか、若い人にその仕事というのは、これは生活を確保する上から難しいことになってきますし、それから、建設土木であれば、仕事との関連の中でそういった人があればそれは結構ですがけれども、なかなかそうそう簡単ではないだろうかと。暇なときはお互いに暇で、忙しいときはお互いに忙しいというような状況がありますので、大変なんだというふうに思います。

ですから、そういう求人に対して年代層だとかあるいは男女だとか、いろいろな適正な対象があろうはずだというふうに思っておりますから、そういう意味での仕掛けというのは、ぜひこの後していく必要があるという認識であります。

一方では、農協が農家の方々の求人に対しても農協という立場から、しっかり確保していかなきゃならないというようなそういう動きになっておりますので、そこはまた連携は十分とっていききたいなど、そう考えてはおります。

○議長（杉山幸昭議長） 山本議員、再質問ありますね。

○3番（山本弘一議員） あるけど、どうします。そんなに時間とらせません。

ここで休憩といたします。再開は午後1時といたします。

(午後 0時02分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 昼前の町長の答弁でありますけれども、この雇用対策ということではありますが、町内における雇用対策、要は畑作ヘルパーというのか、そういうことでもいいんですけども、町民の意向調査が必要でないかと考えます。過去にシルバーセンターという方で、高齢者の方々が民間でございましてけれども、非常に農家の方々に重宝がられたと。

高齢者であったとしても、仕事内容によってはそれぞれができることが多分にあるわ

けであります。重作業でない限りはそのことが可能と考えますし、また、町内におられる専業主婦の方々にも、1日を拘束されるということは、子育て支援だとかそういう問題もありますので、時間的なパートということが可能かどうか。農家にしてみれば、私個人にしてみれば、そのような使い方もしております。半日でもいいですよ、9時から3時までですとか、保育所へ行くまでの時間ですとかというやり方もあるわけでありませぬ。

もうちょっときめ細かなアンケートもしくは意向調査をした中で、高齢者の方々含めた中で、そして建設業界の農商工連携の中でこのことを進めたらいいんでないかと考えます。それがもしだめであれば、町外業者とも対応しなきゃいけないのかなと思いますけどその辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今おっしゃったように、働き方も非常にニーズも多様化しているというふうに思っております。最近では、大手スーパーが2時間だけのパートを採用するという新しい形も出てきておりますから、ですから、そういった意味での主婦の層だとか、あるいは年金をもらってあとの小遣い程度をどうするかだとか、そういった働き方もあるだろうと思っておりますから、先ほどからお話しさせていただいているように、町内でのそういった職業あっせん所の設立だとか含めて、それと同時に多様な働き方に対してどう受け入れ体制をとれるかということ。

逆に言うと、受け入れる側もそういった多様なニーズに対して、受け入れる体制をとってもらおうというようなことも必要になってくるだろうというふうに思います。いずれにしても、かねてからとにかく求人があっても働く人がいないという、この現実を直視をして、先送りできない。あらゆる手だてを講じていく必要があると、こういう思いではおりますので、今までもなくて困っていたので、すぐ妙案といいますか、決定打が出せるかどうかわかりませんが、十分今までの意見、議論を留意した上で対策を講じていきたいと、そのように考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 前向きな答弁をいただきました。それで、このことにつきましては、行政は後方支援というんですか、支援対策しかできないと思うんです。現実的には農業協同組合、農家の組織がこれを先陣的にやっていかなきゃないと。もしくは農民同盟という形になるかなと思うんですけれども。その関係機関等含めて、力強い支援をしながら、雇用対策の確立に向けて今後町長も頑張ってくださいたいと。

以上をもって質問を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 答弁要りますか。

○3番（山本弘一議員） あれば。なければいいです。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 基本的には農民の生活や農業振興、経営団体としての農協、ここは何たって窓口になるべきところでありますから、十分連携をとって、今みたいなさまざまな課題に対して対処していきたいということでありますし、必要な支援についてはとらさせていただきますと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、3番、山本弘一議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。

（午後 1時06分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時06分）

---

◇ 山本和子議員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 大きく2点質問いたします。

1点目が、町民の総意を生かしたまちづくりのために。

少子・高齢化が進み、人口が減ると、町や村がなくなるとの心配の声が聞かれます。しかし、住んでいる人々が大切にされ、安心して住み続けられることが、地域が豊かになることだと考えます。そして、何よりも町民一人一人の声が、町民の総意が生かされるまちづくりが大切です。

1点目、地方創生会議の自治体消滅論について。

人口1万人未満の自治体は消滅する可能性が高いとしていますが、小さくても輝く自治体フォーラムが毎年のように開かれ2015年は20回目を長野県栄村で開催予定です。どの自治体もみんな頑張っており、住民一人一人が輝く自治体づくりを行うことが大事であると思いますが、その考えについてお聞きいたします。

2、まち・ひと・しごと創生法で、市町村の総合戦略の策定が義務づけられました。既に2014年度補正で臨時の交付金が交付され2015年度中の策定が求められています。どのような手順で策定するのかお聞きいたします。

3点目、町民の総意を生かしたまちづくりについて。

今、上土幌町がマスコミ等に出る機会も多く、町内外で大変話題になっています。し



かし、その政策等が町民に十分浸透していないように思います。国の戦略等に積極的に乗ることも、ときには重要かもしれませんが、職員、各種団体や町民の総意でのまちづくりこそが大事です。どのように進めていくのかお聞きいたします。

大きい2点目について質問いたします。

農業や地域経済を守るため、TPP、農協改革に反対を。

TPPをめぐる情勢は、依然として厳しい状況にあります。最近の報道によると、2月に行われた日米両政府の農産物関税と自動車貿易に関する実務者協議では、2国間の合意のめどはつかなかったものの、日本政府は聖域としてきた牛肉・豚肉、乳製品、米などの農畜産物、重要品目の関税について大幅な譲歩を強いられており、かなり譲歩しTPPに邁進するのではないかと心配されております。

2013年4月の農林水産委員会の決議は、農産物重要5品目は10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃をも含め認めないこと、重要5品目の聖域を確保できないと判断した場合には、交渉から脱退も辞さないとなっています。当然、日米協議の現状はもはや脱退すべき次元に達しています。TPP交渉からの撤退の声をさらに大きく上げるべきではないでしょうか。

次に、農協改革の問題ですが、つい先日、全国農業協同組合中央会が受け入れたとの報道がされましたが、政府は農協の自由を拡大し、強い農協をつくり、農家の所得をふやすと強調しますが、実際にもたらすのは逆です。東大の鈴木宣弘教授も、農協解体は地域社会を壊す。農業が巨大企業の食いものになる。99%農家が潰れても、あとの1%の巨大企業が参入し、所得倍増すればいい。多くのところでは、農業は要らないことになってしまうと反対しています。

また、農協改革を急ぐ理由に、TPPを早期に妥結したい。そのために反対の司令塔になってきた農協を弱体化させるためとも言えます。議会と農協との懇談会でもこのことが話題になっておりました。ぜひ反対の声を上げていくべきではないかと考えます。

以上、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 山本和子議員のご質問にお答えいたします。

まず、町民の総意を生かしたまちづくりのためにであります。

少子・高齢化による人口減少問題は全国的に喫緊の課題とされ、国・地方ともに課題解決に向けた取り組みが求められているところであります。本町においては、これまでも産業振興、子育て支援、地域包括ケアシステム、移住・定住などの取り組みを政策的に推進することで、人口維持や住み続けたい地域づくりを行ってきております。

1点目及び2点目のご質問についてですが、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が、このままの出生率、人口の大都市一極集中が続くと2040年には全国の約半数に当たる自治体が消滅する可能性があると発表しました。このような中、昨年まち・ひと・しごと創生法が制定され、国は法に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。同法では、市町村においても区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めなければならないとされており、本町においても27年度中に策定することとし、準備を進めております。

総合戦略策定に向けては、地域の人口動態を把握し、増減の要因等の調査・分析を行い、将来の人口目標値、人口ビジョンを設定した上で、課題と必要な施策を整理して策定することとなります。

本年4月以降に本格的な作業に入ることになります。2020年を目途として、各事業所、経営の現状と5年後の目標値、雇用対策、地域の特殊出生率、結婚、出産子育てや教育などの支援策、医療・福祉・移住・定住など徹底した調査をもとにした現状分析や、将来の見通し、5年後の実行可能な人口目標値を実現するための施策等を定めるものであります。

策定に当たっては、産業団体、有識者、行政、金融機関、言論、労働者代表、住民代表などで構成する総合戦略策定検討会を設置して議論いただき、また、住民の皆様から意見をいただきながら策定を進めていくことを予定しています。

3点目の質問についてですが、まちづくりに関してはその政策展開に際し、積極的な情報公開・提供さらには町民の皆様の見解を聞く機会を設けるなどしてまいりました。これまで同様、町民の皆様と協働によるまちづくりを進めてまいり所存でありますのでよろしくお願いいたします。

次に、農業や地域経済を守るため、TPP、農協改革反対運動をであります。

TPP／環太平洋戦略的経済連携協定は、現在アメリカハワイにおいて、日米など12カ国の首席交渉官会合が開かれており、交渉は膠着状態との情報も流れていますが秘密裏に開かれている交渉内容は不透明であります。

2013年3月15日、安倍内閣総理大臣が「本日、TPP／環太平洋戦略的経済連携協定に向けた交渉に参加する決断をいたしました。その旨、交渉参加国に通知をいたします。」と記者会見してから、2年がたちました。当時、TPP参加による十勝への影響としては、農業生産額のほか関連する地域経済を含め、約37億円の損失、4万人の雇用が失われ、品目では小麦、てん菜、馬鈴薯、乳製品、牛肉、これらはほぼ全滅と十勝総合振興局が試算しております。

本町の影響額は、総生産額1億円、平成24年段階であります、に対し、105億円の損失額と見積もられ、甚大な損失は地域崩壊を招くものとし、2013年4月23日、280人が参加して、TPPに反対する大集会を開催したところであります。25日には道内から7,000人が札幌に集結し、雨の中の集会と大行進を開催しております。以来、大小の集会、研修会、反対する要望書、署名の提出など、関係団体等とともに粘り強く運動を展開してきております。

こうした中、衆参両院農林水産委員会では、本町にかかわりの深い農産物重要5品目米、麦、牛・豚肉、牛乳乳製品、甘味資源作物の関税を守るとした決議を行っております。直近の運動では、2月9日、十勝町村会としてTPP交渉から十勝を守る緊急決議をしたところであり、また、北海道町村会ほか18団体の連名で、重要品目の関税を守ることなど、TPP協定に関する緊急要請書を国に提出したところであります。

本町でも反TPPの取り組みについては、上士幌町農業経営対策推進協議会を母体に行っており、今後につきましても推進協議会のもと、関係機関、団体とともに活動していくことが肝要なことと考えております。

次に、農協改革についてですが、農協は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的・社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的として、昭和22年11月に制定された法律をもって組織されております。町としましては、立法の精神である農家にとっての農協であり、あくまでも農家にとってマイナスにならないことが大切と考えるところであります。農協はまちづくりの重要なパートナーであり、今後とも情報交換と連携を深め、共同認識のもとで対応してまいります。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 声が余り出ないので、できるだけ短く頑張りますので、よろしく願いいたします。

初めに、町民とつくるまちづくりの問題なんですが、創生会議の自治体消滅論について、今回、来週増田さんと呼んで講演会等も開かれるようですが、いろいろな考え方がありますので、私はいろいろな角度からこの問題を勉強していきたいなと思っています。

私は、岡田知弘先生の「自治体消滅論を超えて」、これを読ませてもらいました。あと、道新にも結構出ていましたので、3月3日に、立命館大学の高橋伸明先生の新聞も読ませてもらいました。その中で、まず初めに2つ聞きたいと思っております。

これからいろいろな人口減の問題が論じられると思いますが、人口が減った理由というのは何なのかという問題と、人口が減ったことにより、本当に自治体が消滅というか

元気がなくなるのかという問題についてまず質問をしたいと思うんですが、いろいろな方が論じていますので、多分皆さんも同じ考えだろうと思うんですが、その町のやり方が悪いから減ったわけではなくて、自然減少でもなく、やはり政策的な町にどんどん人口が行くような形の政策的な要因での人口減があるのではないかと。

では、小さい町がだめかということそうじゃなくて、ちょい2002年に西尾私案が出されたときに、小さい町が消滅する可能性が高いというので、かなり合併が進みましたそのときに長野県の栄村で、小さくても輝く自治体フォーラムを1回目開きました。最近では東川町でも開きましたし、数を重ね20回目を、ことしまた栄村で開くそうです。

そういうふうに、小さくても町ができること、一人一人が輝くまちづくりをしながら人口増になっているかそれはわかりませんが、そういうまちづくりをすることが大事であると。必ずしも人口減が消滅のほうに向かうのではないという議論もされておりますその点についてまず、2点質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 地方の人口が減少した理由ということについては、構造的な問題だと、そのように思っております。特に、明治以降の中央集権ですね。東京一極集中といいますか、政治も経済も東京が軸になってきたということで、明治以来、一貫して基本的にはその流れの中にあるということでもありますので、そういった意味では地方が人口減少していったという、そういう大きな国の流れの中にあつた上での地方の減少ということと、産業的に言うと、農業が多分明治の初期のころは人口の80%くらいが農業人口だったというふうに思います。この産業構造の変化もその中にはひとつあるんだらうとそんなふうに思っております。

そういった意味で、江戸時代にあつた各諸般の地域創生、それぞれの地域創生があつたわけですがけれども、それが明治政府になってからのそういった流れにあるということですから、それはもう100年以上続く流れの中に危機的な状況を迎えているというのが私はそのように思っております。

小さな町ということで、小さな町でもそれは結構だというふうに思います。ただ、最低限町として自治体として機能するためには、医療や教育や、あるいは介護、それらがその地域の中である程度自立する、確保されているという前提がなければ、その住民を安心・安全を守ることも難しいし、住民の幸せを構築していくことが難しいということでもありますから、自治体としての体をなす基本的な環境整備があれば、それは小さくたって構わないことだろうと、そういうふうに思っています。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） かなりさかのぼって答弁されたんですが、つい最近の戦後の歴史の中でもいいんですが、やはりこの高橋先生の新聞で見ますと、地方を破壊といいますが、言葉が悪いんですが、そうしながら中央に、地方が破壊と負担を強いながら中央中央というふうに経済が進んだんではないかと。それによって地方が、農業も商工業もそうなんですが、地方が衰退していったと。それが人口減につながったんではないかという意見もあります。

ですので、私が言いたいのは、いろいろな考え方がありますので、それをもとにしながら、これからどうやって町が具体的な人口減も含めてまちづくりをするのかということを考えなければいけないと思っています。いろいろな意見は意見としてここに置いておきまして、では具体的に町がどういうふうに、創生会議に出されました案に基づいてやっていくのかと。それはもう既に事業が始まっておりますので、26年度のつい最近補正で、戦略策定事業の予算が、これが決まりました。

実際には、やるのは27年度以降になると思うんですが、委託費と500万円委託をして、集約としますか、推計をとると。その後に具体的に、ではどこまで全体の事業費、617万の中で策定事業を行うのかと。委託する分と町の事業分も含め27年度においてこのお金を使って策定するんだろうと思うんですが、その点について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 申しわけないんですが、どういう答弁したらよろしいでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 上士幌町総合戦略策定事業がありますが、その中で、全体の事業が617万なんですけど、委託費が600万、それはシンクタンクによる調査委託をするというふうに説明があったんですが、それも含めて、どんなふうにこの事業を策定するのかということについて質問させていただきました。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今回の総合戦略の目的というのは、一口で言うと、人口減少問題に、自治体がどうそれに手だてを講じていくのかということになるわけですね。ですから、そういった意味では、答弁でも述べておりますけれども、とりあ2020年ですから5年先、5年先の中に上士幌町の人口目標は何人なのかと。何人なのかという背景には、どういう根拠をもって2020年にその人口にするのかということをお求められるということでもありますから、単に抽象的なあるいは印象的なこと、600人にするだとか、4,800

人にするだとか、4,500人にするということではなくて、いろいろな根拠をもって、それなりの人口目標を設定すると。

であれば、そのためにどんな施策が必要なのか。今のままで行ってそういうふうになるのか。あるいは、行政的ないろいろな政策をもって支援をして、雇用を生み出すような支援だとか、あるいは少子化対策のための支援だとか、そのようなことを含めてその目標値に達成をするということになります。

そのための基本的な調査等については、これらは徹底した調査をすべきだというふうに思っております。現状分析を徹底した上で、そこから現状の課題と、それから将来に向けた展望が出てくるだろうというふうに思いますけれども、そこでの特に調査については、シンクタンクのほうにやってもらうのが望ましいだろうというふうに思います。

農業者に対する調査だとか、あるいは商業あるいは建築土木含めて、それ2020年にはどのような雇用状況になっているのか。あるいは生産目標はどういうふうになっているのか、こういったことを知る必要があるだろうと。それから、少子化対策についても現状の子供の関係、国から示された基本的なデータがありますから、それに数字を織り込めばある程度出てくるのがありますけれども、より実態を把握するためには、徹底した調査が必要だというふうに思っております。

特に、調査をいい加減にすると、目標だとかその辺の信憑性が非常に希薄になってくるといえる考え方があります。そういった調査を軸にしながら、もう一つはそのメンバーが、多様なメンバーが入ってきております。今までは産官学という、そういう主張がくみされるわけでありましてけれども、そこにさらには労働者代表だとか住民代表、金融言論含めたそういったメンバーが入って、それらをもとにして、ではどんなことがこの後可能になっていくのか、あるいは施策はどう打っていったらいいのかと、こういうやりとりがシンクタンクの間の中でやりとりされていくだろうというふうに思っております。

そういった意味では、より精度の高い専門性がそこに背景にあって、上士幌町の将来を具体的に決めていきたいと。2020年、5年先のことを、行政は意外とその辺のところについては難しいというか、苦手なところがあって、今回2030年の間にプランすることと、それから実践すること、そしてそれらの評価をしてさらに再構築するというこのP、D、Cそしてアクションと、こういったいわゆる計画から評価、実践、これらを常に繰り返して行って、見直しをしながら自治体の人口減少をどう歯どめをかけるかというところまで求められているということですから、それに町としても対応していきたいというふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） そうしますと、シンクタンクに徹底的に調査してもらいまして答弁にもありましたが、町の総合戦略検討会を設置して、いろいろな町、商工会、いろいろな方々含めてそこで検討すると。それで、事業を決めるということだろうと思うんですが、それを27年度にやったとしまして、実際の事業は5年ですので、実際の事業の展開は28年度以降になるのかなという気もするんですが、そのときに具体的なこの事業なら補助金がつくとつかないとか、一部新聞報道を見ますと、やる気のあるところには出すとか、例えばこういう事業ならいいとかと、いろいろな国のほうの方針があると思うんですが、そこまでは提示されているのか。やる気の問題じゃなくて、具体的なこういう事業ならいいとか。

私が何を言いたいかといいますと、国が提示されている事業に乗るのもそれは大事なんですが、本当にみんなで作った事業の中で、必要な事業だったら乗るのも構わないんですが、事業があるから乗るのではなくて、本当にみんなが000人弱の人口がいまですけども、全員とは言いませんが、多くの方の総意でもってつくった事業で必要な事業があって、国のほうの示す事業に乗れるんだったらいいんですが、逆転すると、国が決めた事業に乗るために、町が逆に行くんじゃないかという私は心配もしていますが、その点について、メニュー等についてはあらかじめある程度わかるのかどうか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今回の総合戦略は、人口減少問題にどう自治体が立ち向かうかということですね。そのためにその自治体としての政策を立てるということですから、上土幌町にとって人口減少に歯どめをかけるためにこういった施策が必要だということを、徹底してそのことについてはやっていくということになるだろうと思います。

例えば、この地域特性から言うと、この町の基幹産業は農業でありますから、先ほど来話あったように、農業に対する雇用が十分満たされていないということになれば、その雇用を満たすためにどういう政策を打っていくかということが当然出てくるわけですからそれが国のメニューにあるかどうかというのは、それは関係ない話です。

というのも、国も含めてこの人口減少問題に対してどう対応するかというのが、今回決定的に今までの地方創生やあるいは日本列島改造と違うのはそこだと思うんですが、これまでも地方のためにいろいろなインフラ整備だとかいろいろやってきましたけれども、結果的には中央に人は流れていったという事実がありますね。戦後も含めてそういう事実があります。

今回、僕は多少違うというふうに思っているのは、この一極集中を政府としても改めなければならないと。今、首都圏に対し10万人の人口が流入しているということですから、これを2020年までにゼロにするということですね。もう一つは、雇用についても30万人の雇用を生むということだとか、あるいは農業関係で言うと六次産業化を含めて5万人の農業関係での雇用を生むということを出しております。

したがって、町としてはそういうことを、今までは町がいろいろな意味でアクションを起こして、人口問題、人口をふやそうと思ってもなかなかそうはいかなかった。というのは、首都圏なり政府のほうがあっちを向いていたというふうに僕は思っているんですね。自治体のほうの一方的なアプローチがあったと。

しかし、今回は国も相当危機感を持っているということですから、町は町として、今までのまちづくりをしっかり進めていくということだというふうに考えております。その結果が人口がふえるとすれば、それは交付金制度に乗れるのか、乗れないこともあるかもわかりませんが、この町にとって人口問題をどう解消するかというのが一番の大きな課題、そこに集中していくということ。

それと、計画の策定が27年度に終わるか28年度に事業がということがありますがけれども、もう既に町としてはこれまでも少子化対策だとかいろいろなことを取り組んできているんですね。先ほど来の住宅の問題もそうでありますけれども、そういったことについては今すべきことは、直ちに手を打っていく必要があるだろうというふうに思います。それは、今地方創生の側から戦略をつくりなさいということではなくて、町としては既にそういったたぐいのことはこれまでもやってきているということなんで、それはある意味では、町としては追い風と受けて、早めに計画段階でも必要なものはどんどん施策として打っていききたいと。

総合戦略が形をつくるのが総合戦略でなくて、実効度を上げるかが総合戦略の目的でありますから、4年間なり、ことしから含めて5年しかありません。5年の間にまた1年待っていたら4年しかありませんから、今から打てる手はどんどん打って行って、雇用のミスマッチだとか、あるいは住宅がないということに対する、そのことによってここに人が住めないというような課題があるとすれば、これはもう見えている課題でありますから、直ちに計画策定の会議の中で、その方向は打ち出すべきだという意見をもらえば、手は打っていききたいなというふうに思います。

したがって、定例会は6月、9月とありますけれども、その必要に応じて施策は速やかに打っていくことが大事だなと、そういう思いでいます。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。



○8番（山本和子議員） その点では町長と、今聞きながら同じだろうと思って、今確認させてもらいました。要するに、既に取り組んでいる事業もあるし、速やかに事業もやっていると。その中で、みんなで考えた事業について、国がもしその事業に乗る事業があれば乗っていくということで、確認させてもらいました。

とかく国は計画をつくれつくれと言うけど、つくったはいいけど、何となく今までのことを言いますと、国の事業に乗るものを誘導させておいて、結果的には町民に本当に必要だったんだろうかという事業も、結構なかったとは言えないと思うんですよ。その点しっかり町の、町長含め職員含め、町内の団体含めて、きちんと見るものを見て、大事なものを計画すると。それは既にやってきたし、これからも今年度、来年度かけてやるというふうに確認させてもらいました。

あと、この事業はなかなか町民にも私にも、なかなか見えてこないんですよ。国がいきなり補正予算を組んで、創生事業だ、ああだこうだと言って、臨時で交付金をつくって決めても、町の職員も多分、急いで精査しながらやっていると思うんですよ。その点本当に、急ぎながらじっくりというのは変ですが、そういう事業なのかなと思って、私も勉強しながら質問していますので、来年度以降も何かあれば質問させてもらいます。

この項目の最後なんですけど、多分、町長は一生懸命、納税金含めて、いろいろなまちづくり含めて、少子化含めて一生懸命やってらっしゃいますので、町民の方々が多分、町としてはすごくテレビにも出るけど、すごいなと思うけど、自分とのかかわりでなかなか実感できない方が多いんじゃないかという、私はそういう感想も持ちます。

そして、それはものの考え方はそれぞれ違いますので、一人一人が本当に大事にされ自分の声が反映されていると思うまちづくり、これが本当の生きたまちづくりなのかなと。そのときに、結果的に人口はふえれば一番いいんですが、減ることもそれはあり得ますけど、そういうまちづくりをすると本当に生き残るといいますか、そういうまちづくりが大事ではないかというふうに私は考えて、この最後の質問にさせてもらいました答弁お願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 人口問題はかなり高いハードルなんですね。今の状況で、亡くなる人と生まれる人がプラスマイナスゼロであっても、夫婦当たり2.007人平均で生まれていなければ、人口は維持できないということでもあります。

なおかつ、今町内の状況を見ても、年間に亡くなる方は、ことしは承知のとおり1月から随分多いなと思っていても60人前後であります。生まれる子供たちが40人くらいということですから、そこでの自然の増減だけでは20人のギャップがある

と。このギャップはそう簡単に埋まるようなものではないですね。

なおかつ、社会的な人口の動態ですね。会社がなくなって移動したとか、転勤して移動しちゃったとか、いろいろなそういったことも含め、それもまたなかなか厳しい状況であるということですから、人口を維持するということは相当大変なことだと、そう思っております。

ただ、つらくてもそこに目を向けなければ、そこに取組まなければ、やっぱり町は元気がなくなってくるんだというふうに思っております。その前提としては、ふえても減っても、減らないようにどうするかということですが、そのためにも、そこに住んでいる人方が、この町に住んでいていいなと、こう実感がなければ、よそからも人は来ることはできないだろうというふうに考えておりますから、このアクションとしてはいろいろな企業の誘致だとか、あるいは人の受け入れだとか、いろいろなアクションはするけれども、その前提としては、この町の医療や福祉やあるいは子育て、教育、こういった雇用も含めて産業も含めてですけれども、こういったものがこの町にしっかり根づいていなければ、どんなに頑張ったってそう簡単に人口減少をとめることはできないということでもありますので、その、この町のところが住んでいていいな、あるいは町民の皆さん方が誇りを持てると。

誇りを持つ、あるいは住んでいていいなと思うのが、その前の前提としては、今お話しさせていただいたように、それぞれの具体的な施策がいろいろありますけれども、それらがしっかりなされているということが大事だというふうに思います。これは内々、その辺はしっかりやっていかなきゃならんということだというふうに思いますが、そのやった上でいろいろと攻めが片方では出てくるものだというような考え方で、住民に対する理解の問題だとかありますけれども、そういう住民が安心して、そしてまた豊かな実感を持てるようなまちづくりを進めることが大事だということです。それは多分町民からも理解されていくんだろうというふうに思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 町民が住んでよかったなと。それから、誇りを持つまちづくりをまず基本にしながら、それでもって人口増につながればいいという、それは私も同じ意見ですので、そういうふうにまちづくり、一緒にといたら変ですが、私もすぐに進めていきたいと思っておりますので、これからもよろしく願いたします。

農業問題なんですけど、TPPに関する情報、きのうの勝毎にそれが、どこまで情報が合っているかわかりませんが、きょうの道新にもそれについては書いていなかったんですけど、5月下旬にも閣僚会議のTPP12カ国の閣僚会議を開く日程が浮上したとい

う、浮上しただけですので、それはわかりません。そういうこともありますし、そうすると、その前に日米が合意しないとだめだと。それで多分、日米協議が多分頻繁に行われているのではないかという私は想像します。

そういう点については、多分答弁の中にもありましたが、これは十勝のほうの前回つくった資料をずっと持っているんですが、あと、これ24年度ですか、町がつくったニュースで、きょうの数字を入れさせてもらう、これは23年度ですので、23年度は影響額が上士幌町で92億円と。きょうは24年度分を試算をしましたら05億円と。多分、25年度試算したら、多分総収量にかかわりますので、もっと多いのかわかりませんが、90億から100億円の損害になるということがきょう話されました。

こういうことが、私何で今回質問したかといいますと、農業関係者や町の役場の担当者もそうなんですが、そういう状況は日々わかっていると思うんですが、一般的にこれは農業関係者だけでなく、一般的な町民それから商工含めて家庭の水準まで影響しますので、もっともっと町民にアピールする形で、町全体でこの問題を考えていく姿勢が必要かと思います。

それで、これは前回全戸配布された資料なんですが、何らかの形で町民にもアピールする、集会等を開けないのかと。町村長会議の決議も私見させてもらって、それをやっていますし、全道集会も開かれているというようなこともあります。それぞれについて、対策協議会含めてそういうことをできないのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 運動論ですから、1人で解決するというではありませんので、やっぱり総合的な戦い方というのが必要になってくるだろうというふうに思います。そのためにも、十勝管内でも消費者団体から産業団体、商工、もちろん農業関係者、行政含めて、すべからくその会に参加をして、取り組みをしてきているということでもあります。

ただ、25年度の当時の勢いからすると、運動の展開についても目立った状況はないなというのも現実的な印象を受けております。町内的には同盟、それから農協、町含めて大きな農業を取り巻く団体が中心になって対策会議を設置をしております。ここで表に出てこない、小さなといいますか、いわゆる要望書の提出だとかあるいは手書きの手紙の提出だとか署名、それらも含めてやってきてはおります。

当面对策会議のほうとしては、18日、同盟を中心にした集まりではないと思いますけれども、そこでの対策会議、それか22日には札幌のほうでも会議が開催されるということでもありますので、それらに合わせて連動して、町としても必要であれば派遣等をしたいと思いますが、ただ、日曜日の夜ということなものですから、どのくらい

できるかわかりません。

今あった、町内的にとという話ありましたが、これについては、町だけで決める話ではありませんので、三者で幹事会といいますか、事務レベルの会合がありますから、そのような中でも検討してもらおうように提起をしないと、そういうふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） もともと今の政府与党もこれには反対だったはずなんですが、交渉に入ったと。具体的に交渉が妥結しそうなければ、撤退しなきゃいけないのに撤退しないというふうに、何かちょっと予想に反する動きが今動いていますけど、それでもやっぱり十勝が一番中心になって、十勝それから北海道、全国というふうに広がってアメリカとの約束をさせないふうに運動はそうしているんだろうと。

私は自分が直接かかわっている団体でありませんので、かかわっている方々はそう思っていると思います。ただ、私も含めて思うんですが、私は実家が米つくっていますけど、世界的に1ヘクタール未満の方が90%以上の方が世界的に農家がいると。5ヘクタールの方が70%以上いると。その農家が世界の食料を支えているんだという話をこの間の北大の大田原先生の話を知りました。

日本はそういう意味では、本当に世界から絶賛されるような農業をやっているのに、安倍総理は逆行していると。それは世界から非難されているんだという話を聞いたときに、日本の中にいるとなかなかそれが見えなくて、日本の農業はこんなに素晴らしいんだと。ちっちゃくても、うちの実家は 何ぼしかないんですが、そういう農家がたくさんあって支えているんだと。それは必要なんだということを、逆に私は励まされています。

それが北海道にいるとなかなか、規模拡大で大きい農家がいいんじゃないかみたいなふうに思っちゃうんですが、そうじゃなくて、やっぱり世界的にも日本の農業は素晴らしいと。守らなきゃいけないという、やっぱりそういう思いの普及ですか、それも含めて必要なのかなと思っています。これは答弁いいですので。

あと、次に、農協改革の問題なんですが、これは私当事者でありませんので、なかなか詳しいことまでは質問はできませんが、農協改革もTPPの一環だろうというふうにマスコミも言っていますので、TPPに一番反対している全農組織を含めて、そこを弱体化させるという狙いがあるんじゃないかということがありますので、その点含めて、町独自でこれがいけないということにはならないんですが、農協としっかりと情報交換しながら、農協をしっかり守ると、それから組合を守り、それが最終的には農家の方々を守り、農業を守るというふうになると思うんですが、その点について、ちょっと動きが

見えないので、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 農協協同組合ということでありまして、基本的には営利を目的としない。農業者のためにある農協だということでもあります。そういう精神のもとで、戦後人員制度、コサック制度から解放されたということでもありますので、その理念はすばらしいことでもありますし、それに基づいた農業あるいは農業経営をなされるべきだと、そう思います。

それに逸脱するようなことであれば、それは決していい改革というふうには言えないだろうと思います。改革は多分どの時代にも改革をしていかなければならないというのは、これは世の常であろうと思いますけれども、しかしそういう立法の精神をしっかりと踏まえた上で、今回の改正がなされているのかどうかということでもあります。そういった意味では、さまざまな論調があるのも事実でございます。今お話しされたようなことも、私も見聞きしております。

そういった意味で、農協法人、それはそれで自立した人格のある法人でありますのでそれが本町の農家にとってプラスになるのかマイナスになるのか、これらは農協を指導団体として情報も含めて、的確に認識しているというふうに思っております。そういった意味でも情報交換をしっかりと含めてしながら、じゃ、行政でこのようなことを対応してほしいというようなことがあれば、そこは相談に応じてお互いにこの問題についても対処していくということであると思います。農協を差し置いて町がどうこうするというのは僭越な話でないだろうかなと、そう思います。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 農協の問題でもあり町の問題でもあると思うんですが、それはきちんと情報公開しながら一緒に運動を進めると。私、基本論しかちょっと言えないんですけども、やっぱり農協の中にもいろいろ問題点があるだろうというふうに、私わかりませんが。いろいろな改革の案がいろいろ出ているらしいと。そのときに、最終的にその組織が決める問題であって、上から政府が押しつけてこうなさいという問題ではないだろうと、私は思っています。

上士幌農協もそうなんですが、個々の農協がいろいろ決めてやっているだろうと思うんですよ。全農が全て決めているわけでは、全農会、上のほうが決めているわけではありませんので、個々の農協が大事にされて決めてやっているんだらうと思うんですよ。

それを大事にしながら、農協の組織があって、もし問題点があれば農協の組織がみずから改革をします。そういう問題だろうと。それは農協の問題だけじゃなくて、いろい

ろな問題に多分波及するんだらうと思うんですよ。国が全部決めておろしてくると。国が全部従わせるというふうになってしまうので、農協だけの問題ではなくて、今の政府のやり方の問題もあると思います。そういう点について、農協できちんとスクラムを組んで、農協にとって農家の方々、組合にとって広がれば、全町民にかかわる問題ですので、その点についてしっかりと情報交換しながら進めてほしいと思います。質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 そういう前提で、農協とも情報交換をしていきたいと思います。いずれにしても、本町は農業を基盤として町でありますから、農地をしっかりと守って、農業生産が持続的にこの町の将来の産業の中心になっていくというところは、しっかりと守っていく必要があるだろうと、このように思います。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、8番、山本和子議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(午後 1時53分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時53分)

---

#### ◎散会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議を終わります。

明日からは休会とし、本会議の再開は3~~20~~日金曜日、午前10時でありますのでご承知願います。

本日はこれにて散会といたします。

(午後 1時54分)

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

3 月 20 日



平成 27 年 第 1 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招集年月日	平成 27 年 3 月 3 日									
招集の場所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開会・閉会 日時及び宣告	開 議	平成27年 3月20日 午前10時00分					議 長	杉 山 幸 昭		
	閉 会	平成27年 3月20日 午前11時31分					議 長	杉 山 幸 昭		
応（不応）招議員並び に 出席及び欠席議員  出 席 11名 欠 席 0名 欠 員 一名  ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 △公 公務欠席 遅 遅 刻 早 早 退	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
	1	伊 東 久 子	○	7	角 田 久 和	○				
	2	堂 畑 義 雄	○	8	山 本 和 子	○				
	3	山 本 弘 一	○	9	山 本 裕 吾	○				
	4	中 村 保 嗣	○	10	中 島 卓 蔵	○				
	5	渡 部 信 一	○	11	杉 山 幸 昭	○				
	6	佐々木 守	○							
会議録署名議員	2番 堂 畑 義 雄 議 員				10番 中 島 卓 蔵 議 員					
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	議会事務局長	齊 藤 明 宏			議会事務局主査	櫻 井 淳 史				
地方自治法第121条 の規定により説明のた め出席した者の職氏名	町 長	竹 中 貢			建設課長	尾 形 昌 彦				
	副 町 長	千 葉 与 四 郎			子育て推進室長	並 木 学				
	会 計 管 理 者	綿 貫 光 義			教育委員会教育長	馬 場 久 男				
	総 務 課 長	高 嶋 幸 雄			教育委員会教育委員長	西 田 英 豊				
	企 画 財 政 課 長	早 坂 清 光			教育委員会教育次長	石 王 良 郎				
	町 民 課 長	(会計管理者兼務)			農業委員会会長	早 坂 晴 雄				
	保 健 福 祉 課 長	野 中 美 尾			農業委員会事務局長	馬 場 俊 之				
	保 育 課 長	高 橋 智			代表監査委員	新 田 勝 幸				
	農 林 課 長	松 岡 秀 行								

	商工観光課長	柚原幸二		
--	--------	------	--	--

平成27年第1回上士幌町議会定例

議事日程(第3号)

平成27年3月20日(金曜日)

- 日程第1 議案第7号 (総務文教厚生常任委員会審査報告)  
上士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第2 議案第8号 (総務文教厚生常任委員会審査報告)  
上士幌町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第24号 (予算審査特別委員会審査報告)  
平成27年度上士幌町一般会計予算
- 日程第4 議案第25号 (予算審査特別委員会審査報告)  
平成27年度上士幌町国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第26号 (予算審査特別委員会審査報告)  
平成27年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第27号 (予算審査特別委員会審査報告)  
平成27年度上士幌町介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第28号 (予算審査特別委員会審査報告)  
平成27年度上士幌町水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第29号 (予算審査特別委員会審査報告)  
平成27年度上士幌町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第10 議案第30号 上士幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第31号 平成26年度上士幌町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第12 議案第32号 平成26年度上士幌町介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第13 監報告第1号 例月出納検査報告について
- 日程第14 監報告第2号 定期監査報告について

日程第15 閉会中の継続調査の申出について

---

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。  
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

---

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員長より、本日の議事運営について発言を求めます。  
議会運営委員長、渡部信一議員。

○議会運営委員長（渡部信一議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、3月7日に委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されましたことについて、ご報告申し上げます。

1点目は、日程第1、議案第7号から日程第2、議案第8号については2件を一括して報告を受け質疑、その後に議案ごとに討論、採決を行いますので、ご承知願います。

2点目は、日程第3、議案第4号から日程第8、議案第29号までの平成27年度各会計予算案は一括報告とし、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

なお、議案第24号、議案第27号を除く4特別会計については、特別委員会での討論がなかったことから討論を省略することとします。

3点目は、日程第8、議案第9号が終わりましたら、全員協議会を開催いたしますので、ご承知おき願います。

4点目は、日程第1、議案第31号から日程第12、議案第32号までの平成26年度上土幌町一般会計補正予算（第0号）及び平成26年度上土幌町介護保険特別会計補正予算（第5号）についての2案を一括上程及び質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うこととします。

5点目は、日程第3から日程第14までの監報告第1号から監報告第2号の2案については一括報告することとします。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

---

◎議案第7号及び議案第8号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） これより、総務文教厚生常任委員会審査報告を行います。

日程第1、議案第7号上士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、日程第2、議案第8号上士幌町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について、以上2案を一括して議題といたします。

2案について、総務文教厚生常任委員長から報告を求めます。

総務文教厚生常任委員長、山本裕吾議員。

○総務文教厚生常任委員長（山本裕吾議員）総務文教常任委員会より付託事件審査報告を行います。

本委員会に付託されました事件については、慎重審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、上士幌町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査事項、議案第7号上士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、議案第8号上士幌町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について、以上2件について、平成27年3月3日付託。

2、審査年月日、平成27年3月10日、計1回であります。

3、審査場所、委員会室。

4、説明員、竹中町長、千葉副町長、野中保健福祉課長、弦巻主幹、塩澤主査。

5、審査結果、当委員会は、議案第7号、議案第8号、以上2件の審査に当たり、町長、副町長、担当課長、主幹、主査の出席を求め、質疑聴取による審査の結果2件全て全会一致をもって原案可決すべきものと決定したことをご報告いたします。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 委員長の報告が終わりましたので、これより2案を一括して委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） 1点だけ。委員会に付託されて十分ご審議をいただいたというふうに思うので、お聞きをしたいというふうに思いますが、議案第8号の中に包括支援センターに関する職員の規定というのがあります。ここで、保健師その他これに準ずる者、あるいは2として社会福祉士その他これに準ずる者というふうにあります。保健師であればはっきり資格、身分、そういうものはわかりますけれども、これに準ずる者というのはどういうふうに理解を委員会ではされて、きょうの報告になったのか、

この際お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 委員長。

○総務文教厚生常任委員長（山本裕吾議員）この3月3日の審査当日、審議は担当者のほうから説明がございましたが、さらに過日294日の総務文教常任委員会において初期的な説明がございました。したがって、3月3日のこの審査段階におきましては、それに付随してのと申しますか、補助的な説明があつて、中身におきましては、質疑、討論等はございませんでした。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 委員長、準じるものという説明はあつたかと。準じるものとはどういう方かとお聞きしています。

暫時休憩します。

（午前10時08分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 山本委員長。

○総務文教厚生常任委員長（山本裕吾議員）先ほどの佐々木議員のご質問でございますけれども、先ほど冒頭にも申し上げましたとおり、そういう質疑がございませんでした。

○議長（杉山幸昭議長） 佐々木議員、いいですか。

○6番（佐々木 守議員） しょうがないでしょう。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第7号に対する討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これをもって議案第7号に対する討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

議案第7号について委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これをもって議案第8号に対する討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

議案第8号について委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第24号から議案第29号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 次に、予算審査特別委員会審査報告を行います。

日程第3、議案第24号平成27年度上土幌町一般会計予算、日程第4、議案第25号平成27年度上土幌町国民健康保険特別会計予算、日程第5、議案第26号平成27年度上土幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議案第27号平成27年度上土幌町介護保険特別会計予算、日程第7、議案第28号平成27年度上土幌町水道事業特別会計予算、日程第8、議案第29号平成27年度上土幌町公共下水道事業特別会計予算、以上6案を一括して議題といたします。

6案について、予算審査特別委員会の審査報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、中村保嗣議員。

○予算審査特別委員会委員長(中村保嗣議員) 予算審査特別委員会より、本委員会に付託されました事件については、慎重審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、上土幌町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。



審査事項は、平成27年3月3日に付託されました議案第4号平成27年度上士幌町一般会計予算、議案第5号平成27年度上士幌町国民健康保険特別会計予算、議案第26号平成27年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算、議案第~~27~~号平成27年度上士幌町介護保険特別会計予算、議案第~~28~~号平成27年度上士幌町水道事業特別会計予算、議案第29号平成27年度上士幌町公共下水道事業特別会計予算であります。

審査年月日は、平成27年3月5日、6日、9日の計3回であります。

審査場所は、議場で行いました。

説明員に、竹中町長、千葉副町長、馬場教育長、各課部局長、主幹及び担当主査等の出席をいただきました。

審査結果ですが、議案第4号から議案第29号までの平成27年度上士幌町一般会計予算及び5特別会計予算案は、今定例会の3月3日に提案されました。

この予算案の審査に当たり、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会が設置され、審査を行ってきたところであります。

本特別委員会の運営に際し、委員並びに町理事者を初め各課部局長、主幹及び担当主査等の方々にご協力をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

当特別委員会は、慎重審査の結果、お手元に配付のとおり議案第24号から議案第29号までの6案は全て原案可決すべきものと決定したところであります。

各議案審査の質疑の内容については、議長を除く議員全員が特別委員会の委員でありますので、省略させていただきます。

議案第24号平成27年度一般会計予算と議案第7号平成27年度介護保険特別会計については、質疑終結後、討論があり、起立採決の結果、起立多数で原案可決すべきものと決定いたしました。

その他の議案第25号から議案第29号までの4特別会計については、討論がありませんでしたので、簡易表決をもって全会一致により原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会に付託されました議案審査の経過と結果の報告を申し上げます、予算審査特別委員会報告を終わります。

**○議長（杉山幸昭議長）** 委員長の報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員で構成されております。したがって委員長報告に対する質疑は、議会運用例第96条の5の規定によりこれを省略いたします。

また、議案第24号、議案第27号を除く議案第25号から議案第29号までの4特別会計予算案の討論についても、議会運用例~~第96~~条第3項の規定によりこれを省略い

たします。

これより、各会計の予算案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第24号平成27年度上士幌町一般会計予算の討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に、議案第24号に対する反対の討論を行います。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 議案第24号平成27年度上士幌町一般会計予算案についての反対討論を行います。

平成26年4月の消費税引き上げで全国的に経済は落ち込み、また、ことしになり物価の値上げが続いております。年金は下がる一方で町民の暮らしはますます厳しくなっています。このような中、町民の生活を守る立場に立ちきれていないと判断し、反対いたします。

1、まちづくりと財政の問題。

平成26年度は国からの交付税等が約3億円減らされ、夢基金を除くと基金はそんなにふえておりません。こういう中、上士幌町はふるさと納税金で全国的にも注目を浴び財政を潤してくれていますが、町民への還元について実感のない方も多いのではないかと思います。

平成27年度は保育料の無料化、引き下げ、子ども医療費の高校までの拡大など、少子化対策が進む予定となっています。これは、夢基金を活用しての施策ですので、その分一般財源を福祉だけでなく、多方面に活用できると思います。その新たな政策がほとんどないと判断いたします。

2番目、社会保障税番号制システム整備について。

町民へのメリットはほとんどなく、むしろ個人情報が増えるのではと心配されます。行く行くは社会保障の削減につながるシステムです。この予算が入っているため反対いたします。

3点目、平和の問題。

安倍政権は秘密保護法や集団的自衛権の強行に始まり、ますます軍備増強に走っています。平成27年度国の予算は、軍事費は過去最高の49兆800億円。また、国連の決議がなくても自衛隊を派遣できる後方支援恒久法を制定しようとしています。さらに、9条改正を含め、憲法改正案を国会に提案する意向も示しています。このような中、災害救助ではなく、戦争に向かう自衛隊、その協力をすることになる自衛隊協力会への補

助金を含めているために反対いたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、議案第 24 号に対する賛成の討論を行います。

6 番、佐々木議員。

○6 番（佐々木 守議員） 私は、平成 27 年度一般会計に対する賛成討論をいたします。

地方交付税が減額傾向にある厳しい中、予想を超えるふるさと納税の寄附金なども含め、第 5 期総合計画に従って提案された 1 億 2,610 万円の平成 27 年度一般会計予算は少子高齢化への対応施策として、子育て、教育、医療、介護、福祉、さらには住環境整備に向けた施策など必要な施策が予算化されており、適正であると評価をするところでもあります。

また、農林、商工関連の予算も農業の生産基盤整備の予算を初め、畜産、畑作とも要望に応える施策が含まれており、予算化されており、評価をするところでもあります。

また、予算総括質疑において取り上げました T P P 反対に向けた取り組みや農協改革化の対応について、さらには雇用対策への取り組みについても前向きな答弁をいただいたと理解をしたところでもあります。

教育委員会に求めた戦後 70 年を 1 つの節目とした平和への取り組みについても、今後検討するとの前向きな答弁をいただきました。年度内の検討と対応をぜひよろしくお願いをいたします。

予算は、どのように執行するかが実は行政の最も重要なところだと考えています。予算執行に当たっては、町民の目線に立って、十分な住民理解を得、声なき声もあることを踏まえ、内部的には過剰業務にならないように十分留意をして、町民のための予算執行をぜひお願いをいたします。

以上、平成 27 年度一般会計予算に対する賛成の討論とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、反対の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、賛成の討論を行います。討論ありますか。

7 番、角田久和議員。

○7 番（角田久和議員） 私は、平成 27 年度一般会計予算に対して各項目がバランスがとれており、賛成いたすものであります。

ただし、予算の執行に当たっては、竹中町長に全て白紙委任をしているわけではございませんので、予算執行に当たっては、町民の意見を留意して執行していただくようお願いいたします。

また、2年前竹中町長は謙虚に周囲の意見を聞くことを発言されています。このことを大切にして、平成27年度予算の執行をお願いいたします。

以上、平成27年度一般会計予算に対する賛成討論といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、反対の討論を行います。ありますか、討論。  
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、賛成の討論を行います。討論ありますか。  
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論ありませんか。  
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論がありませんので、これをもって議案第号に対する討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案について委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長） 起立多数であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成27年度上士幌町国民健康保険特別会計予算の採決を行います。

議案第25号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成27年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算の採決を行います。

議案第26号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成27年度上士幌町介護保険特別会計予算の討論を行います。  
討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に、議案第27号に対する反対の討論を行います。

8番、山本和子議員。

○8番(山本和子議員) 議案第27号平成27年度上士幌町介護保険特別会計についての反対討論を行います。

今議会におきまして条例改正しました保険料引き上げ分を含むため、反対いたします。

反対の理由につきましては、条例改正時に行っておりますので、この場では省略いたします。

以上、反対討論といたします。

○議長(杉山幸昭議長) 次に、議案第27号に対する賛成の討論を行います。討論ありますか。

1番、伊東久子議員。

○1番(伊東久子議員) 平成27年度上士幌町介護保険特別会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

上士幌町の高齢化率34%を超えました。第6期介護保険料は適正に計算されたと判断をいたします。

27年度からは地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能居宅介護、上士幌クリニックに併設される老健施設が稼働されます。町民にとってはサービスが充実され、安心して生活ができるようになりました。基金4000万円を繰り入れ、町民負担を減らす工夫もされています。十勝管内の介護保険料を見ても、上士幌町は低いほうから7番目になっております。利用者負担は7%の引き下げになりました。現介護保険料でサービスを受けている方の利用料はわずかですが下がります。

以上のことから賛成といたします。

○議長(杉山幸昭議長) 次に、反対の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 次に、賛成の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論がありませんので、これをもって議案第 27 号に対する討論を終結いたします。

これより議案第 27 号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案について委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおりとする決定に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長） 起立多数であります。

よって、議案第 27 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号平成 27 年度上土幌町水道事業特別会計予算の採決を行います。

議案第 28 号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号平成 27 年度上土幌町公共下水道事業特別会計予算の採決を行います。

議案第 29 号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、委員会室にお集まり願います。

（午前 10 時 34 分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

---

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第9、同意第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに町長から提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○竹中 貢町長 ただいま上程されました同意第1号監査委員の選任について、提案理由と内容をご説明申し上げます。

識見を有する者のうちから選任の監査委員であります新田勝幸氏が平成29年5月6日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を後任委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、河東郡上士幌町字上士幌141番地42。

氏名、新田勝幸。

生年月日、昭和19年2月8日であります。

以上、同意第1号監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので、質疑及び討論については議会運用例第105条の2の規定によりこれを省略いたします。

これより直ちに同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号は原案に同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時41分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時43分)

---

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第10、議案第30号上士幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

野中保健福祉課長。

○野中美尾保健福祉課長 ただいま上程されました議案第0号上士幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は第7編民生第1章社会福祉をご参照願います。

三愛介護サービス事業につきましては、第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しとあわせまして、上士幌町三愛計画策定委員会でご審議いただき、本年2月18日に策定委員長から町長に答申をいただいたところであります。

三愛介護サービス事業は、介護保険制度の上で介護認定に至らない場合や認定になっても上乗せでサービスが必要な高齢者等や介護保険にないサービス事業を実施することで、援護を必要とする方々に総合的な保健福祉の向上に資することを目的に町単独事業として実施しているものであります。

今回改正の主な理由は、平成7年度介護報酬単位の改定に伴うもので、本条例第6条の規定により、利用料の設定については介護保険法で定める報酬単位数等を参酌して定めることとしていることから、ショートステイ事業、ホームヘルプ事業及び入浴サービス事業について改正を行うものであります。

別紙、議案第30号関係新旧対照表によりご説明申し上げます。

別表（第3条関係）の各事業の改正箇所につきましては、下線部分で示してあります。

1のショートステイ事業についてでございますが、今回改正となりました介護報酬単位数の要支援1を適用し、事業単価は990円から4,730円に減額改正するものです。利用者負担額につきましては、介護サービス報酬分のほかに滞在費と食費分を含んでおりますが、滞在費が50円の同額改定となったことから利用費負担額合計では90円を2,220円に改正するものであります。

次に、ホームヘルプ事業につきましては、介護報酬単位数が改正され、事業単価を750円と減額改正するものです。また、利用者負担額50円の1割の75円となるところですが、10円未満切り捨てのため従来どおりの70円に変更はありません。

次に、入浴サービス事業につきましては、今回改定となりました介護報酬単位数の要介護1を適用し、事業単価は8,330円から8,340円に、利用者負担額は1割834円となりますが、10円未満切り捨てのため従来どおりの830円に変更はありません。



なお、従来は要介護認定者のみを対象としておりますが、今回要支援者も対象とするよう拡大いたします。

給食サービス事業、通院サービス事業の事業単価及び利用者負担額の改正はありませんので従来どおりであります。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、上士幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正する条例の制定についてその提案理由と内容についてご説明いたしました。ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第 30 号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 31 号及び議案第 32 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第 11、議案第 31 号平成 26 年度上士幌町一般会計補正予算（第 10 号）、日程第 12、議案第 32 号平成 26 年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）、以上 2 案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 ただいま上程されました議案第 31 号並びに議案第 32 号の平成 26 年度一般会計補正予算並びに介護保険特別会計補正予算の内容について、ご説明を

申し上げます。

このたびの補正総額は3億303万5,000円の追加補正となっており、補正後における全会計の予算総額を100億2,532万4,000円とするものでございます。

それでは、議案第31号一般会計補正予算（第10号）についてご説明をいたします。  
1ページをお開きください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,003万5,000円を追加し、総額を82億7,494万9,000円とするものでございます。

追加補正の主なものといたしましては、移住・定住促進情報発信事業5万円、総合戦略策定事業612万5,000円、財政調整基金積立金1,900万円、ふるさと納税・子育て少子化夢基金積立金2億,000万円、プレミアム商品券発行事業704万1,000円、インバウンド観光等推進事業6万1,000円、町道等除排雪対策事業1,000万円でございます。

第2条では、繰越明許費について、3ページ第2表のとおり補正をいたします。

繰越明許費の事業については、今回追加補正をいたします地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金事業並びに生涯学習センターの実施設計に係る費用等を計上してございます。事業を年度内に完了することが困難でありますことから、翌年度に繰り越して執行するものでございます。

次に、議案第32号平成26年度介護保険特別会計補正予算（第5号）について、ご説明をいたします。

11ページをお開きください。

第1条では、繰越明許費につきまして12ページ第1表のとおり補正するものでございます。

繰越明許費の事業につきましては、介護保険制度の改正に伴うシステム改修でございます。事業を年度内に完了することが困難でありますことから、翌年度に繰り越して執行するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。

なお、一般会計補正予算の第1条の第2項補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページ第1表のとおりであります。

また、事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計並びに介護保険特別会計の補正予算につきましてご提案を申し上げます。よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第31号並びに議

案第 32 号を一括して質疑を行います。質疑はありますか。

9 番、山本裕吾議員。

○9 番（山本裕吾議員） 9 ページの観光費の件でございますけれども、この記載のとおり国の交付金ということで制度基準があらうかと思いますが、このインバウンド事業に関連して、観光事業の推進に当たって、本町はどういう面で、本町は3つ目の課題で町長の指針で観光ということになっておりますけれども、本町独自のこの交付金に対しての独自の施策とはどんなことをやっているのでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長） 山本裕吾議員、ちょっと聞き取れませんが、もう一度大きめの声でマイクを寄せて。

○9 番（山本裕吾議員） 国の交付金に対する基準というのはあると思うんですけれどもこのインバウンド事業に対して、いわゆる内容と、うちが観光の町で町長の課題として3つ目の課題で頑張っているんで、その内容、独自性というのはどんなことになっているのかお尋ねします。

○議長（杉山幸昭議長） 柚原商工観光課長。

○柚原幸二商工観光課長 このインバウンド観光推進事業なんですけれども、国のほうのいわゆる先行型の事業として本町独自で事業を実施するということで、通常の本国内の観光推進の事業は従来どおり今もやるんですけれども、特に最近ここ数年間外国人、特に中国を含めた東南アジア系統が大多数来るようになってきておまして、北海道全体でも多いんですけれども、上士幌町でもここ二、三年見ますと、糠平の地域だけの一部の旅館なんですけれども、平成 24 年度で外国人 52 人ほどだったんですけれども、25 年度で554 人、26 年度で上期だけで11 人と大幅に伸びてきておまして、そういった部分の外国人等に対する観光案内、特に外国語表記とか、例えばレストランとか宿泊所のメニュー表だとか、宿泊する部屋の案内だとか、そういった分を日本語だけじゃなく中国語だとか英語、台湾とか、そういう国の外国語表記してなるべく優しい案内をしていくというようなことを考えておまして、それとあわせて今携帯というのが世界中で使える状態になってきているんですけれども、特にWi-Fi という公衆無線LAN、無料のLAN というのがあるんですけれども、その整備も今後図っていったら、外国の方も、日本の方も使えるんですけれども、外国の方も含めて使えるようなシステムにするとか、あと自然館に今ビジターセンターと町の博物資料館があるんですけれども、鉄道資料館もそうなんですけれども、そういったところも、ビジターセンターのほう側は外国表記4カ国語つくって表記してあるんですけれども、鉄道資料館も博物資料館もあわせて4カ国語の表記をして、海外から来る来場者に対するおもてなしをす

るといようなことを主に考えておまして、あとパンフレットや何かも今旅図鑑というのが日本語で出しているんですけども、それよりもっとコンパクトにした外国人向けのようなのを発行しようかということで、それは町独自で全部今ご説明したことをやろうとしている状況です。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 9番、山本裕吾議員。

○9番（山本裕吾議員） ここ数年で外国人、殊に東南アジア系の方が、我が国をお訪ねになっている方が急激にふえて、先般も中国でのいわゆる正月の関係でバカンスでこちらに来られたということで。昨年も函館にお邪魔させてもらった際、その支配人とも話したんですけども、お客さんが7割を超えているんだと言うんです。外国さん。それでもう要するに成り立っていると。本町の場合は奥座敷の糠平温泉があるんですけども、私も観光協会等も含めてずっと長年お話ししてきましたけれども、やはり外国人さんの、外国からおいでになった方の入浴のマナーとかいろいろなことが懸念されている状況の中で、昨今ではニセコのほうではコンドミニウム等、あるいはいろいろな商業施設等が活性化されてきているということで、我が国においては海外からのお客さんをこれから重視するというございますし、今回のこの件についてはただいま課長からお話がありましたように外国からおいでになる方の、憩いよく過ごしていただく方の対応というふうに捉えたいと思いますけれども、今後、国からのこういうような交付金をいただいて、あるいは国も恐らく今後これから外国人に対する観光客ということは、おもてなしということも含めて国は推進していくと思いますので、今回は現状が52の人から554人、711人と上期だけでですね、平成26年度。伸長してきているものから、その辺観光をなりわいとされている方々と深く、やはり今後話しされて、今回はこの件については承知いたしましたけれども、今後の方向性も含めて、展望的なこともありましたらこの際お尋ねしておきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 柚原商工観光課長。

○柚原幸二商工観光課長 確かにこれをやったからといってすぐ人がふえて観光関係業者が潤うかといったら、なかなか一概にそれは言えないんですけども、やはりこういったことの手段として1つのツールとしてやっていかないとなかなかそういう観光客を誘致するという事は難しいということもありますし、またこういう事業を実施する場合には当然事業者等も含めまして、観光協会等も含めまして、事前にいろいろな協議をさせていただきながらやっていただくというような形をとっていきたいと思いますし、また今回初めてこういったことをやりますんで、来年以降、今回やってみた実施によって

はまた中身いろいろ変えてやる可能性もありますし、中止するかもしれません。その辺はまた 27 年の実施状況を見ながら来年以降判断していきたいと思います。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） ほかは質疑ありますか。

3 番、山本弘一議員。

○3 番（山本弘一議員） 8 ページなんですけれども、ふるさと納税の子育て少子化対策基金に 2 億, 000 万円、本年度も積み立てるということがありますけれども、このでき上がった経過を見たときに、毎年ふるさと納税、金額は別としても積み立てていくと思うんですけれども、子育て少子化対策夢基金という、そこへ積み立てていくのはいいんですけれども、この基金の建前上、それ以外のものにふるさと納税の積立金を活用するのは難しいかと思うんですけれども、これずっとこの基金に積み立てて、少子化対策だとかその部分のみに使用していくのか、その辺をちょっと伺いたいんですけれども。

○議長（杉山幸昭議長） 早坂企画財政課長。

○早坂清光企画財政課長 お答えをいたします。

歳入のほうもふるさと納税の寄附金、全てがふるさと納税の寄附金ということでございませぬけれども、企業さんが町にご寄附をしている場合もありますので、歳入のほうの 6 ページで、今回最終的には寄附額が 9 億 200 万円というようなことになってくるんですが、それで委員会の折にもご説明を申し上げているところでございますけれども今ふるさと納税をいただいて、ふるさと納税については目的を指定しないで寄附をいただく分と教育に使ってください、観光に使ってくださいということで指定をされて寄附をいただく場合がございます。一般寄附の部分については、一般寄附の分の金額の総体から全体の特産品を発送している金額を差し引いて、あるいは開催しましたふるさと納税の大感謝祭だとか、そういう経費を差し引いて残った額と指定寄附の中の子育て、教育ということでいただいている部分の寄附額を合わせまして、それを今回 5 億 200 万円ということでこの基金に積みさせていただきました。

それから、財政調整基金ということで、今回歳出のところ 9 億 900 万円ということで見させていただきましたけれども、観光に使ってください、農林業に使ってくださいあるいは福祉に使ってくださいというようなことで、そういう指定をいただいた寄附は 27 年度の需用費に充てていくということでご説明させていただいておりますけれども今回その分については財政調整基金に一旦繰り入れて 27 年度の財源として観光、農林業、医療福祉の関係の予算に充当させていただくということになっておりますので、子育て基金は子育て基金としての活用をさせていただきますけれども、そういうことで

そういう指定の寄附の分についてはそれぞれの分野に有効に活用させていただくということで進めさせておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 説明の内容はわかりますけれども、子育て基金というところのこの指定基金といってもそれに対しての寄附された方々にそれぞれの町内産を返すわけでありますから、どの指定寄附であってもそのものの経費、その他は変わらないと思うんです。あえて教育、子育てだけということで25億00万円が純然たるあったのかと。いったら、はっきり言ってそれはいかなものかなと、ちょっと私が理解できないんですけども、やはり使い方において私が言いたいのは、子育ても大変重要なことだと思いますが、やはり経済対策、今課長が言われたように、そういうものにも満遍なく使えるような形が望ましいのかなと。このままの形でいくと子育て少子化対策夢基金というのがふえて、その基金の建前上、それ以外のものが一般寄附という形になって今使われているということでありまして、このものがふえて子育てにメインにやっていくと。これ町長の姿勢だろうと思いますけれども、私としてはやはりもうちょっと同じ基金の建前上、余裕のあった基金の形が望ましいかなと、そういうことで今質問しました。その辺いかがですか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 全国から寄附をいただいてまちづくりに生かしてほしいという、そういう思いであろうと思いますが、そういった中で全国の方々にどんな形でのお返しの仕方が一番望ましいのかというのも議会の中でも議論をいただいたというふうに思っております。そういった中で指定されて、目的を持って、このことについて使ってほしいというものについてはそのように使わせていただいていますし、それ以外の一般、今町が課題となっていることについてはどうぞそれなりにやっていただきたいということの中で今日的な課題になっている少子化問題、あるいは人口減少問題、こういったことに、それは日本全体の課題でもありますし、本町にとってもそれは大きな課題であると。やがて今の状況の中でいくと人口減少になって自治体そのものが衰退していった大変な状況になるということから、それらを含めて皆さん方のご意見をいただいて、ふるさと夢基金という条例化をしていただいたということでありまして、その条例に基づいて今しっかりと執行させていただきたいということでありまして。

もし、先々のことを考えるとすれば、その少子化対策によってこの少子化問題が本町によって解決されたという状況になったときに改めて、事業についての割りといいますか、新たな考え方がそこでまた生まれてきていいのではないかと、そんなふうに思います。

けれども、今段階ではまだまだ少子化対策に対する支援としては、足りないものといえますか、まだまだすべきことがたくさんあるというふうに思っています。

今回も委員会の中で説明させていただいておりますけれども、この2億円というお金が相当大きそうだなということではありますが、例えば単年度で解決するような問題、バスを購入したとか、それは単年度で解決しますけれども、この基金を使って保育料の無料化をしました。幼稚園の無料化をしました。あるいはあわせて保育料のほうの減免軽減をさせていただきました。これはいわゆる子育ての負担軽減を図るということでもありますけれども、これを1年間で終えるような施策であってはならないだろうということがあります。少なくとも今回皆様方にご提案させていただきましたけれども、10年間は安心してそういった軽減がされるんだということがあって、初めて保護者の方々も心配なく保育所のほうに送ることができるなど、これが1年たった後に寄附金がなくなったらやめたと、そんなわけにはいかないだろうということからそういう使い方をこの後させていただきたいということだとか、あるいはかねてから課題になっております町遊園地ですね。子供たちが本当に伸び伸びと家族そろって遊べる、そういった環境整備も必要でないだろうかと。これは大きな投資が必要になってきますので、そういったことも含めて今留保させていただいたということでもありますから、これが余っているということではなくて、今必要な基金として将来的な負担を見込んで確保しているということがあります。

いずれにしてもこの子育て少子化対策夢基金というのは、よその町、そうそうつくられていることではありません。おっしゃったとおり、上士幌町がたくさんの全国からの応援をいただいているという原資を持ってやっているわけでもありますけれども、このことによってこの子育てが充実する、あるいは少子化対策がある程度目安がついてくるとそういったときには多分、そのことによって私は、地域振興だとか、あるいは雇用だとか、産業振興だとか、必ずそういったことにもつながっていくというふうにこのふるさと納税の夢基金についての意味については含めて理解をして進めているというつもりがあります。

改めてでありますけれども、単に子供とその保護者に対する手厚い支援ということではなくて、幅広い意味合いを持ってこの基金を積みさせていただいていることを改めてご理解をいただいて、しばらくの間、この町に子供たちがにぎわいを持つ、そしてまた子供たちと、それからお年寄りも含めて世代間交流ができて、町が活性になっていく、そういう姿を目指して進めている事業でありますので、もう少しそういった意味でのご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 町長の答弁、理解しておりますけれども、子育て支援の基金を使った中で、上土幌のまず人口減少、それから少子化対策歯どめをかけていきたいと、このことは十分理解をできます。

ただ、国としては今地方創生時代で各地方が元気になってくれというようないろいろな財政支援含めた施策がございますけれども、一方我が町においての子育てというんですか、学校教育含めて、やはり今度僻地の子供たちは町の学校、保育所へ一極集中になるわけですよ。そういう格差、それから保護者の負担を含めて、この夢基金も十分利活用した中で進めていただきたいなど。

だから、使い方によってはいろいろなことを考えられますけれども、我が町の方策は学校教育関係、町長が進めている子育て支援そのものが町へ対しての一極集中になっておりますから、その辺のやはり地域の僻地の子供たち、父兄の方々の目線に立ったような教育委員会含めた中で、施策を十分にこれを使ってやっていただきたいと。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 要望でいいですか。

○3番（山本弘一議員） はい。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑ありますか。

6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） まず、報償費で1万,000円、この報償費が問題ではなくて総合戦略検討会議に、これを予算化するには恐らく何人でどういう、何回ぐらいと、こういったことを勘案しているんだろうというふうに思うんです。それをお聞かせ願いたい。

それから、総合戦略策定調査等の業務、これ委託業務で〇〇万円、一定の説明は受けたというふうに思っているんですけれども、この施策自体は、私自身は自民党の選挙対策の一環だ、地方創生という名のもとにという形で非常に急激な形でこの多くを国で予算化をしたという経緯があります。ですから、どうしても町村は十分な検討をして、町村のタイムスケジュールではなくて、国のタイムスケジュールで事業をやらなければならないというふうに見て心配をしています。

しかし、いただいたものは町のために有効に活用をするということが必要というのは当然だというふうに思いますので、その辺についてどういう方向で進めていくのか。

それから、町民の意見をどういうふうに聞いていくのか。

そういうことも含めて、この際ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。



もう一点は、皆さんは内容をわかって使われているんだなとも思うんですけども、インバウンドというこの英語の言葉、これは特別意味がある、あるいは業界用語としてきっと意味があることなのかどうか。例えば外国招待、外国客おもてなし事業みたいな形だったらどんなことをやるのかというのは町民にも非常にわかるんです。ネーミングも行政を行う上では、例えば元気町上士幌、これを上士幌町です、これ違う、それだけで気の持ちようが違うというのは当初竹中町長が言ったことです。ですから、これも僕が知らないだけできっと適切な意味があるんだろうなと思うんで、この意味やネーミングをこうしたのは上の指示であれば仕方ないんですけども、庁内であればどういう経過を経てこういう名前にしたのかお聞きをさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（杉山幸昭議長） 早坂企画財政課長。

○早坂清光企画財政課長 初めに、後段ちょっと私、十分聞き取っていなかった部分があったので、もう一度お聞きしなければならないことがあるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

まず、総合戦略策定事業の報償費のご質問でしたけれども、これについては町民の皆さんに委員になっていただくということで、町内各地域から出てきていただくということを想定しているものですから、予算としましては糠平から委員さんが3名、3回出てくるという、積算としては、糠平につきましては20円の3名の3回と、それから北門地区ということで仮定しまして680円の2名の3回分というようなことでこの1万5,000円という数字にさせていただいております。

それから、2点目の委託事業の関係でしたけれども、これにつきましては、東京のシンクタンクということでなくて、十勝圏におられるそういう事業をしていただけたところをお願いをしようというようなことで考えておりますけれども、町のこれからの各事業所の雇用計画をどのように持っているのか、あるいは事業をどう拡張していこうとしているのか、どういう生産額の見込みを持っているのかということなり、そういう個別の各産業にわたって聞き取り調査等を実施して、この町の計画づくりの基礎数値を押さえるというのを、それだけではございませんけれども、そのようなことでいろいろな基礎となるデータ、数値を調査して調べていただくというようなことを重点に委託をすることを考えております。

それから、総合戦略の検討会につきましては、町の各関係の各団体の皆さん、またこれまで加わっていただけていない金融だとか労働だとかいろいろな団体、各関係の皆さんに入らせていただいて、それぞれのお立場からいろいろな見解、ご意見をいただきな

から進めたいというようなことで考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 柚原商工観光課長。

○柚原幸二商工観光課長 インバウンドのネーミングなんですけれども、詳しい言葉の表現方はわからないんですけれども、日本の国の方針としまして、ビジット・ジャパンとって外国人客を、000万人受け入れましょうという事業が一環の中で、そういう言葉としてインバウンドという言葉が出てきて、それがいまだにずっと我々も外国人を誘客するネーミングとして、ただ単に使っているというような状況がございまして、特に大意があって片仮名にしたとか、そういうことではなく、わかりやすい言葉にきなさいと広報や何かに載せるときにはもう少しわかりやすい言葉で、そういう端的な言葉遣いにするべきかなと思います。ただ、意図的にこの事業名をここに載せたというわけではなく、国の流れからしてそういったような外国人誘客を国の政策としてやる。地方もそういった部分でやらなくちゃ。実際ふえてきていますんで、そういった事業もこういう小さな町村でもやりましょうかというような言葉遣いになっているということでご理解いただければと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） わかりました。

まず、先に今のインバウンド、もし、行政が行っていることを住民に十分理解をしてもらおうというお気遣いをするのであれば、副題をつけたり、そういうことをやはり僕はすべきだと思うんです。というのは時々行政用語がわからないとか、これはどういう意味だとかという質問を受けるんです。それが住民に対するお金じゃない優しさとか本来行政が持つ精神ではないかなというふうにちょっと思うので、今後、これがだめだというつもりはありませんから、高齢者や住民にもわかりやすいようなネーミングやそのネーミングがインパクトあるんだから使いたいということであれば副題をつけるとか、そういう形でひとつ対応をお願いしたいなというふうに思います。

それから、戦略検討委員会、今お話ではメンバーは従来の町内団体という枠をもう少し大きく広げて、銀行であるとか、あるいは労働団体であるとか、こういったことも含めて対応したいと、こういうことなんですけれども、これからの町を考えなければならぬ。今、表向きは非常に問題なさそうに見えますけれども、片方では人口減少で町が消失をする。うちの町も一般的な統計では消える側のほうの町なわけでありまして。そういうことからいって、そういう危機感を、農業でいえば今僕らの世代、つまり後継に経営権を渡す世代の人たちは、今の若い人たちがそういう危機感があるんだろうかという心配を親子でもしている方がおられます。それで、こういう各、広くというときには実

行団体、例えば農協の組合長さんを初め、理事者の皆さんだとか、商工会のその理事の皆さんだとかというものは別枠に青少年枠とか若年層の枠を1つつくって、そこにも1枠入れてもらう。必要であれば、そういうときに将来何も考えなくて大丈夫だろうという危機感も含めてやるような方向が僕は必要だなというように思っているのですが、そういう考えはこの中にあるのか、ないのか。今の考え方について、考え等を含めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 早坂企画財政課長。

○早坂清光企画財政課長 現段階で、この会議のどういう組織構成なり、どういう立ち上げるかということが正直申し上げまして整理できているかと言われますと整理できてはおりませんけれども、さっき議員おっしゃるように幅広くご意見を聞くということでは各機関の代表者の方を集めてやりましたということではそういうことにはならないのというふうに思いますので、それが全体会議に皆さん集まっただいて、分科会方式にするのがいいのか、あるいはまた別な方々に、またさらに若い方なり、いろいろな方に集まっただいて分科会方式でいろいろなテーマごとに議論をして、それを積み重ねて最終的に戦略の検討会議で検討していくという部分になるのか、その辺の部分についてはこの後十分にご意見等を踏まえて精査をさせていただいて立ち上げていきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 観光課長のほうは要望でいいですか。答弁要りますか。

○6番（佐々木 守議員） あれば答弁をお願いしたい。

○議長（杉山幸昭議長） 柚原商工観光課長。

○柚原幸二商工観光課長 確かに議員おっしゃるとおりなるべく平易なわかりやすい内容とかネーミング等は、いいんですよ、その話で、そういったことで今後気をつけていきたいと思います。お願いします。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑ありますか。

3番、山本弘一議員。

ちょっと暫時休憩させてください。

(午前11時23分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

(午前11時23分)

---

○議長（杉山幸昭議長） ほか質疑ありますか。

7番、角田久和議員。

○7番（角田久和議員） 7ページの上士幌町交流と居住を促進する会、今回交付金等で2,815万円予算化されているんですけども、先般観光協会の理事会がありまして、観光協会もこの会に参加するということで、機関決定したんですけども、構成員を見ていますとこの促進する会の構成員にNPO法人があつて、そしてそのNPO法人の会員というか構成員がまた単独でこれの会の会員になっているんです。だから、ダブリで入っているんです。だから、それが果たしていいものかと。組織団体であれば、そういうダブリをなくしたほうが自然じゃないか。整理する必要があるんじゃないかと私は思っただんですけども、そういう考えに対して行政側の考えを質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 柚原商工観光課長。

○柚原幸二商工観光課長 促進する会の構成メンバーで、多分NPOの中に参加している1会社の話だと思うんですけども、そこら辺は生い立ちの中で多分当時としては参加していたんじゃないかというふうな解釈はするんですけども、まだ促進する会、これから総会等をやる予定なんですけれども、事務局的には今ご提案あったということでどうするかすぐお答えはちょっとできないんですけども、同じ団体から出ているという意味合いでいけばダブリかなというような感じはするんですけども、ただこの促進する会の設立のときも尽力していただいた方も入っているというような感触を得ていますけれども、そこら辺はちょっと今後整理させていただきたいということでよろしいでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長） ほか質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） よろしいですね。

これをもって議案第31号並びに議案第32号に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第31号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 32 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

---

◎監報告第 1 号及び監報告第 2 号の上程、報告

○議長（杉山幸昭議長） 日程第 13、監報告第 1 号例月出納検査報告について、日程第 14 監報告第 2 号定期監査報告について、以上 2 件を一括して議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに代表監査委員より報告の説明を求めます。

新田勝幸代表監査委員。

○新田勝幸代表監査委員 初めに、監報告第 1 号例月出納検査報告について、その結果を報告申し上げます。

現金出納の検査につきましては、地方自治法第 109 条の 2 第 1 項の規定に基づき、実施しているものでございます。

今回の報告は、平成 26 年 11 月分、12 月分、平成 27 年 1 月分の例月出納検査結果を報告するものでございます。

検査の対象は、一般会計及び特別会計の現金の出納状況でございます。

提出された各会計、各月ごとの収支状況などの資料を参考としながら、収入・支出伝票、預貯金通帳等の検査を実施いたしました。

検査の結果、計数などは正確であり、諸帳簿などと相違ないことを確認いたしましたことをご報告申し上げます。

次に、監報告第 2 号定期監査報告について、その結果を報告申し上げます。

定期監査につきましては、地方自治法第 109 条第 9 項の規定により結果を報告するものでございます。

監査の実施概要ですが、今回につきましては、定期監査として建設課を対象に実施い

たしました。監査日時、監査対象等は、報告書に記載のとおりでございます。

監査に当たっては、監査対象とした工事が適法に正確かつ効率的に執行されているかについて、契約事務確認や関係書類の管理状況等の監査を行いました。

また、工事箇所の視察調査を行い、担当者から説明を受け、確認を実施しました。

定期監査の総合意見といたしまして、予算執行状況及び財務に関する事務について、関係規定、契約等に基づき適正に執行されておりますが、工事完成後の支払い事務において請求書の日付の記入を改善点として指摘しております。

以上、定期監査の結果報告といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 代表監査委員より提出された例月出納検査報告書の収支状況等は、添付を省略しておりますので、必要な場合は事務局で閲覧を願います。

以上で、監報告第1号から監報告第2号までを報告済みとし、監査委員からの報告を終わります。

---

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（杉山幸昭議長） 日程第15、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、会議規則第 条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査は、これを承認することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 以上をもって、本定例会の会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

平成27年第1回上士幌町議会定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

今定例会が3月3日から8日間の会期にわたり、本会議及び委員会の議事運営に特段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

以上をもって、平成27年第1回上土幌町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時31分)

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員